

- 審査事務規程の第33次改正 -

自動車に備える灯火の数、取付要件等の明確化と
ディーゼル4モード規制の適用表の改正を行いました。

自動車検査独立行政法人（略称：自動車検査法人）は、国土交通省が平成17年11月9日に灯火の数、取付要件等について細目告示の一部を改正したため、及びディーゼル4モード規制の適用表に適用時期及び規制値を加えるため、審査事務規程の一部改正を行い、平成17年11月9日から施行します。

主な改正の概要は、次のとおりです。

(1) 灯火の数及び取付要件に係る基準の改正

長さ6メートルを超える乗合自動車と貨物自動車の後退灯の数について、従来の「2個以下」の要件を「2個、3個又は4個」に改正した。（4-78-3、4-78-10-3、4-78-11-3、5-78-3）

前部霧灯、車幅灯、前部上側端灯、前部反射器、側方灯、側方反射器、尾灯、後部霧灯、駐車灯、後部上側端灯、後部反射器、制動灯、補助制動灯及び方向指示器について、自動車の構造上、視認角度の要件に適合するように取り付けられない場合の取付方法について規定した。（4-61-3、4-63-3、4-64-3、4-65-3、4-66-3、4-67-3、4-69-3、4-70-3、4-71-3、4-72-3、4-73-3、4-76-3、4-77-3、4-79-3、5-61-3、5-63-3、5-64-3、5-65-3、5-66-3、5-67-3、5-69-3、5-70-3、5-71-3、5-72-3、5-73-3、5-76-3、5-77-3、5-79-3）

細目告示別添の技術基準が改正され、灯火等の光源は、特殊な工具等を使用することなく交換できなければならないとされたことに伴い、当該基準の適用時期を規定した。（4-105）

色度の変化する灯火は、光度が増減する灯火として取り扱うことを規定した。（4-82-1、5-82-1）

(2) 側面衝突基準の適用

側面衝突時の乗員保護性能に係る技術基準の一部改正に伴い、改正前の技術基準に適合している自動車については、改正後の基準に適合するものとして取り扱うことを規定した。（4-27-1）

(3) ディーゼル4モード規制適用表の改正

ディーゼル4モード規制の適用関係の整理に係る適用表について、適用時期及

び規制値を加える改正を行った。(4 - 50 - 12 ~ 4 - 50 - 17)

(4) その他

これまでの審査事務規程改正における誤りを訂正するため、所要の改正を行った。

審査事務規程の全文は当法人ホームページ (<http://www.navi.go.jp/>)
審査事務規程 に掲載しています。

お問い合わせ先

〒160-0003 東京都新宿区本塩町 8 - 2 住友生命四谷ビル

自動車検査法人本部 業務部業務課

電話 03 - 5363 - 3441 (代表)

03 - 5363 - 3519 (直通)

FAX 03 - 5363 - 3347

E-mail gyoumuka@navi.go.jp

「審査事務規程」(平成14年7月1日検査法人規程第11号)改正新旧対照表

平成17年11月9日施行

新	旧
<p>4 - 9 原動機及び動力伝達装置 4 - 9 - 5 - 1 性能要件(視認等による審査) (1)(略) (2) (1) において、速度制限装置を用いて最高速度を制限することにより別添8「連結車両の走行性能の技術基準」の基準を満たすこととなっている<u>牽引自動車</u>の速度制限装置を、「速度制限装置が装着された大型トラクタの速度制限装置の機能確認等について」(平成8年12月27日自技第241号・自整第237号)別添速度制限装置の機能確認方法に基づき速度計試験機を用いること等により確認したときに、当該装置が正常に機能していない場合は、当該基準を満足していないものとする。</p> <p>4 - 19 被牽引自動車の制動装置 4 - 19 - 1 装備要件 (1) <u>被牽引自動車</u>には、走行中の自動車が確実にかつ安全に減速及び停止を行うことができ、かつ、平坦な舗装路面等で確実に当該自動車を停止状態に保持できるものとして、制動性能に関し、4 - 19 - 2の基準に適合する2系統以上の制動装置を備えなければならない。(保安基準第12条第1項関係) (2) (略)</p> <p>4 - 24 高压ガスの燃料装置 4 - 24 - 1 性能要件 4 - 24 - 1 - 1 視認等による審査 (1) 高压ガスを燃料とする自動車((3)に掲げる自動車を除く。)の燃料装置は、爆発等のおそれがないものとして強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第17条第1項関係、細目告示第20条第1項関係、細目告示第98条第1項関係) ガス容器は、容器保安規則(昭和41年通商産業省令第50号)第7条及び第17条に規定する構造及び機能を有するものであること。この場合において、次のいずれかの方法により確認ができるものについては、この基準に適合するものとする。</p> <p>ア 容器再検査を受けたことがない高压ガス容器 高压ガス保安法(昭和26年法律第204号)第45条の容器検査又は第49条の25(同法第49条の33第2項において準用する場合を含む。)による有効な刻印又は標章の掲示がその容器になされていることを確認すること。<u>ただし、</u>圧縮天然ガス自</p>	<p>4 - 9 原動機及び動力伝達装置 4 - 9 - 5 - 1 性能要件(視認等による審査) (1)(略) (2) (1) において、速度制限装置を用いて最高速度を制限することにより別添8「連結車両の走行性能の技術基準」の基準を満たすこととなっている<u>けん引自動車</u>の速度制限装置を、「速度制限装置が装着された大型トラクタの速度制限装置の機能確認等について」(平成8年12月27日自技第241号・自整第237号)別添速度制限装置の機能確認方法に基づき速度計試験機を用いること等により確認したときに、当該装置が正常に機能していない場合は、当該基準を満足していないものとする。</p> <p>4 - 19 被牽引自動車の制動装置 4 - 19 - 1 装備要件 (1) <u>被けん引自動車</u>には、走行中の自動車が確実にかつ安全に減速及び停止を行うことができ、かつ、平坦な舗装路面等で確実に当該自動車を停止状態に保持できるものとして、制動性能に関し、4 - 19 - 2の基準に適合する2系統以上の制動装置を備えなければならない。(保安基準第12条第1項関係) (2) (略)</p> <p>4 - 24 高压ガスの燃料装置 4 - 24 - 1 性能要件 4 - 24 - 1 - 1 視認等による審査 (1) 高压ガスを燃料とする自動車((3)に掲げる自動車を除く。)の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第17条第1項関係、細目告示第20条第1項関係、細目告示第98条第1項関係) ガス容器は、容器保安規則(昭和41年通商産業省令第50号)第7条及び第17条に規定する構造及び機能を有するものであること。この場合において、次のいずれかの方法により確認ができるものについては、この基準に適合するものとする。</p> <p>ア 容器再検査を受けたことのない高压ガス容器 高压ガス保安法(昭和26年法律第204号)第45条の容器検査又は第49条の25(同法第49条の33第2項において準用する場合を含む。)による有効な刻印又は標章の掲示がその容器になされていることを確認すること。<u>この場合において、</u>圧縮</p>

自動車燃料装置用容器〔圧縮天然ガス(メタンガスを主成分とする高圧ガスをいう。4-24-1-1及び4-24-5-1において同じ。)を燃料とする自動車のガス容器のうち容器保安規則第2条第10号の圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器とされるものをいう。4-24-1-1(1)イ及び4-24-5-1において同じ。〕であって、同法第46条の規定による表示が燃料充填口近傍になされている場合は、当該表示により確認することができる。

(参考)(略)

イ 容器再検査を受けたことがある高圧ガス容器

同法第49条による有効な刻印又は標章の掲示がその容器になされていることを確認すること。ただし、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器であって、同法第46条の規定による表示が燃料充填口近傍になされている場合は、これにより確認することができる。

(参考)(略)

~ (略)

(2) (略)

(3) 圧縮水素ガス(水素ガスを主成分とする高圧ガスをいう。以下同じ。)を燃料とする自動車(二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第17条第1項関係、細目告示第20条第3項関係、細目告示第98条第3項関係)

ガス容器は、容器保安規則第7条及び第17条に規定する構造及び機能を有するものであること。この場合において、次のいずれかの方法により確認ができるものについては、この基準に適合するものとする。

ア 容器再検査を受けたことがない高圧ガス容器

高圧ガス保安法第45条又は第49条の25(同法第49条の33第2項において準用する場合を含む。)による有効な刻印又は標章の掲示がその容器になされていることを確認すること。ただし、同法第46条の規定による表示が燃料充填口近傍になされている場合は、当該表示により確認することができる。

イ 容器再検査を受けたことがある高圧ガス容器

同法第49条による有効な刻印又は標章の掲示がその容器になされていることを確認すること。ただし、同法第46条の規定による表示が燃料充填口近傍になされている場合は、当該表示により確認することができる。

4-24-5 従前規定の適用

4-24-5-1 性能要件

(1) 高圧ガスを燃料とする自動車(4-24-1-1(3)に掲げる自動車を除く。)の燃料装置は、次の基準に適合するものでなければならない。(細目告示第98条第1項、

天然ガス自動車燃料装置用容器(圧縮天然ガス(メタンガスを主成分とする高圧ガスをいう。以下同じ。)を燃料とする自動車のガス容器のうち容器保安規則第2条第10号の圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器とされるものをいう。以下同じ。) にあつては、同法第46条により標章の掲示が燃料充填口近傍になされているので、これにより確認してもよい。

(参考)(略)

イ 容器再検査を受けたことのある高圧ガス容器

同法第49条による有効な刻印又は標章の掲示がその容器になされていることを確認すること。この場合において、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器にあつては、同条による有効な標章の掲示が燃料充填口近傍になされていることを確認すること。

(参考)(略)

~ (略)

(2) (略)

(3) 圧縮水素ガス(水素ガスを主成分とする高圧ガスをいう。以下同じ。)を燃料とする自動車(二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第17条第1項関係、細目告示第20条第3項関係、細目告示第98条第3項関係)

ガス容器は、容器保安規則第7条及び第17条に規定する構造及び機能を有するものであること。この場合において、次のいずれかの方法により確認ができるものについては、この基準に適合するものとする。

ア 容器再検査を受けたことがない高圧ガス容器

高圧ガス保安法第45条又は第49条の25(同法第49条の33第2項において準用する場合を含む。)による有効な刻印又は標章の掲示がその容器になされていることを確認すること。

イ 容器再検査を受けたことのある高圧ガス容器

同法第49条による有効な刻印又は標章の掲示がその容器になされていることを確認すること。

4-24-5 従前規定の適用

4-24-5-1 性能要件

(1) 高圧ガスを燃料とする自動車の燃料装置は、次の基準に適合するものでなければならない。(細目告示第98条第1項、第176条第1項関係)

第 176 条第 1 項関係)

ガス容器は、容器保安規則（昭和 41 年通商産業省令第 50 号）第 7 条及び第 17 条に規定する構造及び機能を有するものであること。この場合において、次のいずれかの方法により確認ができるものについては、この基準に適合するものとする。

ア 容器再検査を受けたことがない高圧ガス容器

高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）第 45 条の容器検査又は第 49 条の 25（同法第 49 条の 33 第 2 項において準用する場合を含む。）による有効な刻印又は標章の掲示がその容器になされていることを確認すること。ただし、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器であって、同法第 46 条の規定による表示が燃料充填口近傍になされている場合は、当該表示により確認することができる。

（参考）(略)

イ 容器再検査を受けたことがある高圧ガス容器

同法第 49 条による有効な刻印又は標章の掲示がその容器になされていることを確認すること。ただし、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器であって、同法第 46 条の規定による表示が燃料充填口近傍になされている場合は、当該表示により確認することができる。

（参考）(略)

～ (略)

(2) (略)

4 - 24 - 6 従前規定の適用

4 - 24 - 6 - 1 性能要件（視認等による審査）

高圧ガスを燃料とする自動車の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 17 条第 1 項関係、細目告示第 20 条第 1 項関係、細目告示第 98 条第 1 項関係）

ガス容器は、容器保安規則（昭和 41 年通商産業省令第 50 号）第 7 条及び第 17 条に規定する構造及び機能を有するものであること。この場合において、次のいずれかの方法により確認ができるものについては、この基準に適合するものとする。

ア 容器再検査を受けたことがない高圧ガス容器

高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）第 45 条の容器検査又は第 49 条の 25（同法第 49 条の 33 第 2 項において準用する場合を含む。）による有効な刻印又は標章の掲示がその容器になされていることを確認すること。ただし、同法第 46 条の規定による表示が燃料充填口近傍になされている場合は、当該表示により確認することができる。

イ 容器再検査を受けたことがある高圧ガス容器

ガス容器は、容器保安規則（昭和 41 年通商産業省令第 50 号）第 7 条及び第 17 条に規定する構造及び機能を有するものであること。この場合において、次のいずれかの方法により確認ができるものについては、この基準に適合するものとする。

ア 容器再検査を受けたことがない高圧ガス容器

高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）第 45 条の容器検査又は第 49 条の 25（同法第 49 条の 33 第 2 項において準用する場合を含む。）による有効な刻印又は標章の掲示がその容器になされていることを確認すること。この場合において、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器（圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器のうち容器保安規則第 2 条第 10 号の圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器とされるものをいう。以下同じ。）にあつては、同法第 46 条により標章の掲示が燃料充填口近傍になされているので、これにより確認してもよい。

（参考）(略)

イ 容器再検査を受けたことのある高圧ガス容器

同法第 49 条による有効な刻印又は標章の掲示がその容器になされていることを確認すること。この場合において、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器にあつては、同条による有効な標章の掲示が燃料充填口近傍になされていることを確認すること。

（参考）(略)

～ (略)

(2) (略)

4 - 24 - 6 従前規定の適用

4 - 24 - 6 - 1 性能要件（視認等による審査）

高圧ガスを燃料とする自動車の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 17 条第 1 項関係、細目告示第 20 条第 1 項関係、細目告示第 98 条第 1 項関係）

ガス容器は、容器保安規則（昭和 41 年通商産業省令第 50 号）第 7 条及び第 17 条に規定する構造及び機能を有するものであること。この場合において、次のいずれかの方法により確認ができるものについては、この基準に適合するものとする。

ア 容器再検査を受けたことがない高圧ガス容器

高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）第 45 条の容器検査又は第 49 条の 25（同法第 49 条の 33 第 2 項において準用する場合を含む。）による有効な刻印又は標章の掲示がその容器になされていることを確認すること。

イ 容器再検査を受けたことのある高圧ガス容器

同法第 49 条による有効な刻印又は標章の掲示がその容器になされていることを確認すること。ただし、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器であって、同法第 46 条の規定による表示が燃料充填口近傍になされている場合は、当該表示により確認することができる。

~ (略)

4 - 26 車枠及び車体

4 - 26 - 6 - 1 性能要件

(1) 車枠及び車体は、次の基準に適合するものでなければならない。

車枠及び車体は、堅ろうで運行に十分耐えるものであること。この場合において著しく損傷した車枠及び車体は、「堅ろう」とされないものとする。

車体は、車枠に確実に取り付けられ、振動、衝撃等によりゆるみを生じないようになっていること。

(2) ~ (7) (略)

4 - 26 - 7 - 1 性能要件

(1) 車枠及び車体は、次の基準に適合するものでなければならない。

(略)

車体は、車枠に確実に取り付けられ、振動、衝撃等によりゆるみを生じないようになっていること。

(2) (略)

(3) 次に掲げるものは、(2)の「他の交通の安全を妨げるおそれのあるもの」とされないものとする。

(略)

貨物の運送の用に供する普通自動車の後車輪であって、4 - 29 の基準に適合する巻込防止装置等を備えており、かつ、当該巻込防止装置等の平面部が最外側にある前車輪及び後車輪のそれぞれの車軸中心を通る鉛直面における車輪等回転部分の最外側（車軸中心より下方の部位を除く。）の鉛直線と接地面との交点を結ぶ直線（前車輪を有しない被牽引自動車にあつては、後車輪の車軸中心を通る鉛直面における車輪等回転部分の最外側（車軸中心より下方の部位を除く。）の鉛直線と鉛直面との交点を通り車両中心線に平行な直線）より外側に取り付けられているもの。

(参考図) (略)

(4) ~ (7) (略)

4 - 27 衝突時の車枠及び車体の保護性能

同法第 49 条による有効な刻印又は標章の掲示がその容器になされていることを確認すること。

~ (略)

4 - 26 車枠及び車体

4 - 26 - 6 - 1 性能要件

(1) 車枠及び車体は、次の基準に適合するものでなければならない。

車枠及び車体は、堅ろうで運行に十分耐えるものであること。この場合において著しく損傷した車枠及び車体は、「堅ろう」とされないものとする。

車体は、車枠に確実に取り付けられ、振動、衝撃等によりゆるみを生じなようになっていること。

(2) ~ (7) (略)

4 - 26 - 7 - 1 性能要件

(1) 車枠及び車体は、次の基準に適合するものでなければならない。

(略)

車体は、車枠に確実に取り付けられ、振動、衝撃等によりゆるみを生じなようになっていること。

(2) (略)

(3) 次に掲げるものは、(2)の「他の交通の安全を妨げるおそれのあるもの」とされないものとする。

(略)

貨物の運送の用に供する普通自動車の後車輪であって、4 - 29 の基準に適合する巻込防止装置等を備えており、かつ、当該巻込防止装置等の平面部が最外側にある前車輪及び後車輪のそれぞれの車軸中心を通る鉛直面における車輪等回転部分の最外側（車軸中心より下方の部位を除く。）の鉛直線と接地面との交点を結ぶ直線（前車輪を有しない被けん引自動車にあつては、後車輪の車軸中心を通る鉛直面における車輪等回転部分の最外側（車軸中心より下方の部位を除く。）の鉛直線と鉛直面との交点を通り車両中心線に平行な直線）より外側に取り付けられているもの。

(参考図) (略)

(4) ~ (7) (略)

4 - 27 衝突時の車枠及び車体の保護性能

<p>4 - 27 - 1 性能要件（書面等による審査）</p> <p>[前面衝突時の乗員保護性能]</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>[オフセット衝突時の乗員保護性能]</p> <p>(4)から(6) 欠番</p> <p>[側面衝突時の乗員保護性能]</p> <p>(7)～(9) (略)</p> <p>(10) 平成 16 年国土交通省告示第 499 号による改正前の細目告示別添 24「側面衝突時の乗員保護装置の技術基準」に適合しているもの及び平成 17 年国土交通省告示第 1337 号による改正前の細目告示別添 24「側面衝突時の乗員保護装置の技術基準」に適合しているものは、(7)の基準に適合するものとする。(適用関係告示第 15 条第 6 項、8 項関係)</p> <p>[歩行者保護性能]</p> <p>(11)～(14) (略)</p>	<p>4 - 27 - 1 性能要件（書面等による審査）</p> <p>[前面衝突時の乗員保護性能]</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>[オフセット衝突時の乗員保護性能]</p> <p>(4)から(6) 欠番</p> <p>[側面衝突時の乗員保護性能]</p> <p>(7)～(9) (略)</p> <p>(10) 平成 16 年国土交通省告示第 499 号による改正前の細目告示別添 24「側面衝突時の乗員保護装置の技術基準」に適合しているものは、(7)の基準に適合するものとする。(適用関係告示第 15 条第 6 項関係)</p> <p>[歩行者保護性能]</p> <p>(11)～(14) (略)</p>
<p>4 - 27 - 7 - 1 性能要件</p> <p>[前面衝突時の乗員保護性能]</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>[側面衝突時の乗員保護性能]</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>(7) 平成 16 年国土交通省告示第 499 号による改正前の細目告示別添 24「側面衝突時の乗員保護装置の技術基準」及び平成 17 年国土交通省告示第 1337 号による改正前の細目告示別添 24「側面衝突時の乗員保護装置の技術基準」に適合しているものは、(4)の基準に適合するものとする。(適用関係告示第 15 条第 6 項、8 項関係)</p>	<p>4 - 27 - 7 - 1 性能要件</p> <p>[前面衝突時の乗員保護性能]</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>[側面衝突時の乗員保護性能]</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>(7) 平成 16 年国土交通省告示第 499 号による改正前の細目告示別添 24「側面衝突時の乗員保護装置の技術基準」に適合しているものは、(4)の基準に適合するものとする。(適用関係告示第 15 条第 6 項関係)</p>
<p>4 - 27 - 8 - 1 性能要件</p> <p>[前面衝突時の乗員保護性能]</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>[側面衝突時の乗員保護性能]</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>(7) 平成 16 年国土交通省告示第 499 号による改正前の細目告示別添 24「側面衝突時の乗員保護装置の技術基準」及び平成 17 年国土交通省告示第 1337 号による改正前の細目告示別添 24「側面衝突時の乗員保護装置の技術基準」に適合しているものは、(4)の基準に適合するものとする。(適用関係告示第 15 条第 6 項、8 項関係)</p>	<p>4 - 27 - 8 - 1 性能要件</p> <p>[前面衝突時の乗員保護性能]</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>[側面衝突時の乗員保護性能]</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>(7) 平成 16 年国土交通省告示第 499 号による改正前の細目告示別添 24「側面衝突時の乗員保護装置の技術基準」に適合しているものは、(4)の基準に適合するものとする。(適用関係告示第 15 条第 6 項関係)</p>
<p>4 - 27 - 9 - 1 性能要件</p> <p>[前面衝突時の乗員保護性能]</p> <p>(1)～(3) (略)</p>	<p>4 - 27 - 9 - 1 性能要件</p> <p>[前面衝突時の乗員保護性能]</p> <p>(1)～(3) (略)</p>

[側面衝突時の乗員保護性能]

(4)～(6) (略)

(7) 平成 16 年国土交通省告示第 499 号による改正前の細目告示別添 24「側面衝突時の乗員保護装置の技術基準」及び平成 17 年国土交通省告示第 1337 号による改正前の細目告示別添 24「側面衝突時の乗員保護装置の技術基準」に適合しているものは、(4)の基準に適合するものとする。(適用関係告示第 15 条第 6 項、8 項関係)

[歩行者保護性能]

(8) (略)

4 - 28 車体表示

4 - 28 - 5 - 1 性能要件

(1)、(2) (略)

(3) 車両総重量が 20 t を超える自動車（被牽引自動車を除く。）の車体の前面には、当分の間、次の様式による標識を見やすいように表示しなければならない。ただし、保安基準第 55 条の規定により同令第 4 条の規定の適用を受けない車両にあっては、この限りではない。(平成 5 年運輸省令第 38 号附則第 2 項関係)

様式 (略)

4 - 29 巻込防止装置

4 - 29 - 3 取付要件（視認等による審査）

(1) 巻込防止装置は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第 18 条の 2 第 2 項関係、細目告示第 23 条第 4 項関係、細目告示第 101 条第 4 項関係)

(略)

巻込防止装置は、その平面部（湾曲部を除く。以下同じ。）前端を含み車両中心面に対して直角をなす鉛直面と前輪タイヤのうち最後部にあるものの後端を含む車両中心面に対して直角をなす鉛直面との距離及び平面部後端を含み車両中心面に対して直角をなす鉛直面と後輪タイヤのうち最前部にあるものの前端を含む車両中心面に対して直角をなす鉛直面との距離が 400mm 以下となるように取り付けられていること。ただし、セミトレーラに備える巻込防止装置にあっては、その平面部前端が補助脚より前方となるように取り付けられていなければならない。

[側面衝突時の乗員保護性能]

(4)～(6) (略)

(7) 平成 16 年国土交通省告示第 499 号による改正前の細目告示別添 24「側面衝突時の乗員保護装置の技術基準」に適合しているものは、(4)の基準に適合するものとする。(適用関係告示第 15 条第 6 項関係)

[歩行者保護性能]

(8) (略)

4 - 28 車体表示

4 - 28 - 5 - 1 性能要件

(1)、(2) (略)

(3) 車両総重量が 20 t を超える自動車（被けん引自動車を除く。）の車体の前面には、当分の間、次の様式による標識を見やすいように表示しなければならない。ただし、保安基準第 55 条の規定により同令第 4 条の規定の適用を受けない車両にあっては、この限りではない。(平成 5 年運輸省令第 38 号附則第 2 項関係)

様式 (略)

4 - 29 巻込防止装置

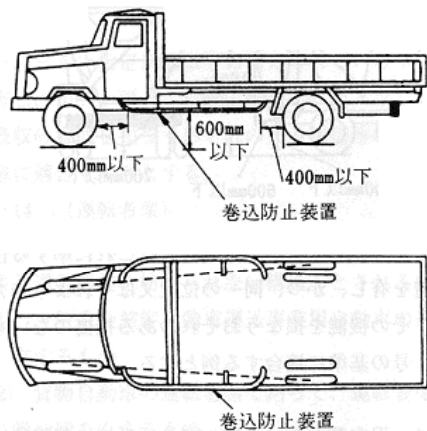
4 - 29 - 3 取付要件（視認等による審査）

(1) 巻込防止装置は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第 18 条の 2 第 2 項関係、細目告示第 23 条第 4 項関係、細目告示第 101 条第 4 項関係)

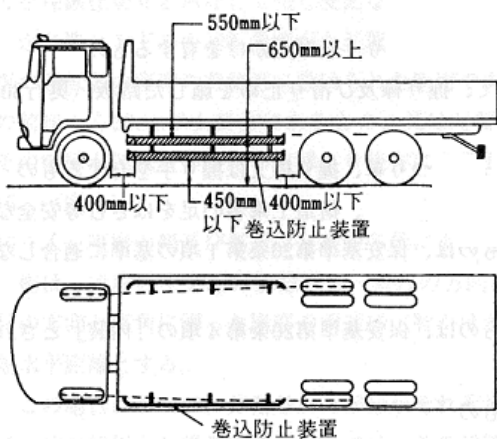
(略)

巻込防止装置は、その平面部（湾曲部を除く。以下同じ。）前端を含み車両中心面に対して直角をなす鉛直面と前輪タイヤのうち最後部にあるものの後端を含む車両中心面に対して直角をなす鉛直面との距離及び平面部後端を含み車両中心面に対して直角をなす鉛直面と後輪タイヤのうち最前部にあるものの前端を含む車両中心面に対して直角をなす鉛直面との距離が 400mm 以下となるように取り付けられていること。ただし、セミトレーラに備える巻込防止装置にあっては、その平面部前端が補助脚より前方となるように取り付けられていなければならない。

(例1) (普通型貨物自動車の場合の取付例)

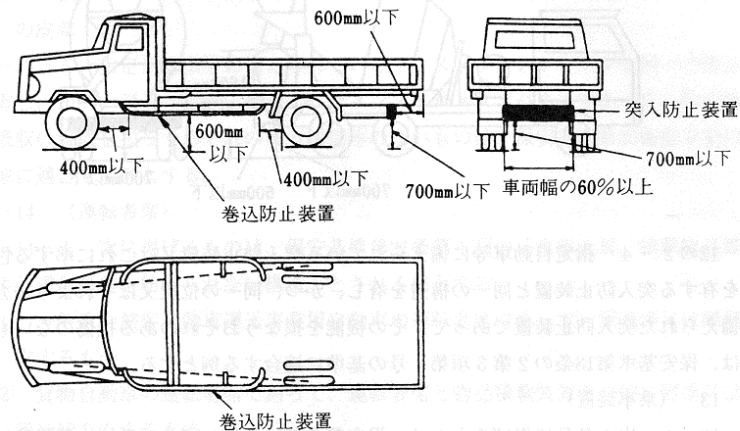


(例2) (車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上の大型貨物自動車の場合の取付例)

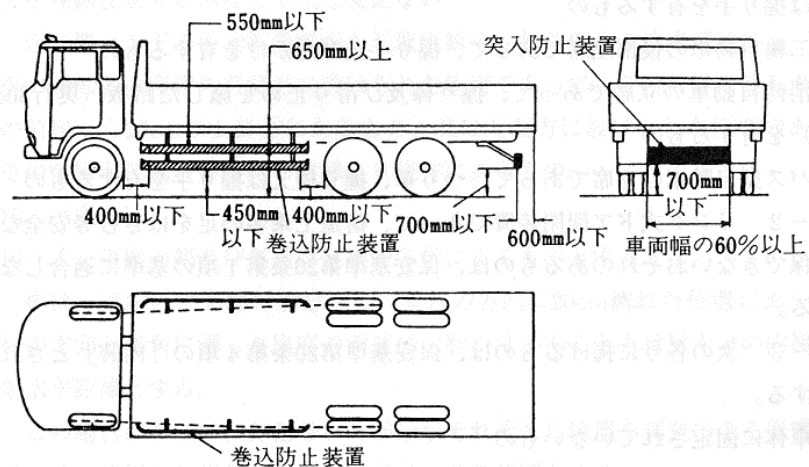


(略)

(例1) (普通型貨物自動車の場合の取付例)



(例2) (車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上の大型貨物自動車の場合の取付例)



(略)

<p>(2) (略)</p> <p>4 - 29 - 4 適用関係の整理</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 昭和 48 年 11 月 30 日以前に製作された貨物の運送の用に供する車両総重量が 8 t 以上又は最大積載量が 5 t 以上の自動車及びこれらに該当する被牽引自動車を牽引する牽引自動車については、4 - 29 - 6 (従前規定の適用) の規定を適用する。(適用関係告示第 16 条第 2 項関係)</p> <p>(3) (略)</p> <p>4 - 29 - 6 - 1 装備要件 貨物の運送の用に供する車両総重量が 8 t 以上又は最大積載量が 5 t 以上の自動車及びこれらに該当する被牽引自動車を牽引する牽引自動車については、4 - 29 - 6 - 2 及び 4 - 29 - 6 - 3 の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>4 - 30 突入防止装置</p> <p>4 - 30 - 2 - 1 視認等による審査</p> <p>(1) 突入防止装置は、強度、形状等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(細目告示第 24 条第 1 項関係、細目告示第 102 条第 1 項関係)</p> <p>貨物の運送の用に供する普通自動車(4 - 30 - 2 - 2 の自動車を除く。)に備える突入防止装置は、板状<u>その他の自動車</u>が追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを有効に防止できる形状であって、その長さは、これを備える自動車の幅の 60% 以上であること。</p> <p>~ (略)</p> <p>4 - 30 - 6 - 2 性能要件 突入防止装置は、堅ろうであり、かつ、板状<u>その他の自動車</u>が追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを有効に防止することができる形状であって、その長さは、これを備える自動車の幅の 60% 以上であること。この場合において、腐食等により取付が確実でないものは、「堅ろう」とされないものとする。</p> <p>4 - 40 通路</p>	<p>(2) (略)</p> <p>4 - 29 - 4 適用関係の整理</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 昭和 48 年 11 月 30 日以前に製作された貨物の運送の用に供する車両総重量が 8 t 以上又は最大積載量が 5 t 以上の自動車及びこれらに該当する被けん引車をけん引するけん引自動車については、4 - 29 - 6 (従前規定の適用) の規定を適用する。(適用関係告示第 16 条第 2 項関係)</p> <p>(3) (略)</p> <p>4 - 29 - 6 - 1 装備要件 貨物の運送の用に供する車両総重量が 8 t 以上又は最大積載量が 5 t 以上の自動車及びこれらに該当する被けん引自動車をけん引するけん引自動車については、4 - 29 - 6 - 2 及び 4 - 29 - 6 - 3 の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>4 - 30 突入防止装置</p> <p>4 - 30 - 2 - 1 視認等による審査</p> <p>(1) 突入防止装置は、強度、形状等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(細目告示第 24 条第 1 項関係、細目告示第 102 条第 1 項関係)</p> <p>貨物の運送の用に供する普通自動車(4 - 30 - 2 - 2 の自動車を除く。)に備える突入防止装置は、板状<u>その他の自動車</u>が追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを有効に防止できる形状であって、その長さは、これを備える自動車の幅の 60% 以上であること。</p> <p>~ (略)</p> <p>4 - 30 - 6 - 2 性能要件 突入防止装置は、堅ろうであり、かつ、板状<u>その他の自動車</u>が追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを有効に防止することができる形状であって、その長さは、これを備える自動車の幅の 60% 以上であること。この場合において、腐食等により取付が確実でないものは、「堅ろう」とされないものとする。</p> <p>4 - 40 通路</p>
--	--

- 4 - 40 - 1 性能要件（視認等による審査）
- (1)～(3) (略)
- (4) (3)の「有効幅」及び「有効高さ」は、通路として有効に利用できる部分の幅及び高さとする。この場合において、座席のスライド等により通路の有効幅が変化するものにあつては、通路の有効幅が最小となる場合の幅とする。（細目告示第 33 条第 2 項関係、細目告示第 111 条第 2 項関係）
- (例) (略)
- (5)～(7) (略)

4 - 50 排気管からの排出ガス発散防止性能
4 - 50 - 12 従前規定の適用 ~ **4 - 50 - 17 従前規定の適用** 別添のとおり

- 4 - 56 窒素酸化物排出自動車等の特例
- 4 - 56 - 1 性能要件（書面による審査）
- 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法第 12 条第 1 項に規定する窒素酸化物排出自動車及び粒子状物質排出自動車は、次に掲げる窒素酸化物排出基準及び粒子状物質排出基準に適合するものでなければならない。
- (1) 窒素酸化物等排出自動車〔別表 2 中の NO_x・PM 法の対策地域に掲げる地域に使用の本拠を有する窒素酸化物排出自動車及び粒子状物質排出自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）であり、貨物の運送の用に供する自動車及び専ら乗用の用に供する自動車又はこれらを基本とするもので環境省令において定める特種自動車（散水車、広告宣伝用自動車、霊柩車、医療防疫車、タンク車、警察車、救急車、消防車、高所作業車等作業用自動車、クレーン車、身体障害者輸送車、ふん尿車、塵芥車、清掃車、キャンピング車、コンクリートミキサ車、移動販売車、冷蔵冷凍車、教習車並びにこれらに類する自動車をいう。）のうち、ガソリン、液化石油ガス又は軽油を燃料とする自動車であつて、別表 3 に適合しているものを除いたもの〕は、次のアからエまでに掲げる検査であつて初めて受けるものの際、別表 4 の車両重量・車両総重量の区分の欄に掲げる自動車に応じ、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる窒素酸化物（NO_x）及び粒子状物質（PM）の排出量について、排出ガス測定モード欄に掲げる方法により測定した値が、NO_x・PM 法の欄に掲げる数値を超えないものでなければならない。
- ア～エ (略)
- (2) 窒素酸化物特定自動車〔別表 2 中の NO_x 法特定地域に掲げる地域に使用の本拠を有する窒素酸化物特定自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）であり、貨物の運送の用

- 4 - 40 - 1 性能要件（視認等による審査）
- (1)～(3) (略)
- (4) (3)の「有効幅」及び「有効高さ」は、通路として有効に利用できる部分の幅及び高さとする。この場合において、座席のスライド等により通路の有効幅が変化するものにあつては、通路の有効幅が最小となる場合の幅とする。（細目告示第 33 条第 2 項関係、細目告示第 111 条第 2 項関係）
- (例) (略)
- (5)～(7) (略)

4 - 50 排気管からの排出ガス発散防止性能
4 - 50 - 12 従前規定の適用 ~ **4 - 50 - 17 従前規定の適用** 別添のとおり

- 4 - 56 窒素酸化物排出自動車等の特例
- 4 - 56 - 1 性能要件（書面による審査）
- 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法第 12 条第 1 項に規定する窒素酸化物排出自動車及び粒子状物質排出自動車は、次に掲げる窒素酸化物排出基準及び粒子状物質排出基準に適合するものでなければならない。
- (1) 窒素酸化物等排出自動車〔別表 2 中の NO_x・PM 法の対策地域に掲げる地域に使用の本拠を有する窒素酸化物排出自動車及び粒子状物質排出自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被けん引自動車を除く。）であり、貨物の運送の用に供する自動車及び専ら乗用の用に供する自動車又はこれらを基本とするもので環境省令において定める特種自動車（散水車、広告宣伝用自動車、霊柩車、医療防疫車、タンク車、警察車、救急車、消防車、高所作業車等作業用自動車、クレーン車、身体障害者輸送車、ふん尿車、塵芥車、清掃車、キャンピング車、コンクリートミキサ車、移動販売車、冷蔵冷凍車、教習車並びにこれらに類する自動車をいう。）のうち、ガソリン、液化石油ガス又は軽油を燃料とする自動車であつて、別表 3 に適合しているものを除いたもの〕は、次のアからエまでに掲げる検査であつて初めて受けるものの際、別表 4 の車両重量・車両総重量の区分の欄に掲げる自動車に応じ、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる窒素酸化物（NO_x）及び粒子状物質（PM）の排出量について、排出ガス測定モード欄に掲げる方法により測定した値が、NO_x・PM 法の欄に掲げる数値を超えないものでなければならない。
- ア～エ (略)
- (2) 窒素酸化物特定自動車〔別表 2 中の NO_x 法特定地域に掲げる地域に使用の本拠を有する窒素酸化物特定自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被けん引自動車を除く。）であり、貨物の運送の用

に供する自動車、専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の自動車及びこれらを基本とするもので環境省令において定める特種自動車（散水車、広告宣伝用自動車、霊柩車、医療防疫車、タンク車、警察車、救急車、消防車、高所作業車等作業用自動車、クレーン車、身体障害者輸送車、ふん尿車、塵芥車、清掃車、キャンピング車、コンクリートミキサ車、移動販売車、冷蔵冷凍車、教習車並びにこれらに類する自動車をいう。）のうち、ガソリン、液化石油ガス又は軽油を燃料とする自動車であって、別表 3 に適合しているものを除く。〕（イに掲げるものを除く。）は、次のアからウに掲げる検査であって初めて受けるものの際、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる窒素酸化物の排出量について、それぞれ測定方法の欄に掲げる方法により測定した値が、別表 4 の NOx 法の欄に掲げる値を超えないものでなければならない。

ア～ウ（略）

(3)～(12)（略）

(13) (1)の基準に適合していない自動車を、同基準に適合させるため原動機等の変更を行った自動車（以下「変更を行った自動車」という。）等については、(4) 等によるほか、以下により取り扱う。

、（略）

の書面により、検査等を受ける自動車については、次により取り扱う。

ア（略）

イ (1)（軽油を燃料とする自動車にあっては NOx 及び PM）の基準に適合しているものと認められるものにあつては「NOx・PM適合」、(2)に適合し、(1)に適合していないものにあつては「NOx・PM不適合」と 3 - 3 - 15(4)の規定に基づき検査表 2 の備考欄に記載する。

、（略）

4 - 58 すれ違い用前照灯

4 - 58 - 2 - 1 テスタ等による審査

すれ違い用前照灯は、夜間に自動車の前方にある交通上の障害物を確認でき、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の明るさ等に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 32 条第 5 項関係、細目告示第 42 条第 5 項関係、細目告示第 120 条第 5 項関係）

ただし、4 - 57 - 2 - 1 後段及び 後段の規定に適合した自動車にあっては、当分の間、視認等その他適切な方法により審査すればよい。

（略）

ア（略）

イ（略）

(ア)（略）

a（略）

(a)（略）

用に供する自動車、専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の自動車及びこれらを基本とするもので環境省令において定める特種自動車（散水車、広告宣伝用自動車、霊柩車、医療防疫車、タンク車、警察車、救急車、消防車、高所作業車等作業用自動車、クレーン車、身体障害者輸送車、ふん尿車、塵芥車、清掃車、キャンピング車、コンクリートミキサ車、移動販売車、冷蔵冷凍車、教習車並びにこれらに類する自動車をいう。）のうち、ガソリン、液化石油ガス又は軽油を燃料とする自動車であって、別表 3 に適合しているものを除く。〕（イに掲げるものを除く。）は、次のアからウに掲げる検査であって初めて受けるものの際、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる窒素酸化物の排出量について、それぞれ測定方法の欄に掲げる方法により測定した値が、別表 4 の NOx 法の欄に掲げる値を超えないものでなければならない。

ア～ウ（略）

(3)～(12)（略）

(13) (1)の基準に適合していない自動車を、同基準に適合させるため原動機等の変更を行った自動車（以下「変更を行った自動車」という。）等については、(4) 等によるほか、以下により取り扱う。

、（略）

の書面により、検査等を受ける自動車については、次により取り扱う。

ア（略）

イ (1)（軽油を燃料とする自動車にあっては NOx 及び PM）の基準に適合しているものと認められるものにあつては「NOx・PM適合」、(2)に適合し、(1)に適合していないものにあつては「NOx・PM不適合」と 3 - 3 - 15(4)の規定に基づき検査表 2 の備考欄に記載する。

、（略）

4 - 58 すれ違い用前照灯

4 - 58 - 2 - 1 テスタ等による審査

すれ違い用前照灯は、夜間に自動車の前方にある交通上の障害物を確認でき、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の明るさ等に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 32 条第 5 項関係、細目告示第 42 条第 5 項関係、細目告示第 120 条第 5 項関係）

ただし、4 - 57 - 2 - 1 後段及び 後段の規定に適合した自動車にあっては、当分の間、視認等その他適切な方法により審査すればよい。

（略）

ア（略）

イ（略）

(ア)（略）

a（略）

(a)（略）

(b) すれ違い用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、水平面より下方 0.6° (当該照明部の中心の高さが 1m を超える自動車にあっては、 0.9°) の平面及び車両中心線と平行な鉛直面より左方に 1.3° の鉛直面が交わる位置、又は、前方 10m の位置において、当該照明部の中心を含む水平面より下方 110mm (当該照明部の中心の高さが 1m を超える自動車にあっては、 160mm) の直線及び当該照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面より左方に 230mm の直線の交わる位置における光度が、1灯につき $6,400\text{cd}$ 以上であること。

b (略)

(1) (略)

4 - 58 - 9 従前規定の適用

4 - 58 - 9 - 2 性能要件

(1) 4 - 58 - 9 - 1 (1) のすれ違い用前照灯は、次の基準に適合するものでなければならない。

(略)

ア (略)

(ア) (略)

(イ) (略)

a (略)

(a) (略)

(b) すれ違い用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、水平面より下方 0.6° (当該照明部の中心の高さが 1m を超える自動車にあっては、 0.9°) の平面及び車両中心線と平行な鉛直面より左方に 1.3° の鉛直面が交わる位置、又は、前方 10m の位置において、当該照明部の中心を含む水平面より下方 11cm (当該照明部の中心の高さが 1m を超える自動車にあっては、 16cm) の直線及び当該照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面より左方に 23cm の直線の交わる位置における光度が、1灯につき、 $6,400\text{cd}$ 以上であること。

b (略)

イ (略)

(略)

(2)、(3) (略)

4 - 61 前部霧灯

4 - 61 - 3 取付要件 (視認等による審査)

(b) すれ違い用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、水平面より下方 0.6° (当該照明部の中心の高さが 1m を超える自動車にあっては、 0.9°) の平面及び車両中心線と平行な鉛直面より左右に 1.3° の鉛直面が交わる位置、又は、前方 10m の位置において、当該照明部の中心を含む水平面より下方 110mm (当該照明部の中心の高さが 1m を超える自動車にあっては、 160mm) の直線及び当該照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面より左方に 230mm の直線の交わる位置における光度が、1灯につき $6,400\text{cd}$ 以上であること。

b (略)

(1) (略)

4 - 58 - 9 従前規定の適用

4 - 58 - 9 - 2 性能要件

(1) 4 - 58 - 9 - 1 (1) のすれ違い用前照灯は、次の基準に適合するものでなければならない。

(略)

ア (略)

(ア) (略)

(イ) (略)

a (略)

(a) (略)

(b) すれ違い用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、水平面より下方 0.6° (当該照明部の中心の高さが 1m を超える自動車にあっては、 0.9°) の平面及び車両中心線と平行な鉛直面より左右に 1.3° の鉛直面が交わる位置、又は、前方 10m の位置において、当該照明部の中心を含む水平面より下方 11cm (当該照明部の中心の高さが 1m を超える自動車にあっては、 16cm) の直線及び当該照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面より左方に 23cm の直線の交わる位置における光度が、1灯につき、 $6,400\text{cd}$ 以上であること。

b (略)

イ (略)

(略)

(2)、(3) (略)

4 - 61 前部霧灯

4 - 61 - 3 取付要件 (視認等による審査)

(1) 前部霧灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第 33 条第 3 項)

この場合において、前部霧灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第 43 条第 2 項関係、細目告示第 121 条第 3 項関係)

～ (略)

大型特殊自動車(ポール・トレーラを除く。)及び小型特殊自動車以外の自動車に備える前部霧灯の照明部は、前部霧灯の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方 5°の平面及び下方 5°の平面並びに前部霧灯の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より前部霧灯の内側方向 10°の平面及び前部霧灯の外側方向 45°の平面により囲まれる範囲においてすべての位置から見通すことができるように取り付けられていること。

ただし、自動車の構造上、すべての位置から見通すことができるように取り付けられない場合にあっては、可能な限り見通すことができる位置に取り付けられていること。

～ (略)

(2) (略)

4 - 63 車幅灯

4 - 63 - 3 取付要件(視認等による審査)

(1) 車幅灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第 34 条第 3 項関係)

この場合において、車幅灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第 45 条第 2 項関係、細目告示第 123 条第 3 項関係)

～ (略)

車幅灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等 4 - 63 - 2 (1) (大型特殊自動車(ポール・トレーラを除く。)及び小型特殊自動車にあっては、4 - 63 - 2 (1) に係る部分を除く。)に掲げる性能(車幅灯の照明部の上縁の高さが地上 0.75m 未満となるように取り付けられている場合にあっては 4 - 63 - 2 (1) の基準中「下方 15°」とあるのは「下方 5°」とし、専ら乗用の用に供する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。)であって乗車定員が 10 人未満のもの又は貨物の運送の用に供する自動車(三輪自動車及び被牽引自動車を除く。)であって車両総重量 3.5t 以下のものの前部に取り付けられている側方灯が 4 - 63 - 2 (1)

に規定する性能を補完する性能を有する場合にあっては 4 - 63 - 2 (1) の基準中「外側方向 80°」とあるのは「外側方向 45°」とする。)を損なわないように

(1) 前部霧灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第 33 条第 3 項)

この場合において、前部霧灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第 43 条第 2 項関係、細目告示第 121 条第 3 項関係)

～ (略)

大型特殊自動車(ポール・トレーラを除く。)及び小型特殊自動車以外の自動車に備える前部霧灯の照明部は、前部霧灯の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方 5°の平面及び下方 5°の平面並びに前部霧灯の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より前部霧灯の内側方向 10°の平面及び前部霧灯の外側方向 45°の平面により囲まれる範囲においてすべての位置から見通すことができるように取り付けられていること。

～ (略)

(2) (略)

4 - 63 車幅灯

4 - 63 - 3 取付要件(視認等による審査)

(1) 車幅灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第 34 条第 3 項関係)

この場合において、車幅灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第 45 条第 2 項関係、細目告示第 123 条第 3 項関係)

～ (略)

車幅灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等 4 - 63 - 2 (1) (大型特殊自動車(ポール・トレーラを除く。)及び小型特殊自動車にあっては、4 - 63 - 2 (1) に係る部分を除く。)に掲げる性能(車幅灯の照明部の上縁の高さが地上 0.75m 未満となるように取り付けられている場合にあっては 4 - 63 - 2 (1) の基準中「下方 15°」とあるのは「下方 5°」とし、専ら乗用の用に供する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。)であって乗車定員が 10 人未満のもの又は貨物の運送の用に供する自動車(三輪自動車及び被牽引自動車を除く。)であって車両総重量 3.5t 以下のものの前部に取り付けられている側方灯が 4 - 63 - 2 (1)

に規定する性能を補完する性能を有する場合にあっては 4 - 63 - 2 (1) の基準中「外側方向 80°」とあるのは「外側方向 45°」とする。)を損なわないように

取り付けられていること。

ただし、自動車の構造上、4 - 63 - 2 (1) に規定する範囲において、すべての位置から見通すことができるように取り付けることができない場合にあっては、可能な限り見通すことができる位置に取り付けられていること。

(2) (略)

4 - 64 前部上側端灯

4 - 64 - 3 取付要件 (視認等による審査)

(1) (略)

~ (略)

前部上側端灯の照明部は、前部上側端灯の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方 5°の平面及び下方 20°の平面並びに前部上側端灯の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面及び当該鉛直面より前部上側端灯の外側方向 80°の平面により囲まれる範囲においてすべての位置から見通すことができるものであること。

ただし、自動車の構造上、すべての位置から見通すことができるように取り付けることができない場合にあっては、可能な限り見通すことができる位置に取り付けられていること。

~ (略)

前部上側端灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等 4 - 64 - 2 (1) に掲げる性能を損なわないように取り付けられなければならない。

(2) (略)

4 - 65 前部反射器

4 - 65 - 3 取付要件 (視認等による審査)

(1) 前部反射器は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第 35 条第 3 項関係)

この場合において、前部反射器の反射部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第 47 条第 2 項関係、細目告示第 125 条第 3 項関係)

、 (略)

大型特殊自動車 (ポール・トレーラを除く。) 及び小型特殊自動車以外の自動車に備える前部反射器の反射部は、前部反射器の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方 10°の平面及び下方 10°の平面 (前部反射器の反射部の上縁の高さが地上 0.75m 未満となるように取り付けられている場合にあっては、下方 5°の平面) 並びに前部反射器の中心を含む、自動車の進行方向に

取り付けられていること。

(2) (略)

4 - 64 前部上側端灯

4 - 64 - 3 取付要件 (視認等による審査)

(1) (略)

~ (略)

前部上側端灯の照明部は、前部上側端灯の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方 5°の平面及び下方 20°の平面並びに前部上側端灯の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面及び当該鉛直面より前部上側端灯の外側方向 80°の平面により囲まれる範囲においてすべての位置から見通すことができるものであること。

~ (略)

前部上側端灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等 4 - 64 - 2 (1) に掲げた性能を損なわないように取り付けられなければならない。

(2) (略)

4 - 65 前部反射器

4 - 65 - 3 取付要件 (視認等による審査)

(1) 前部反射器は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第 35 条第 3 項関係)

この場合において、前部反射器の反射部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第 47 条第 2 項関係、細目告示第 125 条第 3 項関係)

、 (略)

大型特殊自動車 (ポール・トレーラを除く。) 及び小型特殊自動車以外の自動車に備える前部反射器の反射部は、前部反射器の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方 10°の平面及び下方 10°の平面 (前部反射器の反射部の上縁の高さが地上 0.75m 未満となるように取り付けられている場合にあっては、下方 5°の平面) 並びに前部反射器の中心を含む、自動車の進行方向に

平行な鉛直面より前部反射器の内側方向 30°の平面(被牽引自動車に備える前部反射器にあっては、内側方向 10°の平面)及び外側方向 30°の平面により囲まれる範囲においてすべての位置から見通すことができるように取り付けられていること。

ただし、自動車の構造上、すべての位置から見通すことができるように取り付けることができない場合にあっては、可能な限り見通すことができる位置に取り付けられていること。

～ (略)

(2) (略)

4 - 66 側方灯

4 - 66 - 3 取付要件(視認等による審査)

(1) 側方灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第 35 条の 2 第 3 項関係)

この場合において、側方灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第 48 条第 2 項関係、細目告示第 126 条第 3 項関係)

～ (略)

側方灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等 4 - 66 - 2 (1) (大型特殊自動車(ポール・トレーラを除く。))及び小型特殊自動車にあっては、4 - 66 - 2 (1) 及び に係る部分を除く。)に掲げる性能(側方灯の照明部の上縁の高さが地上 0.75m 未満となるように取り付けられている場合にあっては、4 - 66 - 2 (1) 及び の基準中「下方 10°」とあるのは「下方 5°」とし、専ら乗用の用に供する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。)であって乗車定員が 10 人未満のもの若しくは貨物の運送の用に供する自動車(三輪自動車及び被牽引自動車を除く。)であって車両総重量 3.5t 以下のものの前部又は後部に取り付けられる側方灯(灯光の色が橙色であるものに限る。)が 4 - 79 - 2 (1) 表イに規定する前面又は後面に備える方向指示器の性能を補完する性能を有する場合にあっては同表イの基準中「外側方向 80°」とあるのは「外側方向 45°」とする。)を損なわないように取り付けられなければならない。

ただし、自動車の構造上、4 - 66 - 2 (1) 及び に規定する範囲において、すべての位置から見通すことができるように取り付けることができない場合にあっては、可能な限り見通すことができる位置に取り付けられていること。

(2) (略)

平行な鉛直面より前部反射器の内側方向 30°の平面(被牽引自動車に備える前部反射器にあっては、内側方向 10°の平面)及び外側方向 30°の平面により囲まれる範囲においてすべての位置から見通すことができるように取り付けられていること。

～ (略)

(2) (略)

4 - 66 側方灯

4 - 66 - 3 取付要件(視認等による審査)

(1) 側方灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第 35 条の 2 第 3 項関係)

この場合において、側方灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第 48 条第 2 項関係、細目告示第 126 条第 3 項関係)

～ (略)

側方灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等 4 - 66 - 2 (1) (大型特殊自動車(ポール・トレーラを除く。))及び小型特殊自動車にあっては、4 - 66 - 2 (1) 及び に係る部分を除く。)に掲げる性能(側方灯の照明部の上縁の高さが地上 0.75m 未満となるように取り付けられている場合にあっては、4 - 66 - 2 (1) 及び の基準中「下方 10°」とあるのは「下方 5°」とし、専ら乗用の用に供する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。)であって乗車定員が 10 人未満のもの若しくは貨物の運送の用に供する自動車(三輪自動車及び被牽引自動車を除く。)であって車両総重量 3.5t 以下のものの前部又は後部に取り付けられる側方灯(灯光の色が橙色であるものに限る。)が 4 - 79 - 2 (1) 表イに規定する前面又は後面に備える方向指示器の性能を補完する性能を有する場合にあっては同表イの基準中「外側方向 80°」とあるのは「外側方向 45°」とする。)を損なわないように取り付けられなければならない。

(2) (略)

4 - 67 側方反射器

4 - 67 - 3 取付要件（視認等による審査）

- (1) 側方反射器は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。（保安基準第 35 条の 2 第 5 項関係）

この場合において、側方反射器の反射部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。（細目告示第 48 条第 4 項関係、細目告示第 126 条第 7 項関係）

（略）

二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車に備える側方反射器の反射部は、側方反射器の中心を通り自動車の進行方向に平行な水平線を含む、水平面より上方 10° の平面及び下方 10° の平面（側方反射器の反射部の上縁の高さが地上 0.75m 未満となるように取り付けられている場合にあっては、下方 5° の平面）並びに側方反射器の中心を含む、自動車の進行方向に直交する鉛直面より側方反射器の前方向 45° の平面及び後方向 45° の平面により囲まれる範囲においてすべての位置から見通すことができるように取り付けられていること。

ただし、自動車の構造上、すべての位置から見通すことができるように取り付けることができない場合にあっては、可能な限り見通すことができる位置に取り付けられていること。

～ （略）

- (2) （略）

4 - 69 尾灯

4 - 69 - 3 取付要件（視認等による審査）

- (1) 尾灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。（保安基準第 37 条第 3 項関係）

この場合において、尾灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。（細目告示第 50 条第 2 項関係、細目告示第 128 条第 3 項関係）

～ （略）

尾灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等 4 - 69 - 2 (1) (大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）及び小型特殊自動車にあっては、4 - 69 - 2 (1) に係る部分を除く。) に掲げる性能（尾灯の照明部の上縁の高さが地上 0.75m 未満となるように取り付けられている場合にあっては、4 - 69 - 2 (1)

の基準中「下方 15°」とあるのは「下方 5°」とし、専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）であって乗車定員が 10 人未満のもの又は

4 - 67 側方反射器

4 - 67 - 3 取付要件（視認等による審査）

- (1) 側方反射器は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。（保安基準第 35 条の 2 第 5 項関係）

この場合において、側方反射器の反射部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。（細目告示第 48 条第 4 項関係、細目告示第 126 条第 7 項関係）

（略）

二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車に備える側方反射器の反射部は、側方反射器の中心を通り自動車の進行方向に平行な水平線を含む、水平面より上方 10° の平面及び下方 10° の平面（側方反射器の反射部の上縁の高さが地上 0.75m 未満となるように取り付けられている場合にあっては、下方 5° の平面）並びに側方反射器の中心を含む、自動車の進行方向に直交する鉛直面より側方反射器の前方向 45° の平面及び後方向 45° の平面により囲まれる範囲においてすべての位置から見通すことができるように取り付けられていること。

～ （略）

- (2) （略）

4 - 69 尾灯

4 - 69 - 3 取付要件（視認等による審査）

- (1) 尾灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。（保安基準第 37 条第 3 項関係）

この場合において、尾灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。（細目告示第 50 条第 2 項関係、細目告示第 128 条第 3 項関係）

～ （略）

尾灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等 4 - 69 - 2 (1) (大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）及び小型特殊自動車にあっては、4 - 69 - 2 (1) に係る部分を除く。) に掲げる性能（尾灯の照明部の上縁の高さが地上 0.75m 未満となるように取り付けられている場合にあっては、4 - 69 - 2 (1)

の基準中「下方 15°」とあるのは「下方 5°」とし、専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）であって乗車定員が 10 人未満のもの又は

貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって車両総重量 3.5t 以下のものの前部に取り付けられている側方灯が 4 - 69 - 2 (1) に規定する性能を補完する性能を有する場合にあっては 4 - 69 - 2 (1) の基準中「外側方向 80°」とあるのは「外側方向 45°」とする。)を損なわないように取り付けられなければならない。

ただし、自動車の構造上、4 - 69 - 2 (1) に規定する範囲において、すべての位置から見通すことができるように取り付けができない場合にあっては、可能な限り見通すことができる位置に取り付けられていること。

(2) (略)

4 - 70 後部霧灯

4 - 70 - 3 取付要件（視認等による審査）

(1) 後部霧灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。（保安基準第 37 条の 2 第 3 項関係）

この場合において、後部霧灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。（細目告示第 51 条第 2 項関係、細目告示第 129 条第 3 項関係）

～ (略)

大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）及び小型特殊自動車以外の自動車に備える後部霧灯の照明部は、後部霧灯の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方 5° の平面及び下方 5° の平面並びに後部霧灯の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より後部霧灯の内側方向 25° 平面及び後部霧灯の外側方向 25° の平面により囲まれる範囲においてすべての位置から見通すことができるように取り付けられていること。

ただし、自動車の構造上、すべての位置から見通すことができるように取り付けができない場合にあっては、可能な限り見通すことができる位置に取り付けられていること。

～ (略)

(2) (略)

4 - 71 駐車灯

4 - 71 - 3 取付要件（視認等による審査）

(1) 駐車灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。（保安基準第 37 条の 3 第 3 項関係）

この場合において、駐車灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 9「灯

貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって車両総重量 3.5t 以下のものの前部に取り付けられている側方灯が 4 - 69 - 2 (1) に規定する性能を補完する性能を有する場合にあっては 4 - 69 - 2 (1) の基準中「外側方向 80°」とあるのは「外側方向 45°」とする。)を損なわないように取り付けられなければならない。

(2) (略)

4 - 70 後部霧灯

4 - 70 - 3 取付要件（視認等による審査）

(1) 後部霧灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。（保安基準第 37 条の 2 第 3 項関係）

この場合において、後部霧灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。（細目告示第 51 条第 2 項関係、細目告示第 129 条第 3 項関係）

～ (略)

大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）及び小型特殊自動車以外の自動車に備える後部霧灯の照明部は、後部霧灯の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方 5° の平面及び下方 5° の平面並びに後部霧灯の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より後部霧灯の内側方向 25° 平面及び後部霧灯の外側方向 25° の平面により囲まれる範囲においてすべての位置から見通すことができるように取り付けられていること。

～ (略)

(2) (略)

4 - 71 駐車灯

4 - 71 - 3 取付要件（視認等による審査）

(1) 駐車灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。（保安基準第 37 条の 3 第 3 項関係）

この場合において、駐車灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 9「灯

火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第 52 条第 2 項関係、細目告示第 130 条第 3 項関係)

～ (略)

駐車灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等 4 - 71 - 2 (1) (大型特殊自動車(ポール・トレーラを除く。))及び小型特殊自動車にあっては、4 - 71 - 2 (1) 及び に係る部分を除く。)に掲げる性能(駐車灯の照明部の上縁の高さが地上 0.75m 未満となるように取り付けられている場合にあっては、4 - 71 - 2 (1) 及び の基準中「下方 15°」とあるのは「下方 5°」とする。)を損なわないように取り付けられなければならない。

ただし、自動車の構造上、4 - 71 - 2 (1) 及び に規定する範囲において、すべての位置から見通すことができるように取り付けることができない場合にあっては、可能な限り見通すことができる位置に取り付けられていること。

(2) (略)

4 - 71 - 6 - 3 取付要件

(1) 駐車灯は、4 - 71 - 6 - 2 (大型特殊自動車(ポール・トレーラを除く。))及び小型特殊自動車にあっては、4 - 71 - 6 - 2 (1) 及び に係る部分を除く。)に掲げる性能(駐車灯の照明部の上縁の高さが地上 0.75m 未満となるように取り付けられている場合にあっては、4 - 71 - 6 - 2 (1) 及び の基準中「下方 15°」とあるのは「下方 5°」とする。)を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。

ただし、自動車の構造上、すべての位置から見通すことができるように取り付けることができない場合にあっては、可能な限り見通すことができる位置に取り付けられていること。

～ (略)

(2) (略)

4 - 71 - 7 - 3 取付要件

(1) 駐車灯は、4 - 71 - 7 - 2 (大型特殊自動車(ポール・トレーラを除く。))及び小型特殊自動車にあっては、4 - 71 - 7 - 2 (1) 及び に係る部分を除く。)に掲げる性能(駐車灯の照明部の上縁の高さが地上 0.75m 未満となるように取り付けられている場合にあっては、4 - 71 - 7 - 2 (1) 及び の基準中「下方 15°」とあるのは「下方 5°」とする。)を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。

ただし、自動車の構造上、すべての位置から見通すことができるように取り付けることができない場合にあっては、可能な限り見通すことができる位置に取り付けられていること。

火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第 52 条第 2 項関係、細目告示第 130 条第 3 項関係)

～ (略)

駐車灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等 4 - 71 - 2 (1) (大型特殊自動車(ポール・トレーラを除く。))及び小型特殊自動車にあっては、4 - 71 - 2 (1) 及び に係る部分を除く。)に掲げる性能(駐車灯の照明部の上縁の高さが地上 0.75m 未満となるように取り付けられている場合にあっては、4 - 71 - 2 (1) 及び の基準中「下方 15°」とあるのは「下方 5°」とする。)を損なわないように取り付けられなければならない。

(2) (略)

4 - 71 - 6 - 3 取付要件

(1) 駐車灯は、4 - 71 - 6 - 2 (大型特殊自動車(ポール・トレーラを除く。))及び小型特殊自動車にあっては、4 - 71 - 6 - 2 (1) 及び に係る部分を除く。)に掲げる性能(駐車灯の照明部の上縁の高さが地上 0.75m 未満となるように取り付けられている場合にあっては、4 - 71 - 6 - 2 (1) 及び の基準中「下方 15°」とあるのは「下方 5°」とする。)を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。

～ (略)

(2) (略)

4 - 71 - 7 - 3 取付要件

(1) 駐車灯は、4 - 71 - 7 - 2 (大型特殊自動車(ポール・トレーラを除く。))及び小型特殊自動車にあっては、4 - 71 - 7 - 2 (1) 及び に係る部分を除く。)に掲げる性能(駐車灯の照明部の上縁の高さが地上 0.75m 未満となるように取り付けられている場合にあっては、4 - 71 - 7 - 2 (1) 及び の基準中「下方 15°」とあるのは「下方 5°」とする。)を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。

~ (略)
(2) (略)

4 - 72 後部上側端灯

4 - 72 - 3 取付要件 (視認等による審査)

(1) 後部上側端灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第 37 条の 4 第 3 項関係)

この場合において、後部上側端灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第 53 条第 2 項関係、細目告示第 131 条第 3 項関係)

~ (略)

後部上側端灯の照明部は、後部上側端灯の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方 5° の平面及び下方 20° の平面並びに後部上側端灯の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面及び当該鉛直面より後部上側端灯の外側方向 80° の平面により囲まれる範囲においてすべての位置から見通すことができるものであること。

ただし、自動車の構造上、すべての位置から見通すことができるように取り付けられない場合にあっては、可能な限り見通すことができる位置に取り付けられていること。

~ (略)

(2) (略)

4 - 73 後部反射器

4 - 73 - 3 取付要件 (視認等による審査)

(1) 後部反射器は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第 38 条第 3 項関係)

この場合において、後部反射器の反射部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第 54 条第 2 項関係、細目告示第 132 条第 3 項関係)

~ (略)

大型特殊自動車(ポール・トレーラを除く。)、小型特殊自動車及び被牽引自動車以外の自動車に備える後部反射器の反射部は、後部反射器の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方 10° の平面及び下方 10° の平面(後部反射器の反射部の上縁の高さが地上 0.75m 未満となるように取り付けられている場合にあっては、下方 5° の平面)並びに後部反射器の中心を含む、

~ (略)
(2) (略)

4 - 72 後部上側端灯

4 - 72 - 3 取付要件 (視認等による審査)

(1) 後部上側端灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第 37 条の 4 第 3 項関係)

この場合において、後部上側端灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第 53 条第 2 項関係、細目告示第 131 条第 3 項関係)

~ (略)

後部上側端灯の照明部は、後部上側端灯の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方 5° の平面及び下方 20° の平面並びに後部上側端灯の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面及び当該鉛直面より後部上側端灯の外側方向 80° の平面により囲まれる範囲においてすべての位置から見通すことができるものであること。

~ (略)

(2) (略)

4 - 73 後部反射器

4 - 73 - 3 取付要件 (視認等による審査)

(1) 後部反射器は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第 38 条第 3 項関係)

この場合において、後部反射器の反射部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第 54 条第 2 項関係、細目告示第 132 条第 3 項関係)

~ (略)

大型特殊自動車(ポール・トレーラを除く。)、小型特殊自動車及び被牽引自動車以外の自動車に備える後部反射器の反射部は、後部反射器の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方 10° の平面及び下方 10° の平面(後部反射器の反射部の上縁の高さが地上 0.75m 未満となるように取り付けられている場合にあっては、下方 5° の平面)並びに後部反射器の中心を含む、

自動車の進行方向に平行な鉛直面より後部反射器の内側方向 30° の平面及び後部反射器の外側方向 30° の平面により囲まれる範囲においてすべての位置から見通すことができるように取り付けられていること。

ただし、自動車の構造上、すべての位置から見通すことができるように取り付けることができない場合にあっては、可能な限り見通すことができる位置に取り付けられていること。

～ (略)

(2) (略)

4 - 76 制動灯

4 - 76 - 3 取付要件 (視認等による審査)

(1) 制動灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第 39 条第 3 項関係)

この場合において、制動灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第 56 条第 2 項関係、細目告示第 134 条第 3 項関係)

～ (略)

制動灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等 4 - 76 - 2 (1) (大型特殊自動車 (ポール・トレーラを除く。)) 及び小型特殊自動車にあっては、4 - 76 - 2 (1) に係る部分を除く。) に掲げた性能 (制動灯の照明部の上縁の高さが地上 0.75m 未満となるように取り付けられている場合にあっては、4 - 76 - 2 (1) に掲げた性能のうち 4 - 76 - 2 (1) の基準中「下方 15°」とあるのは「下方 5°」とする。) を損なわないように取り付けられなければならない。

ただし、自動車の構造上、4 - 76 - 2 (1) に規定する範囲において、すべての位置から見通すことができるように取り付けることができない場合にあっては、可能な限り見通すことができる位置に取り付けられていること。

(2) (略)

4 - 77 補助制動灯

4 - 77 - 3 取付要件 (視認等による審査)

(1) 補助制動灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第 39 条の 2 第 3 項関係)

この場合において、補助制動灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第 57 条第 2 項関係、細目告示第 135 条第 3 項関係)

自動車の進行方向に平行な鉛直面より後部反射器の内側方向 30° の平面及び後部反射器の外側方向 30° の平面により囲まれる範囲においてすべての位置から見通すことができるように取り付けられていること。

～ (略)

(2) (略)

4 - 76 制動灯

4 - 76 - 3 取付要件 (視認等による審査)

(1) 制動灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第 39 条第 3 項関係)

この場合において、制動灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第 56 条第 2 項関係、細目告示第 134 条第 3 項関係)

～ (略)

制動灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等 4 - 76 - 2 (1) (大型特殊自動車 (ポール・トレーラを除く。)) 及び小型特殊自動車にあっては、4 - 76 - 2 (1) に係る部分を除く。) に掲げた性能 (制動灯の照明部の上縁の高さが地上 0.75m 未満となるように取り付けられている場合にあっては、4 - 76 - 2 (1) に掲げた性能のうち 4 - 76 - 2 (1) の基準中「下方 15°」とあるのは「下方 5°」とする。) を損なわないように取り付けられなければならない。

(2) (略)

4 - 77 補助制動灯

4 - 77 - 3 取付要件 (視認等による審査)

(1) 補助制動灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第 39 条の 2 第 3 項関係)

この場合において、補助制動灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第 57 条第 2 項関係、細目告示第 135 条第 3 項関係)

～ (略)

補助制動灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等 4 - 77 - 2 (1) に掲げる性能を損なわないように取り付けられなければならない。

ただし、自動車の構造上、4 - 77 - 2 (1) に規定する範囲において、すべての位置から見通すことができるように取り付けることができない場合にあっては、可能な限り見通すことができる位置に取り付けられていること。

(2) (略)

4 - 77 - 5 - 3 取付要件

(1) 補助制動灯は、4 - 77 - 5 - 2 に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。この場合において、照明部の取り扱い、別添 9 「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。

ただし、自動車の構造上、すべての位置から見通すことができるように取り付けることができない場合にあっては、可能な限り見通すことができる位置に取り付けられていること。

～ (略)

4 - 78 後退灯

4 - 78 - 3 取付要件 (視認等による審査)

(1) 後退灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。

ただし、ただし書の後退灯であって の規定に適合するものは、前段の規定に適合するものとする。(保安基準第 40 条第 3 項関係)

自動車に備える後退灯の数は、次に掲げるものとする。

ア 長さが 6 m を超える自動車(専ら乗用の用に供する自動車であって乗員定員 10 人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する自動車に限る。)にあっては、2 個、3 個又は 4 個

イ ア以外の自動車にあっては、1 個又は 2 個

後退灯は、自動車の後面に後方に向けて取り付けられなければならない。ただし、アに掲げる自動車に備える後退灯であって、2 個を超えて備えるものについては、自動車の側面に後方に向けて取り付けることができる。

後退灯は、その照明部の上縁の高さが地上 1.2m 以下(大型特殊自動車及び小型特殊自動車に備える後退灯であって、その自動車の構造上地上 1.2m 以下に取り付けることができないものにあつては、取り付けることができる最低の高さ)、下縁の高さが 0.25m 以上となるように取り付けられなければならない。

後退灯は、変速装置(被牽引自動車にあっては、その牽引自動車の変速装置)を

～ (略)

補助制動灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等 4 - 77 - 2 (1) に掲げる性能を損なわないように取り付けられなければならない。

(2) (略)

4 - 77 - 5 - 3 取付要件

(1) 補助制動灯は、4 - 77 - 5 - 2 に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。この場合において、照明部の取り扱い、別添 9 「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。

～ (略)

4 - 78 後退灯

4 - 78 - 3 取付要件 (視認等による審査)

(1) 後退灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第 40 条第 3 項)

後退灯の数は、2 個以下であること。

後退灯は、変速装置(被牽引自動車にあっては、その牽引自動車の変速装置)を

後退の位置に操作しており、かつ、原動機の操作装置が始動の位置にあるときにのみ点灯する構造であること。

ただし、アに掲げる自動車に備える後退灯であって、2個を超えて備えるものについては、尾灯及び車幅灯が点灯し、変速装置（被牽引自動車にあつては、その牽引自動車の変速装置）を後退の位置に操作しており、かつ、原動機の操作装置が始動の位置にあるときにのみ点灯する構造でなければならない。

— 大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）及び小型特殊自動車以外の自動車に備える後退灯の照明部は、後退灯の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方15°の平面及び下方5°の平面並びに後退灯の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より後退灯の内側方向45°の平面（後面の両側に後退灯が取り付けられている場合は、後退灯の内側方向30°の平面）及び後退灯の外側方向45°の平面により囲まれる範囲においてすべての位置から見通すことができるように取り付けられていること。

ただし、自動車の構造上、すべての位置から見通すことができるように取り付けることができない場合にあっては、可能な限り見通すことができる位置に取り付けられていること。

また、後退灯を自動車の側面に取り付ける場合にあっては、その基準軸（光学測定 の角度範囲及び灯火等の取付のための基準方向として灯火等の製作者が定める灯火等の特性軸をいう。）が車両中心線を含む鉛直面と平行な当該灯火の取付部を含む鉛直面に対して10±5°の傾斜で側方に水平に向いているものは前段の基準に適合するものとする。

～（略）

— 後退灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等4-78-2(1)に掲げた性能を損なわないように取り付けられなければならない。

(2)（略）

4-78-4 適用関係の整理

(1)～(5)（略）

(6) 平成22年12月31日以前に製作された自動車については、4-78-10（従前規定の適用）の規定を適用する。（適用関係告示第44条第6項及び第7項関係）

(7) 平成27年12月31日以前に製作された自動車については、4-78-11（従前規定の適用）の規定を適用する。（適用関係告示第8項関係）

4-78-8-1 装備要件

4-78-11-1に同じ。

4-78-8-2 性能要件

（略）

後退の位置に操作しており、かつ、原動機の操作装置が始動の位置にある場合にのみ点灯する構造であること。

— 大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）及び小型特殊自動車以外の自動車に備える後退灯の照明部は、後退灯の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方15°の平面及び下方5°の平面並びに後退灯の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より後退灯の内側方向45°の平面（後面の両側に後退灯が取り付けられている場合は、後退灯の内側方向30°の平面）及び後退灯の外側方向45°の平面により囲まれる範囲においてすべての位置から見通すことができるように取り付けられていること。ただし、法第75条の2第1項の規定によりその型式について指定を受けた白色の前部霧灯（以下4-78-3において「型式指定前部霧灯」という。）が後退灯として取り付けられている自動車にあつては、後退灯の照明部は、後退灯の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方5°の平面及び下方5°の平面並びに後退灯の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より後退灯の内側方向45°の平面（後面の両側に型式指定前部霧灯が後退灯として取り付けられている場合は、後退灯の内側方向10°の平面）及び後退灯の外側方向45°の平面により囲まれる範囲においてすべての位置から見通すことができるように取り付けられていれればよい。

～（略）

— 後退灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等4-78-2(1)に掲げた性能（型式指定前部霧灯が後退灯として取り付けられている場合にあっては当該型式指定前部霧灯の性能）を損なわないように取り付けられなければならない。

(2)（略）

4-78-4 適用関係の整理

(1)～(5)（略）

4-78-8-1 装備要件

4-78-9-1に同じ。

4-78-8-2 性能要件

（略）

4 - 78 - 8 - 3 取付要件

4 - 78 - 9 - 3に同じ。

4 - 78 - 9 - 1 装備要件

4 - 78 - 11 - 1に同じ。

4 - 78 - 9 - 2 性能要件

(略)

4 - 78 - 9 - 3 取付要件

(略)

4 - 78 - 10 従前規定の適用

平成22年12月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第44条第6項及び第7項関係)

4 - 78 - 10 - 1 装備要件

4 - 78 - 11 - 1に同じ。

4 - 78 - 10 - 2 性能要件(視認等による審査)

4 - 78 - 11 - 2に同じ。

4 - 78 - 10 - 3 取付要件(視認等による審査)

(1) 後退灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。

後退灯の数は、2個以下であること。

後退灯は、変速装置(被牽引自動車にあつては、その牽引自動車の変速装置)を後退の位置に操作しており、かつ、原動機の操作装置が始動の位置にある場合にのみ点灯する構造であること。

大型特殊自動車(ポール・トレーラを除く。)及び小型特殊自動車以外の自動車に備える後退灯の照明部は、後退灯の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方15°の平面及び下方5°の平面並びに後退灯の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より後退灯の内側方向45°の平面(後面の両側に後退灯が取り付けられている場合は、後退灯の内側方向30°の平面)及び後退灯の外側方向45°の平面により囲まれる範囲においてすべての位置から見通すことができるように取り付けられていること。

ただし、自動車の構造上、すべての位置から見通すことができるように取り付けることができない場合にあっては、可能な限り見通すことができる位置に取り付けられていること。

また、法第75条の2第1項の規定によりその型式について指定を受けた白色の前部霧灯(以下4-78-3において「型式指定前部霧灯」という。)が後退灯として取り付けられている自動車にあつては、後退灯の照明部は、後退灯の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方5°の平面及

4 - 78 - 8 - 3 取付要件

4 - 71 - 9 - 3に同じ。

4 - 78 - 9 - 1 装備要件

自動車には、後退灯を備えなければならない。ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、小型特殊自動車並びに幅0.8m以下の自動車並びにこれらにより牽引される被牽引自動車にあつては、この限りでない。

4 - 78 - 9 - 2 性能要件

(略)

4 - 78 - 9 - 3 取付要件

(略)

び下方5°の平面並びに後退灯の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より後退灯の内側方向45°の平面(後面の両側に型式指定前部霧灯が後退灯として取り付けられている場合は、後退灯の内側方向10°の平面)及び後退灯の外側方向45°の平面により囲まれる範囲において、すべての位置から見通すことができるように取り付けられていなければならない。

後退灯は、 から までに規定するほか、4-69-3(1)の基準に準じたものであること。

後退灯は、点滅するものでないこと。

後退灯の直射光又は反射光は、当該後退灯を備える自動車及び他の自動車の運転操作を妨げるものでないこと。

後退灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等4-78-2(1)に掲げた性能(型式指定前部霧灯が後退灯として取り付けられている場合にあっては当該型式指定前部霧灯の性能)を損なわないように取り付けられなければならない。

(2) 次に掲げる後退灯であってその機能を損なう損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。

指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後退灯

法第75条の2第1項の規定に基づき灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置について装置の指定を受けた自動車に備える後退灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後退灯又はこれに準ずる性能を有する後退灯

4-78-11 従前規定の適用

平成27年12月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第44条第8項関係)

4-78-11-1 装備要件

自動車には、後退灯を備えなければならない。ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、小型特殊自動車並びに幅0.8m以下の自動車並びにこれらにより牽引される被牽引自動車にあっては、この限りでない。

4-78-11-2 性能要件(視認等による審査)

(1) 後退灯は、自動車の後方にある他の交通に当該自動車が後退していることを示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

後退灯は、昼間にその後方100mの距離から点灯を確認できるものであり、かつ、その照射光線は、他の交通を妨げないものであること。この場合において、その光源が15W以上75W以下で照明部の大きさが20cm以上であり、かつ、その機能が正常であるものは、この基準に適合するものとする。

後退灯の灯光の色は、白色であること。

後退灯は、灯器が損傷し又はレンズ面が著しく汚損しているものでないこと。

(2) 次に掲げる後退灯であって、その機能を損なう損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。

指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後退灯

法第75条の2第1項の規定に基づき装置の指定を受けた後退灯又はこれに準ずる性能を有する後退灯

4 - 78 - 11 - 3 取付要件（視認等による審査）

(1) 後退灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。

後退灯の数は、2個以下であること。

後退灯は、自動車の後面に後方に向けて取り付けられなければならない。

後退灯は、その照明部の上縁の高さが地上1.2m以下（大型特殊自動車及び小型特殊自動車に備える後退灯であって、その自動車の構造上地上1.2m以下に取り付けることができないものにあつては、取り付けられることができる最低の高さ）、下縁の高さが0.25m以上となるように取り付けなければならない。

後退灯は、変速装置（被牽引自動車にあつては、その牽引自動車の変速装置）を後退の位置に操作しており、かつ、原動機の操作装置が始動の位置にある場合にのみ点灯する構造であること。

大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）及び小型特殊自動車以外の自動車に備える後退灯の照明部は、後退灯の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方15°の平面及び下方5°の平面並びに後退灯の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より後退灯の内側方向45°の平面（後面の両側に後退灯が取り付けられている場合は、後退灯の内側方向30°の平面）及び後退灯の外側方向45°の平面により囲まれる範囲において、すべての位置から見通すことができるように取り付けられていること。

ただし、自動車の構造上、全ての位置から見通すことができるように取り付けることができない場合にあっては、可能な限り見通すことができる位置に取り付けられていること。

後退灯は、からに規定するほか、4 - 69 - 3 (1) の基準に準じたものであること。

後退灯は、点滅するものでないこと。

後退灯の直射光又は反射光は、当該後退灯を備える自動車及び他の自動車の運転操作を妨げるものでないこと。

後退灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等4 - 78 - 2 (1) に掲げた性能（型式指定前部霧灯が後退灯として取り付けられている場合にあっては当該型式指定前部霧灯の性能）を損なわないように取り付けられなければならない。

(2) 次に掲げる後退灯であつて、その機能を損なう損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。

指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後退灯

法第75条の2第1項の規定に基づき、灯火器及び反射器並びに指示装置の取付

装置について、装置の指定を受けた自動車に備える後退灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後退灯又はこれに準ずる性能を有する後退灯

4 - 79 方向指示器

4 - 79 - 3 取付要件（視認等による審査）

(1) (略)

(2) 方向指示器は、次に掲げる基準に適合するように取り付けられなければならない。この場合において、方向指示器の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。（細目告示第59条第3項関係、細目告示第137条第4項関係）

～ (略)

二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車に備える方向指示器は、その照明部の上縁の高さが地上2.1m（除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの、大型特殊自動車及び小型特殊自動車に備える方向指示器並びに自動車の両側面に備える方向指示器にあっては、2.3m）以下、下縁の高さが地上0.35m以上（セミトレーラでその自動車の構造上地上0.35m以上に取り付けることができないもの）にあっては、取り付けることができる最高の高さ）となるように取り付けられていること。

～ (略)

方向指示器は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等4 - 79 - 2(1)〔二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあっては4 - 79 - 2(1)の表イに係る部分を除き、大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）及び小型特殊自動車にあっては同表イ及びロに係る部分を除く。〕に掲げる性能〔方向指示器の照明部の上縁の高さが地上0.75m未満となるように取り付けられている場合にあっては、同表イ、ロ及びニの基準中「下方15°」とあるのは「下方5°」とし、専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、被牽引自動車並びに長さ6m以上の自動車を除く。）であって乗車定員が10人未満のもの若しくは貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車、被牽引自動車及び長さ6m以上の自動車を除く。）であって車両総重量3.5t以下のものの前部又は後部に取り付けられる側方灯（灯光の色が橙色であるものに限る。）が同表イに規定する前面又は後面に備える方向指示器の性能を補完する性能を有する場合にあっては同表イの基準中「外側方向80°」とあるのは「外側方向45°」とする。〕を損なわないように取り付けられなければならない。

ただし、自動車の構造上、4 - 79 - 2(1)に規定する範囲において、すべての位置から見通すことができるように取り付けることができない場合にあっては、可能な限り見通すことができる位置に取り付けられていること。

4 - 79 方向指示器

4 - 79 - 3 取付要件（視認等による審査）

(1) (略)

(2) 方向指示器は、次に掲げる基準に適合するように取り付けられなければならない。この場合において、方向指示器の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。（細目告示第59条第3項関係、細目告示第137条第4項関係）

～ (略)

二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車に備える方向指示器は、その照明部の上縁の高さが地上2.1m（大型特殊自動車、小型特殊自動車に備える方向指示器及び自動車の両側面に備える方向指示器にあっては、2.3m）以下、下縁の高さが地上0.35m以上（セミトレーラでその自動車の構造上地上0.35m以上に取り付けることができないもの）にあっては、取り付けることができる最高の高さ）となるように取り付けられていること。

～ (略)

方向指示器は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等4 - 79 - 2(1)〔二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあっては4 - 79 - 2(1)の表イに係る部分を除き、大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）及び小型特殊自動車にあっては同表イ及びロに係る部分を除く。〕に掲げる性能〔方向指示器の照明部の上縁の高さが地上0.75m未満となるように取り付けられている場合にあっては、同表イ、ロ及びニの基準中「下方15°」とあるのは「下方5°」とし、専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、被牽引自動車並びに長さ6m以上の自動車を除く。）であって乗車定員が10人未満のもの若しくは貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車、被牽引自動車及び長さ6m以上の自動車を除く。）であって車両総重量3.5t以下のものの前部又は後部に取り付けられる側方灯（灯光の色が橙色であるものに限る。）が同表イに規定する前面又は後面に備える方向指示器の性能を補完する性能を有する場合にあっては同表イの基準中「外側方向80°」とあるのは「外側方向45°」とする。〕を損なわないように取り付けられなければならない。

(3) (略)

4 - 79 - 7 - 2 性能要件

(1) ~ (3) (略)

(4) 「道路運送車両の保安基準の一部改正に伴う左折事故防止対策のための標準改造要領について」(昭和 54 年 3 月 28 日自車第 241 号)の別添「大型貨物自動車の左折事故防止対策標準改造要領書」に基づく方法又はこれに準じた方法により改造した車両側面中央部付近の方向指示器であって、その機能が正常であるものは、(1)の基準に適合するものとする。

(5) (略)

4 - 79 - 9 - 2 性能要件

(1) ~ (3) (略)

(4) 「道路運送車両の保安基準の一部改正に伴う左折事故防止対策のための標準改造要領について」(昭和 54 年 3 月 28 日自車第 241 号)の別添「大型貨物自動車の左折事故防止対策標準改造要領書」に基づく方法又はこれに準じた方法により改造した車両側面中央部付近の方向指示器であって、その機能が正常であるものは、(1)の基準に適合するものとする。

(5) (略)

4 - 79 - 10 - 2 性能要件

(1)、(2) (略)

(3) 「道路運送車両の保安基準の一部改正に伴う左折事故防止対策のための標準改造要領について」(昭和 54 年 3 月 28 日自車第 241 号)の別添「大型貨物自動車の左折事故防止対策標準改造要領書」に基づく方法又はこれに準じた方法により改造した車両側面中央部付近の方向指示器であって、その機能が正常であるものは、(1)の基準に適合するものとする。

(4) (略)

4 - 79 - 12 - 2 性能要件

(1)、(2) (略)

(3) 「道路運送車両の保安基準の一部改正に伴う左折事故防止対策のための標準改造要領について」(昭和 54 年 3 月 28 日自車第 241 号)の別添「大型貨物自動車の左折事故防止対策標準改造要領書」に基づく方法又はこれに準じた方法により改造した

(3) (略)

4 - 79 - 7 - 2 性能要件

(1) ~ (3) (略)

(4) 「道路運送車両の保安基準の一部改正に伴う左折事故防止対策のための標準改造要領にて」(昭和 54 年 3 月 28 日自車第 241 号)の別添「大型貨物自動車の左折事故防止対策標準改造要領書」に基づく方法又はこれに準じた方法により改造した車両側面中央部付近の方向指示器であって、その機能が正常であるものは、(1)の基準に適合するものとする。

(5) (略)

4 - 79 - 9 - 2 性能要件

(1) ~ (3) (略)

(4) 「道路運送車両の保安基準の一部改正に伴う左折事故防止対策のための標準改造要領にて」(昭和 54 年 3 月 28 日自車第 241 号)の別添「大型貨物自動車の左折事故防止対策標準改造要領書」に基づく方法又はこれに準じた方法により改造した車両側面中央部付近の方向指示器であって、その機能が正常であるものは、(1)の基準に適合するものとする。

(5) (略)

4 - 79 - 10 - 2 性能要件

(1)、(2) (略)

(3) 「道路運送車両の保安基準の一部改正に伴う左折事故防止対策のための標準改造要領にて」(昭和 54 年 3 月 28 日自車第 241 号)の別添「大型貨物自動車の左折事故防止対策標準改造要領書」に基づく方法又はこれに準じた方法により改造した車両側面中央部付近の方向指示器であって、その機能が正常であるものは、(1)の基準に適合するものとする。

(4) (略)

4 - 79 - 12 - 2 性能要件

(1)、(2) (略)

(3) 「道路運送車両の保安基準の一部改正に伴う左折事故防止対策のための標準改造要領にて」(昭和 54 年 3 月 28 日自車第 241 号)の別添「大型貨物自動車の左折事故防止対策標準改造要領書」に基づく方法又はこれに準じた方法により改造した車両

車両側面中央部付近の方向指示器であって、その機能が正常であるものは、(1)の基準に適合するものとする。

(4) (略)

4 - 79 - 13 - 2 性能要件

(1) 方向指示器は、次の基準に適合するものでなければならない。

～ (略)

自動車の両側面に備える方向指示器(4 - 79 - 13 - 3 (1) に規定するものを除く。)は、次の基準に適合する構造とすることができる。

ア、イ (略)

ウ 牽引自動車(4 - 79 - 13 - 1 のただし書の自動車(大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。)を除く。)と被牽引自動車とを連結した場合(牽引自動車又は被牽引自動車が大貨物自動車等である場合に限る。)において牽引自動車又は被牽引自動車の両側面に備える方向指示器は、被牽引自動車の後端(後面の両側に方向指示器を備えた自動車にあっては、当該方向指示器を結ぶ直線)を含み車両中心面に直交する鉛直面上で自動車の最外側から外側方1mの距離に相当する点における地上1mから2.5mまでのすべての位置から指示部を見通すことができるものであること。

(2) (略)

(3) 「道路運送車両の保安基準の一部改正に伴う左折事故防止対策のための標準改造要領について」(昭和54年3月28日自車第241号)の別添「大型貨物自動車の左折事故防止対策標準改造要領書」に基づく方法又はこれに準じた方法により改造した車両側面中央部付近の方向指示器であって、その機能が正常であるものは、(1)の基準に適合するものとする。

(4) (略)

4 - 79 - 14 - 2 性能要件

(1) 方向指示器は、次の基準に適合するものでなければならない。

～ (略)

自動車の両側面に備える方向指示器(4 - 79 - 14 - 3 (1) に規定するものを除く。)は、次の基準に適合する構造とすることができる。

ア、イ (略)

ウ 牽引自動車(4 - 79 - 14 - 1 のただし書の自動車(大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。)を除く。)と被牽引自動車とを連結した場合(牽引自動車又は被牽引自動車が大貨物自動車等である場合に限る。)において牽引自動車又は被牽引自動車の両側面に備える方向指示器は、被牽引自動車の後端(後面の両側に方向指示器を備えた自動車にあっては、当該方向指示器を結ぶ

側面中央部付近の方向指示器であって、その機能が正常であるものは、(1)の基準に適合するものとする。

(4) (略)

4 - 79 - 13 - 2 性能要件

(1) 方向指示器は、次の基準に適合するものでなければならない。

～ (略)

自動車の両側面に備える方向指示器(4 - 79 - 13 - 3 (1) に規定するものを除く。)は、次の基準に適合する構造とすることができる。

ア、イ (略)

ウ 牽引自動車(4 - 79 - 13 - 1 のただし書の自動車(大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。)を除く。)と被牽引自動車とを連結した場合(牽引自動車又は被牽引自動車が大貨物自動車等である場合に限る。)において牽引自動車又は被牽引自動車の両側面に備える方向指示器は、被牽引自動車の後端(後面の両側に方向指示器を備えた自動車にあっては、当該方向指示器を結ぶ直線)を含み車両中心面に直交する鉛直面上で自動車の最外側から外側方1mの距離に相当する点における地上1mから2.5mまでのすべての位置から指示部を見通すことができるものであること。

(2) (略)

(3) 「道路運送車両の保安基準の一部改正に伴う左折事故防止対策のための標準改造要領にて」(昭和54年3月28日自車第241号)の別添「大型貨物自動車の左折事故防止対策標準改造要領書」に基づく方法又はこれに準じた方法により改造した車両側面中央部付近の方向指示器であって、その機能が正常であるものは、(1)の基準に適合するものとする。

(4) (略)

4 - 79 - 14 - 2 性能要件

(1) 方向指示器は、次の基準に適合するものでなければならない。

～ (略)

自動車の両側面に備える方向指示器(4 - 79 - 14 - 3 (1) に規定するものを除く。)は、次の基準に適合する構造とすることができる。

ア、イ (略)

ウ 牽引自動車(4 - 79 - 14 - 1 のただし書の自動車(大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。)を除く。)と被牽引自動車とを連結した場合(牽引自動車又は被牽引自動車が大貨物自動車等である場合に限る。)において牽引自動車又は被牽引自動車の両側面に備える方向指示器は、被牽引自動車の後端(後面の両側に方向指示器を備えた自動車にあっては、当該方向指示器を結ぶ直

直線)を含み車両中心面に直交する鉛直面上で自動車の最外側から外側方1mの距離に相当する点における地上1mから2.5mまでのすべての位置から指示部を見通すことができるものであること。

(2) 「道路運送車両の保安基準の一部改正に伴う左折事故防止対策のための標準改造要領について」(昭和54年3月28日自車第241号)の別添「大型貨物自動車の左折事故防止対策標準改造要領書」に基づく方法又はこれに準じた方法により改造した車両側面中央部付近の方向指示器であって、その機能が正常であるものは、(1)の基準に適合するものとする。

(3) (略)

4-82 その他の灯火等の制限

4-82-1 装備要件

自動車には、4-57から4-81までの灯火装置若しくは反射器又は指示装置と類似する等により他の交通の妨げとなるおそれのある次の灯火又は反射器を備えてはならない。(保安基準第42条関係、細目告示第62条第1項関係、細目告示第140条第1項関係)

(1)~(4) (略)

(5) 自動車には、次に掲げる灯火を除き、点滅する灯火又は光度が増減する灯火〔色度が変化することにより視感度(見た目の明るさをいう。4-82-5から4-82-7において同じ。)が変化する灯火を含む。〕を備えてはならない。(細目告示第62条第6項、細目告示第140条第6項)

~ (略)

(6)、(7) (略)

(8) (1)の2から の2まで及び に掲げる灯火(1)の4に掲げる灯火にあっては自動車の後面に備えるものに限る。)は、前方を照射し、又は前方に表示するものであってはならない。この場合において、指定自動車等に備えられた側面に回り込む赤色の照明部を有する後方に表示する灯火と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたものは、この基準に適合するものとする。(細目告示第62条第9項関係、細目告示第140条第9項関係)

(9)、(10) (略)

4-83 警音器

4-83-2-1 テスタ等による審査

(1) (略)

(2) 音の大きさが(1)に規定する範囲内におそれがあるときは、騒音計等を用いて次により計測するものとする。(細目告示第141条第3項関係)

騒音計等は、使用開始前に十分暖機し、暖機後に校正を行う。

線)を含み車両中心面に直交する鉛直面上で自動車の最外側から外側方1mの距離に相当する点における地上1mから2.5mまでのすべての位置から指示部を見通すことができるものであること。

(2) 「道路運送車両の保安基準の一部改正に伴う左折事故防止対策のための標準改造要領にて」(昭和54年3月28日自車第241号)の別添「大型貨物自動車の左折事故防止対策標準改造要領書」に基づく方法又はこれに準じた方法により改造した車両側面中央部付近の方向指示器であって、その機能が正常であるものは、(1)の基準に適合するものとする。

(3) (略)

4-82 その他の灯火等の制限

4-82-1 装備要件

自動車には、4-57から4-81までの灯火装置若しくは反射器又は指示装置と類似する等により他の交通の妨げとなるおそれのある次の灯火又は反射器を備えてはならない。(保安基準第42条関係、細目告示第62条第1項関係、細目告示第140条第1項関係)

(1)~(4) (略)

(5) 自動車には、次に掲げる灯火を除き、点滅する灯火または光度が増減する灯火を備えてはならない。(細目告示第62条第6項、細目告示第140条第6項)

~ (略)

(6)、(7) (略)

(8) (1)から の2まで及び に掲げる灯火(1)に掲げる灯火にあっては自動車の両側面の後面に備える赤色のものに限り、(1)の4に掲げる灯火にあっては自動車の後面に備えるものに限る。)は、前方を照射し、又は前方に表示するものであってはならない。この場合において、指定自動車等に備えられた側面に回り込む赤色の照明部を有する後方に表示する灯火と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたものは、この基準に適合するものとする。(細目告示第62条第9項関係、細目告示第140条第9項関係)

(9)、(10) (略)

4-83 警音器

4-83-2-1 テスタ等による審査

(1) (略)

(2) 音の大きさが(1)に規定する範囲内におそれがあるときは、騒音計等を用いて次により計測するものとする。(細目告示第141条第3項関係)

騒音計等は、使用開始前に十分暖機し、暖機後に校正を行う。

～ (略)

4 - 83 - 5 - 2 性能要件

警音器は、次の基準に適合するものでなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 音の大きさが(1)に規定する範囲内におそれがあるときは、騒音計等を用いて次により計測するものとする。

騒音計等は、使用開始前に十分暖機し、暖機後に校正を行う。

～ (略)

(5) (4)の規定にかかわらず、平成 15 年 12 月 31 日以前に製作された自動車にあっては、次により計測できるものとする。

騒音計等は、使用開始前に十分暖機し、暖機後に校正を行う。

～ (略)

4 - 83 - 6 - 2 性能要件

警音器は、次の基準に適合するものでなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 音の大きさが(1)に規定する範囲内におそれがあるときは、騒音計等を用いて次により計測するものとする。

騒音計等は、使用開始前に十分暖機し、暖機後に校正を行う。

～ (略)

(5) (4)の規定にかかわらず、平成 15 年 12 月 31 日以前に製作された自動車にあっては、次により計測できるものとする。

騒音計等は、使用開始前に十分暖機し、暖機後に校正を行う。

～ (略)

4 - 87 盗難発生警報装置

4 - 87 - 4 適用関係の整理

(1) 平成 18 年 6 月 30 日以前に製作された自動車（軽自動車にあっては平成 20 年 6 月 30 日）については、4 - 87 - 5（従前規定の適用）の規定を適用する。（適用関係告示第 51 条第 1 項関係）

4 - 88 後写鏡

～ (略)

4 - 83 - 5 - 2 性能要件

警音器は、次の基準に適合するものでなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 音の大きさが(1)に規定する範囲内におそれがあるときは、騒音計等を用いて次により計測するものとする。

騒音計等は、使用開始前に十分暖機し、暖機後に校正を行う。

～ (略)

(5) (4)の規定にかかわらず、平成 15 年 12 月 31 日以前に製作された自動車にあっては、次により計測できるものとする。

騒音計等は、使用開始前に十分暖機し、暖機後に校正を行う。

～ (略)

4 - 83 - 6 - 2 性能要件

警音器は、次の基準に適合するものでなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 音の大きさが(1)に規定する範囲内におそれがあるときは、騒音計等を用いて次により計測するものとする。

騒音計等は、使用開始前に十分暖機し、暖機後に校正を行う。

～ (略)

(5) (4)の規定にかかわらず、平成 15 年 12 月 31 日以前に製作された自動車にあっては、次により計測できるものとする。

騒音計等は、使用開始前に十分暖機し、暖機後に校正を行う。

～ (略)

4 - 87 盗難発生警報装置

4 - 87 - 4 適用関係の整理

(1) 平成 18 年 6 月 30 日以前に製作された自動車（軽自動車にあっては平成 20 年 6 月 30 日）については、4 - 80 - 5（従前規定の適用）の規定を適用する。（適用関係告示第 51 条第 1 項関係）

4 - 88 後写鏡

4 - 88 - 5 - 2 性能要件

- (1) 自動車に備える後写鏡は、次の基準に適合するものでなければならない。
(略)

専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車、貨物の運送の用に供する普通自動車（車両総重量が 2.8t を超える自動車を除く。）小型自動車及び軽自動車（被牽引自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びびりを有する軽自動車を除く。）に備える車体外後写鏡は、アイポイントの中心及び後写鏡の中心を通る鉛直面と車両中心面とのなす角度が、それぞれ、車両の右側に備える後写鏡にあつては前方 55° 以下（左ハンドル車にあつては 75° 以下）、車両の左側に備える後写鏡にあつては前方 75° 以下（左ハンドル車にあつては 55° 以下）であること。この場合において、後写鏡の鏡面は、通常使用される位置に調節し、固定した状態とする。

- (2) (1) の「左外側線附近（運転者が運転者席において確認できる部分を除く。）の交通状況を確認できる」とは、平坦な面においた直進状態の自動車の左外側線上運転者席から自動車の後端までに沿って設置された高さ 1m、直径 30cm の円柱（後車軸より前方に設置した円柱であつて、運転者が運転者席において少なくとも一部を直接確認できるものを除く。）の少なくとも一部を確認できることをいう。
(参考図) 視界の範囲 (略)

(3) ~ (5) (略)

4 - 88 - 6 - 2 性能要件

- (1) 自動車に備える後写鏡は、次の基準に適合するものでなければならない。ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車に備えるものについては の規定は、適用しない。
~ (略)

専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車、貨物の運送の用に供する普通自動車（車両総重量が 2.8t を超える自動車を除く。）小型自動車及び軽自動車（被牽引自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びびりを有する軽自動車を除く。）に備える車体外後写鏡は、アイポイントの中心及び後写鏡の中心を通る鉛直面と車両中心面とのなす角度が、それぞれ、車両の右側に備える後写鏡にあつては前方 55° 以下（左ハンドル車にあつては 75° 以下）、車両の左側に備える後写鏡にあつては前方 75° 以下（左ハンドル車にあつては 55° 以下）であること。この場合において、後写鏡の鏡面は、通常使用される位置に調節し、固定した状態とする。

- (2) (1) の「左外側線附近（運転者が運転者席において確認できる部分を除く。）の交通状況を確認できる」とは、平坦な面においた直進状態の自動車の左外側線上運転者席から自動車の後端までに沿って設置された高さ 1m、直径 30cm の円柱（後車軸より前方に設置した円柱であつて、運転者が運転者席において少なくとも一部を直接

4 - 88 - 5 - 2 性能要件

- (1) 自動車に備える後写鏡は、次の基準に適合するものでなければならない。
(略)

専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車、貨物の運送の用に供する普通自動車（車両総重量が 2.8t を超える自動車を除く。）小型自動車及び軽自動車（被けん引自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びびりを有する軽自動車を除く。）に備える車体外後写鏡は、アイポイントの中心及び後写鏡の中心を通る鉛直面と車両中心面とのなす角度が、それぞれ、車両の右側に備える後写鏡にあつては前方 55° 以下（左ハンドル車にあつては 75° 以下）、車両の左側に備える後写鏡にあつては前方 75° 以下（左ハンドル車にあつては 55° 以下）であること。この場合において、後写鏡の鏡面は、通常使用される位置に調節し、固定した状態とする。

- (2) (1) の「左外側線附近（運転者が運転席において確認できる部分を除く。）の交通状況を確認できる」とは、平坦な面においた直進状態の自動車の左外側線上運転者席から自動車の後端までに沿って設置された高さ 1m、直径 30cm の円柱（後車軸より前方に設置した円柱であつて、運転者が運転者席において少なくとも一部を直接確認できるものを除く。）の少なくとも一部を確認できることをいう。
(参考図) 視界の範囲 (略)

(3) ~ (5) (略)

4 - 88 - 6 - 2 性能要件

- (1) 自動車に備える後写鏡は、次の基準に適合するものでなければならない。ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車に備えるものについては の規定は、適用しない。
~ (略)

専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車、貨物の運送の用に供する普通自動車（車両総重量が 2.8t を超える自動車を除く。）小型自動車及び軽自動車（被けん引自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びびりを有する軽自動車を除く。）に備える車体外後写鏡は、アイポイントの中心及び後写鏡の中心を通る鉛直面と車両中心面とのなす角度が、それぞれ、車両の右側に備える後写鏡にあつては前方 55° 以下（左ハンドル車にあつては 75° 以下）、車両の左側に備える後写鏡にあつては前方 75° 以下（左ハンドル車にあつては 55° 以下）であること。この場合において、後写鏡の鏡面は、通常使用される位置に調節し、固定した状態とする。

- (2) (1) の「左外側線附近（運転者が運転席において確認できる部分を除く。）の交通状況を確認できる」とは、平坦な面においた直進状態の自動車の左外側線上運転者席から自動車の後端までに沿って設置された高さ 1m、直径 30cm の円柱（後車軸より前方に設置した円柱であつて、運転者が運転者席において少なくとも一部を直接確認

確認できるものを除く。)の少なくとも一部を確認できることをいう。
(参考図) 視界の範囲

(図略)

- (注) 1. 斜線部は、左外側線付近の視界の範囲を示す。
2. 特殊な自動車(運転者席の高い自動車、幅の広い被牽引自動車を牽引する自動車、除雪装置を備えた自動車等)にあつては、視界の範囲の確認のため直左確認鏡を併用してもよい。
3. 円柱の位置は例示である。

(3)~(6) (略)

4 - 88 - 7 - 2 性能要件

- (1) 自動車〔ハンドルバー方式のかじ取装置を備える二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車であつて車室(運転者が運転者席において自動車の左外側線附近の交通状況を確認できるものを除く。)を有しないものを除く。〕に備える後写鏡は、次の基準に適合するものでなければならない。ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車に備えるものについては 及び 、普通自動車(専ら乗用の用に供するものを除く。)及び乗車定員 11 人以上の自動車に備えるものについては の規定は適用しない。

~ (略)

専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車、貨物の運送の用に供する普通自動車(車両総重量が 2.8t を超える自動車を除く。)、小型自動車及び軽自動車(被牽引自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車を除く。)に備える車体外後写鏡は、アイポイントの中心及び後写鏡の中心を通る鉛直面と車両中心面とのなす角度が、それぞれ、車両の右側に備える後写鏡にあつては前方 55° 以下(左ハンドル車にあつては 75° 以下)、車両の左側に備える後写鏡にあつては前方 75° 以下(左ハンドル車にあつては 55° 以下)であること。この場合において、後写鏡の鏡面は、通常使用される位置に調節し、固定した状態とする。

- (2) (1) の「左外側線附近(運転者が運転者席において確認できる部分を除く。)の交通状況を確認できる」とは、平坦な面においた直進状態の自動車の左外側線上運転者席から自動車の後端までに沿って設置された高さ 1m、直径 30cm の円柱(後車軸より前方に設置した円柱であつて、運転者が運転者席において少なくとも一部を直接確認できるものを除く。)の少なくとも一部を確認できることをいう。

(参考図) 視界の範囲

できるものを除く。)の少なくとも一部を確認できることをいう。
(参考図) 視界の範囲

(図略)

- (注) 1. 斜線部は、左外側線付近の視界の範囲を示す。
2. 特殊な自動車(運転者席の高い自動車、幅の広い被けん引車をけん引する自動車、除雪装置を備えた自動車等)にあつては、視界の範囲の確認のため直左確認鏡を併用してもよい。
3. 円柱の位置は例示である。

(3)~(6) (略)

4 - 88 - 7 - 2 性能要件

- (1) 自動車〔ハンドルバー方式のかじ取装置を備える二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車であつて車室(運転者が運転者席において自動車の左外側線附近の交通状況を確認できるものを除く。)を有しないものを除く。〕に備える後写鏡は、次の基準に適合するものでなければならない。ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車に備えるものについては 及び 、普通自動車(専ら乗用の用に供するものを除く。)及び乗車定員 11 人以上の自動車に備えるものについては の規定は適用しない。

~ (略)

専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車、貨物の運送の用に供する普通自動車(車両総重量が 2.8t を超える自動車を除く。)、小型自動車及び軽自動車(被けん引自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車を除く。)に備える車体外後写鏡は、アイポイントの中心及び後写鏡の中心を通る鉛直面と車両中心面とのなす角度が、それぞれ、車両の右側に備える後写鏡にあつては前方 55° 以下(左ハンドル車にあつては 75° 以下)、車両の左側に備える後写鏡にあつては前方 75° 以下(左ハンドル車にあつては 55° 以下)であること。この場合において、後写鏡の鏡面は、通常使用される位置に調節し、固定した状態とする。

- (2) (1) の「左外側線附近(運転者が運転席において確認できる部分を除く。)の交通状況を確認できる」とは、平坦な面においた直進状態の自動車の左外側線上運転者席から自動車の後端までに沿って設置された高さ 1m、直径 30cm の円柱(後車軸より前方に設置した円柱であつて、運転者が運転者席において少なくとも一部を直接確認できるものを除く。)の少なくとも一部を確認できることをいう。

(参考図) 視界の範囲

(図略)

- (注) 1. 斜線部は、左外側線付近の視界の範囲を示す。
2. 特殊な自動車(運転者席の高い自動車、幅の広い被牽引自動車を牽引する自動車、除雪装置を備えた自動車等)にあつては、視界の範囲の確認のため直左確認鏡を併用してもよい。
3. 円柱の位置は例示である。

(3)、(4) (略)

(5) 下に掲げる後写鏡は、(4)の基準に適合するものとする。

(略)

(6) (略)

4 - 96 緊急自動車

4 - 96 - 2 性能要件

4 - 96 - 2 - 1 テスタ等による審査

(1) (略)

(2) 緊急自動車に備えるサイレンの音の大きさが(1)に規定する範囲内におそれがあるときは、騒音計等を用いて次により計測するものとする。(細目告示第 153 条第 2 号関係)

ア 騒音計等は、使用開始前に十分暖機し、暖機後に校正を行う。

イ~オ (略)

カ 計測値の取扱いは、次のとおりとする。

(ア) (略)

(イ) 2 回の計測値の差が 2 dB を超える場合には、計測値を無効とする。ただし、いずれの計測値も(1)に規定する範囲内には有効とする。

(ウ)、(エ) (略)

4 - 96 - 5 従前規定の適用

4 - 96 - 5 - 2 - 1 テスタ等による審査

(1) (略)

(2) 緊急自動車に備えるサイレンの音の大きさが(1)に規定する範囲内におそれがあるときは、騒音計等を用いて次により計測するものとする。(細目告示第 153 条第 2 号関係)

ア 騒音計等は、使用開始前に十分暖機し、暖機後に校正を行う。

イ~オ (略)

カ 計測値の取扱いは、次のとおりとする。

(ア) (略)

(図略)

- (注) 1. 斜線部は、左外側線付近の視界の範囲を示す。
2. 特殊な自動車(運転者席の高い自動車、幅の広い被けん引車をけん引する自動車、除雪装置を備えた自動車等)にあつては、視界の範囲の確認のため直左確認鏡を併用してもよい。
3. 円柱の位置は例示である。

(3)、(4) (略)

(5) 下に掲げる後写鏡は、(4)の基準に適合するものとする。

(略)

(6) (略)

4 - 96 緊急自動車

4 - 96 - 2 性能要件

4 - 96 - 2 - 1 テスタ等による審査

(1) (略)

(2) 緊急自動車に備えるサイレンの音の大きさが(1)に規定する範囲内におそれがあるときは、騒音計等を用いて次により計測するものとする。(細目告示第 153 条第 2 号関係)

ア 騒音計等は、使用開始前に十分暖機し、暖機後に校正を行う。

イ~オ (略)

カ 計測値の取扱いは、次のとおりとする。

(ア) (略)

(イ) 2 回の計測値の差が 2 dB を超える場合には、計測値を無効とする。ただし、いずれの計測値も(1)に規定する範囲内には有効とする。

(ウ)、(エ) (略)

4 - 96 - 5 従前規定の適用

4 - 96 - 5 - 2 - 1 テスタ等による審査

(1) (略)

(2) 緊急自動車に備えるサイレンの音の大きさが(1)に規定する範囲内におそれがあるときは、騒音計等を用いて次により計測するものとする。(細目告示第 153 条第 2 号関係)

ア 騒音計等は、使用開始前に十分暖機し、暖機後に校正を行う。

イ~オ (略)

カ 計測値の取扱いは、次のとおりとする。

(ア) (略)

- (イ) 2回の計測値の差が2dBを超える場合には、計測値を無効とする。ただし、いずれの計測値も(1)に規定する範囲内には有効とする。
- (ウ)、(I) (略)

4 - 105 指定自動車等

指定自動車等は、4 - 11 から 4 - 104 までの基準によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

～ (略)

細目告示別添 20「外装の技術基準」及び細目告示別添 21「外装の手荷物積載用部品の技術基準」に定める基準。ただし、平成 20 年 12 月 31 日までに製作された自動車に備えるエア・スポイラであって、4 - 26 - 1 (3) の基準に適合するものにあつては、この限りでない。(細目告示第 22 条第 2 項関係)

細目告示別添 22「外装の電波送受信アンテナの技術基準」に定める基準。ただし、平成 21 年 6 月 22 日までに製作された自動車に備える電波送受信アンテナにあつては、細目告示別添 22「外装の電波送受信アンテナの技術基準」4.1.4. の規定にかかわらず、平成 17 年国土交通省告示第 1337 号による改正前の細目告示別添 22「外装の電波送受信アンテナの技術基準」4.1.4. の基準に適合するものであればよい。(細目告示第 22 条第 2 項関係、適用関係告示第 15 条第 7 項関係)

～ (略)

細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」(二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあつては細目告示別添 54「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」)に定める基準。

ただし、次に掲げる自動車に備える灯火については、それぞれに掲げる規定による。

ア 平成 19 年 9 月 1 日以降に法第 75 条第 1 項の規定によりその型式について指定を受けた自動車以外の自動車の前照灯等、前部霧灯、側方照射灯、車幅灯、前部上側端灯、側方灯、側方反射器、番号灯、尾灯、後部霧灯、駐車灯、後部上側端灯、制動灯、補助制動灯、後退灯、方向指示器、補助方向指示器及び非常点滅表示灯については、細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」3.23. の規定は適用しない。

イ 平成 22 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」4.5.4.1. の規定は適用しない。また、同規定 4.5.5. については平成 17 年国土交通省告示 1337 号による改正前の規定に適合するものであればよい。

ウ 平成 24 年 12 月 31 日以前に製作された自動車の前部反射器及び後部反射器については、平成 17 年国土交通省告示第 1337 号による改正前の基準の 3.19.

- (イ) 2回の計測値の差が2dBを超える場合には、計測値を無効とする。ただし、いずれの計測値も(1)に規定する範囲内にある場合には有効とする。
- (ウ)、(I) (略)

4 - 105 指定自動車等

指定自動車等は、4 - 11 から 4 - 104 までの基準によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

～ (略)

細目告示別添 20「外装の技術基準」、細目告示別添 21「外装の手荷物積載用部品の技術基準」及び細目告示別添 22「外装の電波送受信アンテナの技術基準」に定める基準。ただし、平成 20 年 12 月 31 日までに製作された自動車に備えるエア・スポイラであって、4 - 26 - 1 - 1 (3) の基準に適合するものにあつては、この限りでない。(細目告示第 22 条第 2 項関係)

～ (略)

細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」(二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあつては細目告示別添 54「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」)に定める基準(細目告示第 42 条第 3 項、第 6 項及び第 7 項関係、細目告示第 43 条第 2 項関係、細目告示第 44 条第 2 項関係、細目告示第 45 条第 2 項関係、細目告示第 46 条第 2 項関係、細目告示第 47 条第 2 項関係、細目告示第 48 条第 2 項及び第 4 項関係、細目告示第 49 条第 2 項関係、細目告示第 50 条第 2 項関係、細目告示第 51 条第 2 項関係、細目告示第 52 条第 2 項関係、細目告示第 53 条第 2 項関係、細目告示第 54 条第 2 項関係、細目告示第 55 条第 2 項関係、細目告示第 56 条第 2 項関係、細目告示第 57 条第 2 項関係、細目告示第 58 条第 2 項関係、細目告示第 59 条第 3 項関係、細目告示第 60 条第 2 項関係、細目告示第 61 条第 2 項関係)

の規定に適合するものであればよい。

エ 平成 27 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、細目告示別添 52 「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」4.5.3.の規定にかかわらず、後退灯の数は 2 個以下であればよい。

(細目告示第 42 条第 3 項、第 6 項及び第 7 項関係、細目告示第 43 条第 2 項関係、細目告示第 44 条第 2 項関係、細目告示第 45 条第 2 項関係、細目告示第 46 条第 2 項関係、細目告示第 47 条第 2 項関係、細目告示第 48 条第 2 項及び第 4 項関係、細目告示第 49 条第 2 項関係、細目告示第 50 条第 2 項関係、細目告示第 51 条第 2 項関係、細目告示第 52 条第 2 項関係、細目告示第 53 条第 2 項関係、細目告示第 54 条第 2 項関係、細目告示第 55 条第 2 項関係、細目告示第 56 条第 2 項関係、細目告示第 57 条第 2 項関係、細目告示第 58 条第 2 項関係、細目告示第 59 条第 3 項関係、細目告示第 60 条第 2 項関係、細目告示第 61 条第 2 項、適用関係告示第 29 条第 4 項、適用関係第 30 条第 5 項、適用関係告示第 31 条第 2 項、適用関係告示第 32 条第 4 項、適用関係告示第 33 条第 3 項、適用関係告示第 35 条第 6 項、適用関係告示第 36 条第 3 項、適用関係告示第 37 条第 5 項、適用関係告示第 38 条第 5 項、適用関係告示第 39 条第 5 項、適用関係告示第 40 条第 2 項、適用関係告示第 42 条第 5 項、適用関係告示第 43 条第 3 項、適用関係告示第 44 条第 5 項、適用関係告示第 44 条第 6 項、適用関係告示第 44 条第 7 項、適用関係告示第 44 条第 8 項、適用関係告示第 45 条第 8 項、適用関係告示第 46 条第 3 項、適用関係告示第 47 条第 5 項関係)

~ (略)

細目告示別添 61 「側方灯の技術基準」に定める基準。ただし、細目告示別添 61 「側方灯の技術基準」4.1.の規定中「適合するものでなければならない。」とあるのは「適合するものでなければならない。」

ただし、側方灯の最小光度については 4.1.1.で定める最小光度要件の 80%値、最大光度については 4.1.2.で定める最大光度要件の 120%値までであればよい。」と読み替えるものとする。

また、平成 19 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、細目告示別添 61 「側方灯の技術基準」4.1.の規定は平成 17 年国土交通省告示第 1337 号による改正前の規定に適合するものであればよい。(細目告示第 48 条第 1 項、適用関係告示第 35 条第 7 項関係)

~ 45 (略)

- 5 - 24 高圧ガスの燃料装置
- 5 - 24 - 1 性能要件
- 5 - 24 - 1 - 1 視認等による審査

(1) 高圧ガスを燃料とする自動車((3)に掲げる自動車を除く。)の燃料装置は、爆発等のおそれがないものとして強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準

~ (略)

細目告示別添 61 「側方灯の技術基準」に定める基準。ただし、細目告示別添 61 「側方灯の技術基準」4.1.の規定中「適合するものでなければならない。」とあるのは「適合するものでなければならない。ただし、側方灯の最小光度については 4.1.1.で定める最小光度要件の 80%値、最大光度については 4.1.2.で定める最大光度要件の 120%値までであればよい。」と読み替えるものとする。(細目告示第 48 条第 1 項関係)

~ 44 (略)

- 5 - 24 高圧ガスの燃料装置
- 5 - 24 - 1 性能要件
- 5 - 24 - 1 - 1 視認等による審査

(1) 高圧ガスを燃料とする自動車((3)に掲げる自動車を除く。)の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準

第 17 条第 1 項関係、細目告示第 176 条第 1 項関係)

ガス容器は、容器保安規則（昭和41年通商産業省令第50号）第 7 条及び第17条に規定する構造及び機能を有するものであること。この場合において、次のいずれかの方法により確認ができるものについては、この基準に適合するものとする。

ア 容器再検査を受けたことがない高圧ガス容器

高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第45条の容器検査又は第49条の25（同法第49条の33第 2 項において準用する場合を含む。）による有効な刻印又は標章の掲示がその容器になされていることを確認すること。ただし、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器〔圧縮天然ガス（メタンガスを主成分とする高圧ガスをいう。5 - 24 - 1 - 1 において同じ。）を燃料とする自動車のガス容器のうち容器保安規則第 2 条第10号の圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器とされるものをいう。5 - 24 - 1 - 1 において同じ。〕であって、同法第46条の規定による表示が燃料充填口近傍になされている場合は、当該表示により確認することができる。

（参考）（略）

イ 容器再検査を受けたことがある高圧ガス容器

同法第49条による有効な刻印又は標章の掲示がその容器になされていることを確認すること。ただし、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器であって、同法第46条の規定による表示が燃料充填口近傍になされている場合は、当該表示により確認することができる。

（参考）（略）

、（略）

ガス容器及び導管は、移動及び損傷を生じないように確実に取り付けられ、かつ、損傷を受けるおそれのある部分が適当な覆いで保護されており、溶解アセチレン・ガス容器にあっては、ガス開閉装置を上方とし、容器内の多孔物質の原状を変化させないように取り付けられていること。この場合において、次に掲げるものは、この基準に適合しないものとする。

ア （略）

イ 導管（導管を保護するため、導管に保護部材を巻きつける等の対策を施している場合の保護部材は除く。）であって、走行中に他の部分と接触した痕跡があるもの又は接触するおそれがあるもの

～ （略）

(2) (略)

(3) (略)

ガス容器は、容器保安規則第 7 条及び第 17 条に規定する構造及び機能を有するものであること。この場合において、次のいずれかの方法により確認ができるものについては、この基準に適合するものとする。

ア 容器再検査を受けたことがない高圧ガス容器

高圧ガス保安法第 45 条又は第 49 条の 25（同法第 49 条の 33 第 2 項において準用する場合を含む。）による有効な刻印又は標章の掲示がその容器になされていることを確認すること。ただし、同法第 46 条の規定による表示が燃料充填

第 17 条第 1 項関係、細目告示第 176 条第 1 項関係)

ガス容器は、容器保安規則（昭和41年通商産業省令第50号）第 7 条及び第17条に規定する構造及び機能を有するものであること。この場合において、次のいずれかの方法により確認ができるものについては、この基準に適合するものとする。

ア 容器再検査を受けたことのない高圧ガス容器

高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第45条の容器検査又は第49条の25（同法第49条の33第2項において準用する場合を含む。）による有効な刻印又は標章の掲示がその容器になされていることを確認すること。この場合において、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器（圧縮天然ガス（メタンガスを主成分とする高圧ガスをいう。以下同じ。）を燃料とする自動車のガス容器のうち容器保安規則第 2 条第10号の圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器とされるものをいう。以下同じ。）にあっては、同法第46条により標章の掲示が燃料充填口近傍になされているので、これにより確認してもよい。

（参考）（略）

イ 容器再検査を受けたことのある高圧ガス容器

同法第49条による有効な刻印又は標章の掲示がその容器になされていることを確認すること。この場合において、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器にあっては、同条による有効な標章の掲示が燃料充填口近傍になされていることを確認すること。

（参考）（略）

、（略）

ガス容器及び導管は、移動及び損傷を生じないように確実に取り付けられ、かつ、損傷を受けるおそれのある部分が適当な覆いで保護されており、溶解アセチレン・ガス容器にあっては、ガス開閉装置を上方とし、容器内の多孔物質の原状を変化させないように取り付けられていること。この場合において、次に掲げるものは、この基準に適合しないものとする。

ア （略）

イ 導管（導管を保護するため、導管に保護部材を巻きつける等の対策を施している場合の保護部材は除く。）であって、走行中に他の部分と接触した痕跡があるもの又は接触するおそれがあるもの

～ （略）

(2) (略)

(3) (略)

ガス容器は、容器保安規則第 7 条及び第 17 条に規定する構造及び機能を有するものであること。この場合において、次のいずれかの方法により確認ができるものについては、この基準に適合するものとする。

ア 容器再検査を受けたことのない高圧ガス容器

高圧ガス保安法第 45 条又は第 49 条の 25（同法第 49 条の 33 第 2 項において準用する場合を含む。）による有効な刻印又は標章の掲示がその容器になされていることを確認すること。

口近傍になされている場合は、当該表示により確認することができる。

イ 容器再検査を受けたことがある高圧ガス容器

同法第 49 条による有効な刻印又は標章の掲示がその容器になされていることを確認すること。ただし、同法第 46 条の規定による表示が燃料充填口近傍になされている場合は、当該表示により確認することができる。

～ (略)

(4) (略)

5 - 28 車体表示

5 - 28 - 1 性能要件 (視認等による審査)

(1)、(2) (略)

(3) 車両総重量が 20 t を超える自動車 (被牽引自動車を除く。) の車体の前面には、当分の間、次の様式による標識を見やすいように表示しなければならない。ただし、保安基準第 55 条の規定により同令第 4 条の規定の適用を受けない車両にあっては、この限りではない。(平成 5 年運輸省令第 38 号附則第 2 項関係)

様式 (略)

5 - 29 巻込防止装置

5 - 29 - 3 取付要件 (視認等による審査)

(1) 巻込防止装置は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第 18 条の 2 第 2 項関係、細目告示第 179 条第 4 項関係)

、 (略)

巻込防止装置は、その平面部 (湾曲部を除く。以下同じ。) 前端を含み車両中心面に対して直角をなす鉛直面と前輪タイヤのうち最後部にあるものの後端を含む車両中心面に対して直角をなす鉛直面との距離及び平面部後端を含み車両中心面に対して直角をなす鉛直面と後輪タイヤのうち最前部にあるものの前端を含む車両中心面に対して直角をなす鉛直面との距離が 400mm 以下となるように取り付けられていること。ただし、セミトレーラに備える巻込防止装置にあっては、その平面部前端が補助脚より前方となるように取り付けられていなければならない。

イ 容器再検査を受けたことのある高圧ガス容器

同法第 49 条による有効な刻印又は標章の掲示がその容器になされていることを確認すること。

～ (略)

(4) (略)

5 - 28 車体表示

5 - 28 - 1 性能要件 (視認等による審査)

(1)、(2) (略)

(3) 車両総重量が 20 t を超える自動車 (被けん引自動車を除く。) の車体の前面には、当分の間、次の様式による標識を見やすいように表示しなければならない。ただし、保安基準第 55 条の規定により同令第 4 条の規定の適用を受けない車両にあっては、この限りではない。(平成 5 年運輸省令第 38 号附則第 2 項関係)

様式 (略)

5 - 29 巻込防止装置

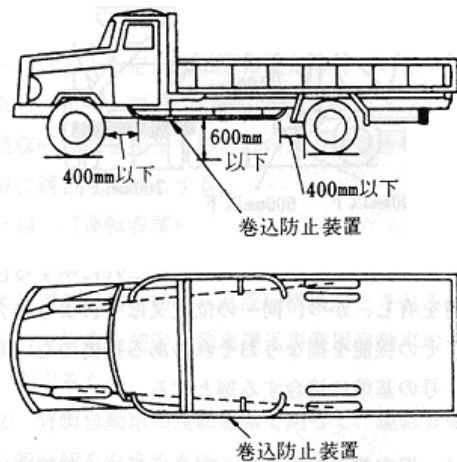
5 - 29 - 3 取付要件 (視認等による審査)

(1) 巻込防止装置は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第 18 条の 2 第 2 項関係、細目告示第 179 条第 4 項関係)

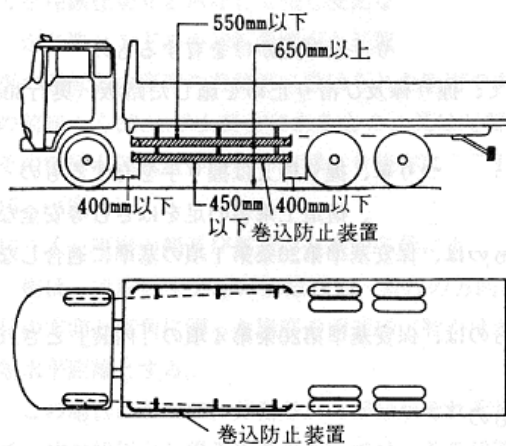
、 (略)

巻込防止装置は、その平面部 (湾曲部を除く。以下同じ。) 前端を含み車両中心面に対して直角をなす鉛直面と前輪タイヤのうち最後部にあるものの後端を含む車両中心面に対して直角をなす鉛直面との距離及び平面部後端を含み車両中心面に対して直角をなす鉛直面と後輪タイヤのうち最前部にあるものの前端を含む車両中心面に対して直角をなす鉛直面との距離が 400mm 以下となるように取り付けられていること。ただし、セミトレーラに備える巻込防止装置にあっては、その平面部前端が補助脚より前方となるように取り付けられていなければならない。

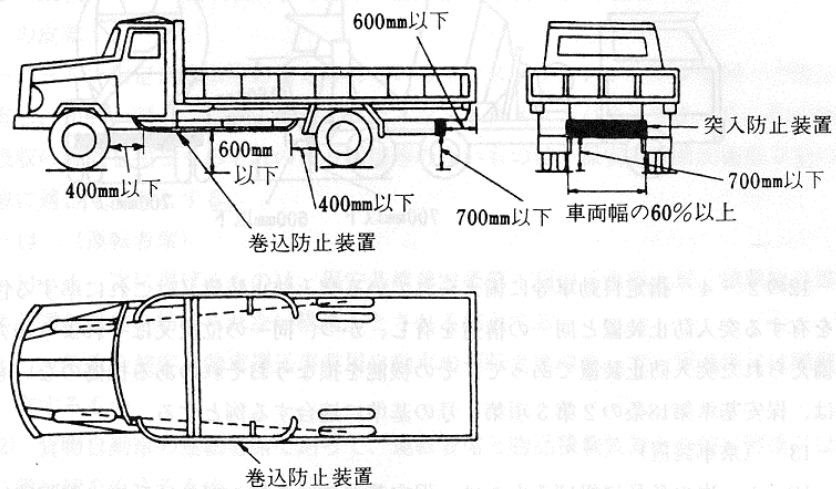
(例1) (普通型貨物自動車の場合の取付例)



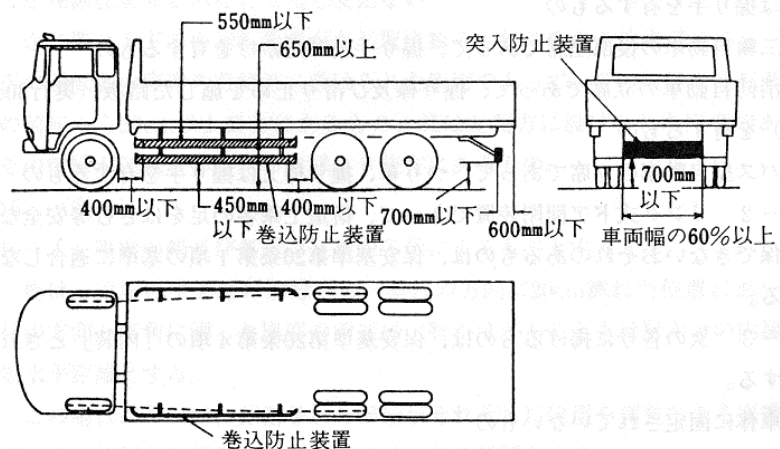
(例2) (車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上の大型貨物自動車の場合の取付例)



(例1) (普通型貨物自動車の場合の取付例)



(例2) (車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上の大型貨物自動車の場合の取付例)



<p>、 (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>5 - 30 突入防止装置</p> <p>5 - 30 - 2 性能要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) 突入防止装置は、強度、形状等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(細目告示第180条第1項関係)</p> <p>(略)</p> <p>貨物の運送の用に供する普通自動車(の自動車を除く。)に備える突入防止装置は、板状その他の自動車が追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを有効に防止できる形状であって、次の基準に適合するものであること。</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>5 - 40 通路</p> <p>5 - 40 - 1 性能要件 (視認等による審査)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) (3)の「有効幅」及び「有効高さ」は、通路として有効に利用できる部分の幅及び高さとする。この場合において、座席のスライド等により通路の有効幅が変化する場合においては、通路の有効幅が最小となる場合の幅とする。(細目告示第189条第2項関係)</p> <p>(例) (略)</p> <p>(5)～(7) (略)</p> <p>5 - 56 窒素酸化物排出自動車等の特例</p> <p>5 - 56 - 1 性能要件 (書面による審査)</p> <p>自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法第12条第1項に規定する窒素酸化物排出自動車及び粒子状物質排出自動車は、次に掲げる窒素酸化物排出基準及び粒子状物質排出基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) 窒素酸化物等排出自動車〔別表2の中のNO_x・PM法の対策地域に掲げる地域に使用の本拠を有する窒素酸化物排出自動車及び粒子状物質排出自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自</p>	<p>、 (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>5 - 30 突入防止装置</p> <p>5 - 30 - 2 性能要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) 突入防止装置は、強度、形状等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(細目告示第180条第1項関係)</p> <p>(略)</p> <p>貨物の運送の用に供する普通自動車(の自動車を除く。)に備える突入防止装置は、板状その他の自動車が追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを有効に防止できる形状であって、次の基準に適合するものであること。</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>5 - 40 通路</p> <p>5 - 40 - 1 性能要件 (視認等による審査)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) (3)の「有効幅」及び「有効高さ」は、通路として有効に利用できる部分の幅及び高さとする。この場合において、座席のスライド等により通路の有効幅が変化する場合においては、通路の有効幅が最小となる場合の幅とする。(細目告示第189条第2項関係)</p> <p>(例) (略)</p> <p>(5)～(7) (略)</p> <p>5 - 56 窒素酸化物排出自動車等の特例</p> <p>5 - 56 - 1 性能要件 (書面による審査)</p> <p>自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法第12条第1項に規定する窒素酸化物排出自動車及び粒子状物質排出自動車は、次に掲げる窒素酸化物排出基準及び粒子状物質排出基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) 窒素酸化物等排出自動車〔別表2の中のNO_x・PM法の対策地域に掲げる地域に使用の本拠を有する窒素酸化物排出自動車及び粒子状物質排出自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被けん引</p>
--	--

自動車を除く。)であり、貨物の運送の用に供する自動車及び専ら乗用の用に供する自動車又はこれらを基本とするもので環境省令において定める特種自動車(散水車、広告宣伝用自動車、霊柩車、医療防疫車、タンク車、警察車、救急車、消防車、高所作業車等作業用自動車、クレーン車、身体障害者輸送車、ふん尿車、塵芥車、清掃車、キャンピング車、コンクリートミキサ車、移動販売車、冷蔵冷凍車、教習車並びにこれらに類する自動車をいう。)のうち、ガソリン、液化石油ガス又は軽油を燃料とする自動車であって、別表3に適合しているものを除いたものは、次のアからエまでに掲げる検査であって初めて受けるものの際、別表4の車両重量・車両総重量の区分の欄に掲げる自動車に応じ、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる窒素酸化物(NO_x)及び粒子状物質(PM)の排出量について、排出ガス測定モード欄に掲げる方法により測定した値が、 $\text{NO}_x \cdot \text{PM}$ 法の欄に掲げる数値を超えないものでなければならない。

ア～エ (略)

- (2) 窒素酸化物特定自動車〔別表2の中の NO_x 法特定地域に掲げる地域に使用の本拠を有する窒素酸化物特定自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。)であり、貨物の運送の用に供する自動車、専ら乗用の用に供する乗車定員11人以上の自動車及びこれらを基本とするもので環境省令において定める特種自動車(散水車、広告宣伝用自動車、霊柩車、医療防疫車、タンク車、警察車、救急車、消防車、高所作業車等作業用自動車、クレーン車、身体障害者輸送車、ふん尿車、塵芥車、清掃車、キャンピング車、コンクリートミキサ車、移動販売車、冷蔵冷凍車、教習車並びにこれらに類する自動車をいう。)のうち、ガソリン、液化石油ガス又は軽油を燃料とする自動車であって、別表3に適合しているものを除く。〕(イに掲げるものを除く。)は、次のアからウまでに掲げる検査であって初めて受けるものの際、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる窒素酸化物の排出量について、それぞれ測定方法の欄に掲げる方法により測定した値が、別表4の NO_x 法の欄に掲げる値を超えないものでなければならない。

ア～ウ (略)

- (3)～(12) (略)

- (13) (1)の基準に適合していない自動車を、同基準に適合させるため原動機等の変更を行った自動車(以下「変更を行った自動車」という。)等については、(4)等によるほか、以下により取り扱う。

、 (略)

の書面により、検査等を受ける自動車については、次により取り扱う。

ア (略)

イ (1)(軽油を燃料とする自動車にあつては NO_x 及びPM)の基準に適合しているものと認められるものにあつては「 $\text{NO}_x \cdot \text{PM}$ 適合」、(2)に適合し、(1)に適合していないものにあつては「 $\text{NO}_x \cdot \text{PM}$ 不適合」と3-3-15(4)の規定に基づき検査表2の備考欄に記載する。

、 (略)

自動車を除く。)であり、貨物の運送の用に供する自動車及び専ら乗用の用に供する自動車又はこれらを基本とするもので環境省令において定める特種自動車(散水車、広告宣伝用自動車、霊柩車、医療防疫車、タンク車、警察車、救急車、消防車、高所作業車等作業用自動車、クレーン車、身体障害者輸送車、ふん尿車、塵芥車、清掃車、キャンピング車、コンクリートミキサ車、移動販売車、冷蔵冷凍車、教習車並びにこれらに類する自動車をいう。)のうち、ガソリン、液化石油ガス又は軽油を燃料とする自動車であって、別表3に適合しているものを除いたものは、次のアからエまでに掲げる検査であって初めて受けるものの際、別表4の車両重量・車両総重量の区分の欄に掲げる自動車に応じ、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる窒素酸化物(NO_x)及び粒子状物質(PM)の排出量について、排出ガス測定モード欄に掲げる方法により測定した値が、 $\text{NO}_x \cdot \text{PM}$ 法の欄に掲げる数値を超えないものでなければならない。

ア～エ (略)

- (2) 窒素酸化物特定自動車〔別表2の中の NO_x 法特定地域に掲げる地域に使用の本拠を有する窒素酸化物特定自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被けん引自動車を除く。)であり、貨物の運送の用に供する自動車、専ら乗用の用に供する乗車定員11人以上の自動車及びこれらを基本とするもので環境省令において定める特種自動車(散水車、広告宣伝用自動車、霊柩車、医療防疫車、タンク車、警察車、救急車、消防車、高所作業車等作業用自動車、クレーン車、身体障害者輸送車、ふん尿車、塵芥車、清掃車、キャンピング車、コンクリートミキサ車、移動販売車、冷蔵冷凍車、教習車並びにこれらに類する自動車をいう。)のうち、ガソリン、液化石油ガス又は軽油を燃料とする自動車であって、別表3に適合しているものを除く。〕(イに掲げるものを除く。)は、次のアからウまでに掲げる検査であって初めて受けるものの際、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる窒素酸化物の排出量について、それぞれ測定方法の欄に掲げる方法により測定した値が、別表4の NO_x 法の欄に掲げる値を超えないものでなければならない。

ア～ウ (略)

- (3)～(12) (略)

- (13) (1)の基準に適合していない自動車を、同基準に適合させるため原動機等の変更を行った自動車(以下「変更を行った自動車」という。)等については、(4)等によるほか、以下により取り扱う。

、 (略)

の書面により、検査等を受ける自動車については、次により取り扱う。

ア (略)

イ (1)(軽油を燃料とする自動車にあつては NO_x 及びPM)の基準に適合しているものと認められるものにあつては「 $\text{NO}_x \cdot \text{PM}$ 適合」、(2)に適合し、(1)に適合していないものにあつては「 $\text{NO}_x \cdot \text{PM}$ 不適合」と3-3-15(4)の規定に基づき検査表2の備考欄に記載する。

、 (略)

5 - 58 すれ違い用前照灯

5 - 58 - 2 - 1 テスタ等による審査

すれ違い用前照灯は、夜間に自動車の前方にある交通上の障害物を確認でき、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の明るさ等に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 32 条第 5 項関係)

ただし、5 - 57 - 2 - 1 後段及び 後段の規定に適合した自動車にあっては、当分の間、視認等その他適切な方法により審査すればよい。(保安基準第 32 条第 5 項関係、細目告示第 198 条第 5 項関係)

(略)

ア (略)

イ (略)

(ア) (略)

a (略)

(a) (略)

(b) すれ違い用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、水平面より下方 0.6° (当該照明部の中心の高さが 1m を超える自動車にあっては、 0.9°) の平面及び車両中心線と平行な鉛直面より左方に 1.3° の鉛直面が交わる位置、又は、前方 10m の位置において、当該照明部の中心を含む水平面より下方 110mm (当該照明部の中心の高さが 1m を超える自動車にあっては、 160mm) の直線及び当該照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面より左方に 230mm の直線の交わる位置における光度が、1 灯につき $6,400\text{cd}$ 以上であること。

b (略)

(イ) (略)

5 - 61 前部雾灯

5 - 61 - 3 取付要件 (視認等による審査)

(1) 前部雾灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第 33 条第 3 項)

この場合において、前部雾灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第 199 条第 3 項関係)

~ (略)

大型特殊自動車 (ポール・トレーラを除く。) 及び小型特殊自動車以外の自動車に備える前部雾灯の照明部は、前部雾灯の中心を通り自動車の進行方向に直交す

5 - 58 すれ違い用前照灯

5 - 58 - 2 - 1 テスタ等による審査

すれ違い用前照灯は、夜間に自動車の前方にある交通上の障害物を確認でき、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の明るさ等に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 32 条第 5 項関係)

ただし、5 - 57 - 2 - 1 後段及び 後段の規定に適合した自動車にあっては、当分の間、視認等その他適切な方法により審査すればよい。(保安基準第 32 条第 5 項関係、細目告示第 198 条第 5 項関係)

(略)

ア (略)

イ (略)

(ア) (略)

a (略)

(a) (略)

(b) すれ違い用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、水平面より下方 0.6° (当該照明部の中心の高さが 1m を超える自動車にあっては、 0.9°) の平面及び車両中心線と平行な鉛直面より左右に 1.3° の鉛直面が交わる位置、又は、前方 10m の位置において、当該照明部の中心を含む水平面より下方 110mm (当該照明部の中心の高さが 1m を超える自動車にあっては、 160mm) の直線及び当該照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面より左方に 230mm の直線の交わる位置における光度が、1 灯につき $6,400\text{cd}$ 以上であること。

b (略)

(イ) (略)

5 - 61 前部雾灯

5 - 61 - 3 取付要件 (視認等による審査)

(1) 前部雾灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第 33 条第 3 項)

この場合において、前部雾灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第 199 条第 3 項関係)

~ (略)

大型特殊自動車 (ポール・トレーラを除く。) 及び小型特殊自動車以外の自動車に備える前部雾灯の照明部は、前部雾灯の中心を通り自動車の進行方向に直交す

る水平線を含む、水平面より上方5°の平面及び下方5°の平面並びに前部霧灯の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より前部霧灯の内側方向10°の平面及び前部霧灯の外側方向45°の平面により囲まれる範囲においてすべての位置から見通すことができるように取り付けられていること。

ただし、自動車の構造上、すべての位置から見通すことができるように取り付けることができない場合にあっては、可能な限り見通すことができる位置に取り付けられていること。

~ (略)

(2) (略)

5 - 63 車幅灯

5 - 63 - 3 取付要件 (視認等による審査)

(1) 車幅灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第34条第3項関係)

この場合において、車幅灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第201条第3項関係)

~ (略)

車幅灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等5 - 63 - 2(1) (大型特殊自動車(ポール・トレーラを除く。))及び小型特殊自動車にあっては、5 - 63 - 2(1) に係る部分を除く。)に掲げる性能(車幅灯の照明部の上縁の高さが地上0.75m未満となるように取り付けられている場合にあっては5 - 63 - 2(1) の基準中「下方15°」とあるのは「下方5°」とし、専ら乗用の用に供する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。))であって乗車定員が10人未満のもの又は貨物の運送の用に供する自動車(三輪自動車及び被牽引自動車を除く。))であって車両総重量3.5t以下のものの前部に取り付けられている側方灯が5 - 63 - 2(1)

に規定する性能を補完する性能を有する場合にあっては5 - 63 - 2(1) の基準中「外側方向80°」とあるのは「外側方向45°」とする。)を損なわないように取り付けられていること。

ただし、自動車の構造上、5 - 63 - 2(1) に規定する範囲において、すべての位置から見通すことができるように取り付けることができない場合にあっては、可能な限り見通すことができる位置に取り付けられていること。

(2) (略)

る水平線を含む、水平面より上方5°の平面及び下方5°の平面並びに前部霧灯の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より前部霧灯の内側方向10°の平面及び前部霧灯の外側方向45°の平面により囲まれる範囲においてすべての位置から見通すことができるように取り付けられていること。

~ (略)

(2) (略)

5 - 63 車幅灯

5 - 63 - 3 取付要件 (視認等による審査)

(1) 車幅灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第34条第3項関係)

この場合において、車幅灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第201条第3項関係)

~ (略)

車幅灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等5 - 63 - 2(1) (大型特殊自動車(ポール・トレーラを除く。))及び小型特殊自動車にあっては、5 - 63 - 2(1) に係る部分を除く。)に掲げる性能(車幅灯の照明部の上縁の高さが地上0.75m未満となるように取り付けられている場合にあっては5 - 63 - 2(1) の基準中「下方15°」とあるのは「下方5°」とし、専ら乗用の用に供する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。))であって乗車定員が10人未満のもの又は貨物の運送の用に供する自動車(三輪自動車及び被牽引自動車を除く。))であって車両総重量3.5t以下のものの前部に取り付けられている側方灯が5 - 63 - 2(1) に規定する性能を補完する性能を有する場合にあっては5 - 63 - 2(1) の基準中「外側方向80°」とあるのは「外側方向45°」とする。)を損なわないように取り付けられていること。

(2) (略)

5 - 64 前部上側端灯

5 - 64 - 3 取付要件（視認等による審査）

- (1) 前部上側端灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。（保安基準第 34 条の 2 第 3 項関係）

この場合において、前部上側端灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。（細目告示第 202 条第 3 項関係）

～（略）

前部上側端灯の照明部は、前部上側端灯の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方 5°の平面及び下方 20°の平面並びに前部上側端灯の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面及び当該鉛直面より前部上側端灯の外側方向 80°の平面により囲まれる範囲においてすべての位置から見通すことができるものであること。

ただし、自動車の構造上、すべての位置から見通すことができるように取り付けることができない場合にあっては、可能な限り見通すことができる位置に取り付けられていること。

～（略）

前部上側端灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等 5 - 64 - 2 (1)に掲げる性能を損なわないように取り付けられなければならない。

- (2) (略)

5 - 65 前部反射器

5 - 65 - 3 取付要件（視認等による審査）

- (1) 前部反射器は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。（保安基準第 35 条第 3 項関係）

この場合において、前部反射器の反射部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。（細目告示第 203 条第 3 項関係）

、（略）

大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）及び小型特殊自動車以外の自動車に備える前部反射器の反射部は、前部反射器の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方 10°の平面及び下方 10°の平面（前部反射器の反射部の上縁の高さが地上 0.75m 未満となるように取り付けられている場合にあっては、下方 5°の平面）並びに前部反射器の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より前部反射器の内側方向 30°の平面（被牽引自動車に備える前部反射器にあっては、内側方向 10°の平面）及び外側方向 30°の平面により囲まれる範囲においてすべての位置から見通すことができるように取り付けられているこ

5 - 64 前部上側端灯

5 - 64 - 3 取付要件（視認等による審査）

- (1) 前部上側端灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。（保安基準第 34 条の 2 第 3 項関係）

この場合において、前部上側端灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。（細目告示第 202 条第 3 項関係）

～（略）

前部上側端灯の照明部は、前部上側端灯の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方 5°の平面及び下方 20°の平面並びに前部上側端灯の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面及び当該鉛直面より前部上側端灯の外側方向 80°の平面により囲まれる範囲においてすべての位置から見通すことができるものであること。

～（略）

前部上側端灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等 5 - 64 - 2 (1)に掲げた性能を損なわないように取り付けられなければならない。

- (2) (略)

5 - 65 前部反射器

5 - 65 - 3 取付要件（視認等による審査）

- (1) 前部反射器は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。（保安基準第 35 条第 3 項関係）

この場合において、前部反射器の反射部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。（細目告示第 203 条第 3 項関係）

、（略）

大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）及び小型特殊自動車以外の自動車に備える前部反射器の反射部は、前部反射器の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方 10°の平面及び下方 10°の平面（前部反射器の反射部の上縁の高さが地上 0.75m 未満となるように取り付けられている場合にあっては、下方 5°の平面）並びに前部反射器の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より前部反射器の内側方向 30°の平面（被牽引自動車に備える前部反射器にあっては、内側方向 10°の平面）及び外側方向 30°の平面により囲まれる範囲においてすべての位置から見通すことができるように取り付けられているこ

と。

ただし、自動車の構造上、すべての位置から見通すことができるように取り付けることができない場合にあっては、可能な限り見通すことができる位置に取り付けられていること。

～ (略)

(2) (略)

5 - 66 側方灯

5 - 66 - 3 取付要件 (視認等による審査)

(1) 側方灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第 35 条の 2 第 3 項関係)

この場合において、側方灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第 204 条第 3 項関係)

～ (略)

側方灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等 5 - 66 - 2 (1) (大型特殊自動車 (ポール・トレーラを除く。)) 及び小型特殊自動車にあっては、5 - 66 - 2 (1) 及び に係る部分を除く。) に掲げる性能 (側方灯の照明部の上縁の高さが地上 0.75m 未満となるように取り付けられている場合にあっては、5 - 66 - 2 (1) 及び の基準中「下方 10°」とあるのは「下方 5°」とし、専ら乗用の用に供する自動車 (二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。) であって乗車定員が 10 人未満のもの若しくは貨物の運送の用に供する自動車 (三輪自動車及び被牽引自動車を除く。) であって車両総重量 3.5t 以下のものの前部又は後部に取り付けられる側方灯 (灯光の色が橙色であるものに限る。) が 5 - 79 - 2 (1) 表イに規定する前面又は後面に備える方向指示器の性能を補完する性能を有する場合にあっては同表イの基準中「外側方向 80°」とあるのは「外側方向 45°」とする。) を損なわないように取り付けられなければならない。

ただし、自動車の構造上、5 - 66 - 2 (1) に規定する範囲において、すべての位置から見通すことができるように取り付けることができない場合にあっては、可能な限り見通すことができる位置に取り付けられていること。

(2) (略)

5 - 67 側方反射器

5 - 67 - 3 取付要件 (視認等による審査)

(1) 側方反射器は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等

と。

～ (略)

(2) (略)

5 - 66 側方灯

5 - 66 - 3 取付要件 (視認等による審査)

(1) 側方灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第 35 条の 2 第 3 項関係)

この場合において、側方灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第 204 条第 3 項関係)

～ (略)

側方灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等 5 - 66 - 2 (1) (大型特殊自動車 (ポール・トレーラを除く。)) 及び小型特殊自動車にあっては、5 - 66 - 2 (1) 及び に係る部分を除く。) に掲げる性能 (側方灯の照明部の上縁の高さが地上 0.75m 未満となるように取り付けられている場合にあっては、5 - 66 - 2 (1) 及び の基準中「下方 10°」とあるのは「下方 5°」とし、専ら乗用の用に供する自動車 (二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。) であって乗車定員が 10 人未満のもの若しくは貨物の運送の用に供する自動車 (三輪自動車及び被牽引自動車を除く。) であって車両総重量 3.5t 以下のものの前部又は後部に取り付けられる側方灯 (灯光の色が橙色であるものに限る。) が 5 - 79 - 2 (1) 表イに規定する前面又は後面に備える方向指示器の性能を補完する性能を有する場合にあっては同表イの基準中「外側方向 80°」とあるのは「外側方向 45°」とする。) を損なわないように取り付けられなければならない。

(2) (略)

5 - 67 側方反射器

5 - 67 - 3 取付要件 (視認等による審査)

(1) 側方反射器は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等

関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第 35 条の 2 第 5 項関係)

この場合において、側方反射器の反射部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第 204 条第 7 項関係)

(略)

二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車に備える側方反射器の反射部は、側方反射器の中心を通り自動車の進行方向に平行な水平線を含む、水平面より上方 10° の平面及び下方 10° の平面(側方反射器の反射部の上縁の高さが地上 0.75m 未満となるように取り付けられている場合にあっては、下方 5° の平面)並びに側方反射器の中心を含む、自動車の進行方向に直交する鉛直面より側方反射器の前方向 45° の平面及び後方向 45° の平面により囲まれる範囲においてすべての位置から見通すことができるように取り付けられていること。

ただし、自動車の構造上、すべての位置から見通すことができるように取り付けることができない場合にあっては、可能な限り見通すことができる位置に取り付けられていること。

~ (略)

(2) (略)

5 - 69 尾灯

5 - 69 - 3 取付要件(視認等による審査)

(1) 尾灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第 37 条第 3 項関係)

この場合において、尾灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第 206 条第 3 項関係)

~ (略)

尾灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等 5 - 69 - 2 (1) (大型特殊自動車(ボール・トレーラを除く。))及び小型特殊自動車にあっては、5 - 69 - 2 (1) に係る部分を除く。)に掲げる性能(尾灯の照明部の上縁の高さが地上 0.75m 未満となるように取り付けられている場合にあっては、5 - 69 - 2 (1) の基準中「下方 15°」とあるのは「下方 5°」とし、専ら乗用の用に供する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。))であって乗車定員が 10 人未満のもの又は貨物の運送の用に供する自動車(三輪自動車及び被牽引自動車を除く。))であって車両総重量 3.5t 以下のものの前部に取り付けられている側方灯が 5 - 69 - 2 (1) に規定する性能を補完する性能を有する場合にあっては 5 - 69 - 2

関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第 35 条の 2 第 5 項関係)

この場合において、側方反射器の反射部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第 204 条第 7 項関係)

(略)

二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車に備える側方反射器の反射部は、側方反射器の中心を通り自動車の進行方向に平行な水平線を含む、水平面より上方 10° の平面及び下方 10° の平面(側方反射器の反射部の上縁の高さが地上 0.75m 未満となるように取り付けられている場合にあっては、下方 5° の平面)並びに側方反射器の中心を含む、自動車の進行方向に直交する鉛直面より側方反射器の前方向 45° の平面及び後方向 45° の平面により囲まれる範囲においてすべての位置から見通すことができるように取り付けられていること。

~ (略)

(2) (略)

5 - 69 尾灯

5 - 69 - 3 取付要件(視認等による審査)

(1) 尾灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第 37 条第 3 項関係)

この場合において、尾灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第 206 条第 3 項関係)

~ (略)

尾灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等 5 - 69 - 2 (1) (大型特殊自動車(ボール・トレーラを除く。))及び小型特殊自動車にあっては、5 - 69 - 2 (1) に係る部分を除く。)に掲げる性能(尾灯の照明部の上縁の高さが地上 0.75m 未満となるように取り付けられている場合にあっては、5 - 69 - 2 (1) の基準中「下方 15°」とあるのは「下方 5°」とし、専ら乗用の用に供する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。))であって乗車定員が 10 人未満のもの又は貨物の運送の用に供する自動車(三輪自動車及び被牽引自動車を除く。))であって車両総重量 3.5t 以下のものの前部に取り付けられている側方灯が 5 - 69 - 2 (1) に規定する性能を補完する性能を有する場合にあっては 5 - 69 - 2 (1) の基準中「外側

(1) の基準中「外側方向 80°」とあるのは「外側方向 45°」とする。) を損なわないように取り付けられなければならない。

ただし、自動車の構造上、5 - 69 - 2 (1) に規定する範囲において、すべての位置から見通すことができるように取り付けができない場合にあっては、可能な限り見通すことができる位置に取り付けられていること。

(2) (略)

5 - 70 後部霧灯

5 - 70 - 3 取付要件 (視認等による審査)

(1) 後部霧灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第 37 条の 2 第 3 項関係)

この場合において、後部霧灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第 207 条第 3 項関係)

~ (略)

大型特殊自動車 (ポール・トレーラを除く。) 及び小型特殊自動車以外の自動車に備える後部霧灯の照明部は、後部霧灯の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方 5° の平面及び下方 5° の平面並びに後部霧灯の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より後部霧灯の内側方向 25° 平面及び後部霧灯の外側方向 25° の平面により囲まれる範囲においてすべての位置から見通すことができるように取り付けられていること。

ただし、自動車の構造上、すべての位置から見通すことができるように取り付けができない場合にあっては、可能な限り見通すことができる位置に取り付けられていること。

~ (略)

(2) (略)

5 - 71 駐車灯

5 - 71 - 3 取付要件 (視認等による審査)

(1) 駐車灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第 37 条の 3 第 3 項関係)

この場合において、駐車灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第 208 条第 3 項関係)

~ (略)

方向 80°」とあるのは「外側方向 45°」とする。) を損なわないように取り付けられなければならない。

(2) (略)

5 - 70 後部霧灯

5 - 70 - 3 取付要件 (視認等による審査)

(1) 後部霧灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第 37 条の 2 第 3 項関係)

この場合において、後部霧灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第 207 条第 3 項関係)

~ (略)

大型特殊自動車 (ポール・トレーラを除く。) 及び小型特殊自動車以外の自動車に備える後部霧灯の照明部は、後部霧灯の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方 5° の平面及び下方 5° の平面並びに後部霧灯の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より後部霧灯の内側方向 25° 平面及び後部霧灯の外側方向 25° の平面により囲まれる範囲においてすべての位置から見通すことができるように取り付けられていること。

~ (略)

(2) (略)

5 - 71 駐車灯

5 - 71 - 3 取付要件 (視認等による審査)

(1) 駐車灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第 37 条の 3 第 3 項関係)

この場合において、駐車灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第 208 条第 3 項関係)

~ (略)

駐車灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等 5 - 71 - 2 (1) (大型特殊自動車(ポール・トレーラを除く。)及び小型特殊自動車にあっては、 5 - 71 - 2 (1) 及び に係る部分を除く。)に掲げる性能(駐車灯の照明部の上縁の高さが地上 0.75m 未満となるように取り付けられている場合)にあっては、 5 - 71 - 2 (1) 及び の基準中「下方 15° 」とあるのは「下方 5° 」とする。)を損なわないように取り付けられなければならない。

ただし、自動車の構造上、 5 - 71 - 2 (1) に規定する範囲において、すべての位置から見通すことができるように取り付けができない場合にあっては、可能な限り見通すことができる位置に取り付けられていること。

(2) (略)

5 - 72 後部上側端灯

5 - 72 - 3 取付要件(視認等による審査)

(1) 後部上側端灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第 37 条の 4 第 3 項関係)

この場合において、後部上側端灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 9 「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第 209 条第 3 項関係)

~ (略)

後部上側端灯の照明部は、後部上側端灯の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方 5° の平面及び下方 20° の平面並びに後部上側端灯の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面及び当該鉛直面より後部上側端灯の外側方向 80° の平面により囲まれる範囲においてすべての位置から見通すことができるものであること。

ただし、自動車の構造上、すべての位置から見通すことができるように取り付けができない場合にあっては、可能な限り見通すことができる位置に取り付けられていること。

~ (略)

(2) (略)

5 - 73 後部反射器

5 - 73 - 3 取付要件(視認等による審査)

(1) 後部反射器は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第 38 条第 3 項関係)

この場合において、後部反射器の反射部、個数及び取付位置の測定方法は、別添

駐車灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等 5 - 71 - 2 (1) (大型特殊自動車(ポール・トレーラを除く。)及び小型特殊自動車にあっては、 5 - 71 - 2 (1) 及び に係る部分を除く。)に掲げる性能(駐車灯の照明部の上縁の高さが地上 0.75m 未満となるように取り付けられている場合)にあっては、 5 - 71 - 2 (1) 及び の基準中「下方 15° 」とあるのは「下方 5° 」とする。)を損なわないように取り付けられなければならない。

(2) (略)

5 - 72 後部上側端灯

5 - 72 - 3 取付要件(視認等による審査)

(1) 後部上側端灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第 37 条の 4 第 3 項関係)

この場合において、後部上側端灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 9 「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第 209 条第 3 項関係)

~ (略)

後部上側端灯の照明部は、後部上側端灯の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方 5° の平面及び下方 20° の平面並びに後部上側端灯の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面及び当該鉛直面より後部上側端灯の外側方向 80° の平面により囲まれる範囲においてすべての位置から見通すことができるものであること。

~ (略)

(2) (略)

5 - 73 後部反射器

5 - 73 - 3 取付要件(視認等による審査)

(1) 後部反射器は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第 38 条第 3 項関係)

この場合において、後部反射器の反射部、個数及び取付位置の測定方法は、別添

9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第210条第3項関係)

～ (略)

大型特殊自動車(ポール・トレーラを除く。)、小型特殊自動車及び被牽引自動車以外の自動車に備える後部反射器の反射部は、後部反射器の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方10°の平面及び下方10°の平面(後部反射器の反射部の上縁の高さが地上0.75m未満となるように取り付けられている場合にあつては、下方5°の平面)並びに後部反射器の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より後部反射器の内側方向30°の平面及び後部反射器の外側方向30°の平面により囲まれる範囲においてすべての位置から見通すことができるように取り付けられていること。

ただし、自動車の構造上、すべての位置から見通すことができるように取り付けることができない場合にあつては、可能な限り見通すことができる位置に取り付けられていること。

～ (略)

(2) (略)

5-76 制動灯

5-76-3 取付要件(視認等による審査)

(1) 制動灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第39条第3項関係)

この場合において、制動灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第212条第3項関係)

～ (略)

制動灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等5-76-2(1)(大型特殊自動車(ポール・トレーラを除く。))及び小型特殊自動車にあつては、5-76-2(1)に係る部分を除く。)に掲げた性能(制動灯の照明部の上縁の高さが地上0.75m未満となるように取り付けられている場合にあつては、5-76-2(1)に掲げた性能のうち5-76-2(1)の基準中「下方15°」とあるのは「下方5°」とする。)を損なわないように取り付けられなければならない。

ただし、自動車の構造上、5-76-2(1)に規定する範囲において、すべての位置から見通すことができるように取り付けることができない場合にあつては、可能な限り見通すことができる位置に取り付けられていること。

(2) (略)

9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第210条第3項関係)

～ (略)

大型特殊自動車(ポール・トレーラを除く。)、小型特殊自動車及び被牽引自動車以外の自動車に備える後部反射器の反射部は、後部反射器の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方10°の平面及び下方10°の平面(後部反射器の反射部の上縁の高さが地上0.75m未満となるように取り付けられている場合にあつては、下方5°の平面)並びに後部反射器の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より後部反射器の内側方向30°の平面及び後部反射器の外側方向30°の平面により囲まれる範囲においてすべての位置から見通すことができるように取り付けられていること。

～ (略)

(2) (略)

5-76 制動灯

5-76-3 取付要件(視認等による審査)

(1) 制動灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第39条第3項関係)

この場合において、制動灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第212条第3項関係)

～ (略)

制動灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等5-76-2(1)(大型特殊自動車(ポール・トレーラを除く。))及び小型特殊自動車にあつては、5-76-2(1)に係る部分を除く。)に掲げた性能(制動灯の照明部の上縁の高さが地上0.75m未満となるように取り付けられている場合にあつては、5-76-2(1)に掲げた性能のうち5-76-2(1)の基準中「下方15°」とあるのは「下方5°」とする。)を損なわないように取り付けられなければならない。

(2) (略)

5 - 77 補助制動灯

5 - 77 - 3 取付要件（視認等による審査）

(1) 補助制動灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。（保安基準第 39 条の 2 第 3 項関係）

この場合において、補助制動灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 9 「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。（細目告示第 213 条第 3 項関係）

～（略）

補助制動灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等 5 - 77 - 2 (1) に掲げる性能を損なわないように取り付けられなければならない。

ただし、自動車の構造上、5 - 77 - 2 (1) に規定する範囲において、すべての位置から見通すことができるように取り付けることができない場合にあっては、可能な限り見通すことができる位置に取り付けられていること。

(2)（略）

5 - 78 後退灯

5 - 78 - 3 取付要件（視認等による審査）

(1) 後退灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。

ただし、ただし書の後退灯であっての規定に適合するものは、前段の規定に適合するものとする。（保安基準第 40 条第 3 項関係、細目告示第 214 条第 3 項関係）

自動車に備える後退灯の数は、次に掲げるものとする。

ア 長さが 6 m を超える自動車（専ら乗用の用に供する自動車であって乗員定員 10 人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する自動車に限る。）にあっては、2 個、3 個又は 4 個

イ ア以外の自動車にあっては、1 個又は 2 個

後退灯は、自動車の後面に後方に向けて取り付けられなければならない。ただし、アに掲げる自動車に備える後退灯であって、2 個を超えて備えるものについては、自動車の側面に後方に向けて取り付けることができる。

後退灯は、その照明部の上縁の高さが地上 1.2m 以下（大型特殊自動車及び小型特殊自動車に備える後退灯であって、その自動車の構造上地上 1.2m 以下に取り付けることができないものにあつては、取り付けることができる最低の高さ）、下縁の高さが 0.25m 以上となるように取り付けられなければならない。

後退灯は、変速装置（被牽引自動車にあっては、その牽引自動車の変速装置）を後退の位置に操作しており、かつ、原動機（被牽引自動車にあっては、その牽引自動車の変速装置）を後退の位置に操作しており、かつ、原動機（被牽引自動車にあっては、その牽引自動車の変速装置）の操作装置が始動の位置にある場合のみ点灯する構造であること。

5 - 77 補助制動灯

5 - 77 - 3 取付要件（視認等による審査）

(1) 補助制動灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。（保安基準第 39 条の 2 第 3 項関係）

この場合において、補助制動灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 9 「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。（細目告示第 213 条第 3 項関係）

～（略）

補助制動灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等 5 - 77 - 2 (1) に掲げる性能を損なわないように取り付けられなければならない。

(2)（略）

5 - 78 後退灯

5 - 78 - 3 取付要件（視認等による審査）

(1) 後退灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。（保安基準第 40 条第 3 項、細目告示第 214 条第 3 項関係）

後退灯の数は、2 個以下であること。

後退灯は、変速装置（被牽引自動車にあっては、その牽引自動車の変速装置）を後退の位置に操作しており、かつ、原動機（被牽引自動車にあっては、その牽引自動車の変速装置）の操作装置が始動の位置にある場合のみ点灯する構造であること。

ただし、アに掲げる自動車に備える後退灯であって、2個を超えて備えるものについては、尾灯及び車幅灯が点灯し、変速装置（被牽引自動車にあつては、その牽引自動車の変速装置）を後退の位置に操作しており、かつ、原動機（原動機）の操作装置が始動の位置にある場合にのみ点灯する構造でなければならない。

— 大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）及び小型特殊自動車以外の自動車に備える後退灯の照明部は、後退灯の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方15°の平面及び下方5°の平面並びに後退灯の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より後退灯の内側方向45°の平面（後面の両側に後退灯が取り付けられている場合は、後退灯の内側方向30°の平面）及び後退灯の外側方向45°の平面により囲まれる範囲においてすべての位置から見通すことができるように取り付けられていること。

ただし、自動車の構造上、すべての位置から見通すことができるように取り付けられない場合にあっては、可能な限り見通すことができる位置に取り付けられていること。

また、後退灯を自動車の側面に取り付ける場合にあっては、その基準軸（光学測定（光学測定）の角度範囲及び灯火等の取付のための基準方向として灯火等の製作者が定める灯火等の特性軸をいう。）が車両中心線を含む鉛直面と平行な当該灯火の取付部を含む鉛直面に対して $10 \pm 5^\circ$ の傾斜で側方に水平に向いているものは前段の基準に適合するものとする。

～（略）

— 後退灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等5-78-2(1)に掲げた性能を損なわないように取り付けられなければならない。

(2)（略）

5-79 方向指示器

5-79-3 取付要件（視認等による審査）

(1)（略）

(2) 方向指示器は、次に掲げる基準に適合するように取り付けられなければならない。この場合において、方向指示器の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。（細目告示第215条第4項関係）

～（略）

二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車に備える方向指示器は、その照明部の上縁の高さが地上2.1m（除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車では地方運輸局長の指定するもの、大型特殊自動車及び小型特殊自動車に備える方向指示器並びに自動車の両側面に備える方向指示器にあっては、2.3m）以下、下縁の高さが地上0.35m以

— 大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）及び小型特殊自動車以外の自動車に備える後退灯の照明部は、後退灯の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方15°の平面及び下方5°の平面並びに後退灯の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より後退灯の内側方向45°の平面（後面の両側に後退灯が取り付けられている場合は、後退灯の内側方向30°の平面）及び後退灯の外側方向45°の平面により囲まれる範囲においてすべての位置から見通すことができるように取り付けられていること。ただし、法第75条の2第1項の規定によりその型式について指定を受けた白色の前部霧灯（以下5-78-3において「型式指定前部霧灯」という。）が後退灯として取り付けられている自動車にあっては、後退灯の照明部は、後退灯の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方5°の平面及び下方5°の平面並びに後退灯の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より後退灯の内側方向45°の平面（後面の両側に型式指定前部霧灯が後退灯として取り付けられている場合は、後退灯の内側方向10°の平面）及び後退灯の外側方向45°の平面により囲まれる範囲においてすべての位置から見通すことができるように取り付けられなければならない。

～（略）

— 後退灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等5-78-2(1)に掲げた性能（型式指定前部霧灯が後退灯として取り付けられている場合にあっては当該型式指定前部霧灯の性能）を損なわないように取り付けられなければならない。

(2)（略）

5-79 方向指示器

5-79-3 取付要件（視認等による審査）

(1)（略）

(2) 方向指示器は、次に掲げる基準に適合するように取り付けられなければならない。この場合において、方向指示器の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。（細目告示第215条第4項関係）

～（略）

二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車に備える方向指示器は、その照明部の上縁の高さが地上2.1m（大型特殊自動車、小型特殊自動車に備える方向指示器及び自動車の両側面に備える方向指示器にあっては、2.3m）以下、下縁の高さが地上0.35m以上（セミトレーラでその自動車の構造上地上0.35m以上に取り付けることができないものに

上(セミトレーラでその自動車の構造上地上 0.35m 以上に取り付けることができないものあっては、取り付けることができる最高の高さ)となるように取り付けられていること。

～ (略)

方向指示器は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等 5 - 79 - 2 (1)〔二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあっては 5 - 79 - 2 (1) の表イに係る部分を除き、大型特殊自動車(ポール・トレーラを除く。)及び小型特殊自動車にあっては同表イ及びロに係る部分を除く。〕に掲げる性能〔方向指示器の照明部の上縁の高さが地上 0.75m 未満となるように取り付けられている場合にあっては、同表イ、ロ及びニの基準中「下方 15°」とあるのは「下方 5°」とし、専ら乗用の用に供する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、被牽引自動車並びに長さ 6m 以上の自動車を除く。)であって乗車定員が 10 人未満のもの若しくは貨物の運送の用に供する自動車(三輪自動車、被牽引自動車及び長さ 6m 以上の自動車を除く。)であって車両総重量 3.5t 以下のものの前部又は後部に取り付けられる側方灯(灯光の色が橙色であるものに限る。)が同表イに規定する前面又は後面に備える方向指示器の性能を補完する性能を有する場合にあっては同表イの基準中「外側方向 80°」とあるのは「外側方向 45°」とする。〕を損なわないように取り付けられなければならない。

ただし、自動車の構造上、5 - 79 - 2 (1) に規定する範囲において、すべての位置から見通すことができるように取り付けることができない場合にあっては、可能な限り見通すことができる位置に取り付けられていること。

(3) (略)

5 - 82 その他の灯火等の制限

5 - 82 - 1 装備要件

自動車には、5 - 57 から 5 - 81 までの灯火装置若しくは反射器又は指示装置と類似する等により他の交通の妨げとなるおそれのある次の灯火又は反射器を備えてはならない。(細目告示第 218 条第 2 項関係)

(1)～(4) (略)

(5) 自動車には、次に掲げる灯火を除き、点滅する灯火又は光度が増減する灯火〔色度が変化することにより視感度(見た目の明るさをいう。)が変化する灯火を含む。〕を備えてはならない。(細目告示第 218 条第 6 項)

～ (略)

(6)、(7) (略)

(8) (1) の 2 から の 2 まで及び に掲げる灯火((1) の 4 に掲げる灯火にあっては自動車の後面に備えるものに限る。)は、前方を照射し、又は前方に表示するものであってはならない。この場合において、指定自動車等に備えられた側面に回り

あっては、取り付けることができる最高の高さ)となるように取り付けられていること。

～ (略)

方向指示器は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等 5 - 79 - 2 (1)〔二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあっては 5 - 79 - 2 (1) の表イに係る部分を除き、大型特殊自動車(ポール・トレーラを除く。)及び小型特殊自動車にあっては同表イ及びロに係る部分を除く。〕に掲げる性能〔方向指示器の照明部の上縁の高さが地上 0.75m 未満となるように取り付けられている場合にあっては、同表イ、ロ及びニの基準中「下方 15°」とあるのは「下方 5°」とし、専ら乗用の用に供する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、被牽引自動車並びに長さ 6m 以上の自動車を除く。)であって乗車定員が 10 人未満のもの若しくは貨物の運送の用に供する自動車(三輪自動車、被牽引自動車及び長さ 6m 以上の自動車を除く。)であって車両総重量 3.5t 以下のものの前部又は後部に取り付けられる側方灯(灯光の色が橙色であるものに限る。)が同表イに規定する前面又は後面に備える方向指示器の性能を補完する性能を有する場合にあっては同表イの基準中「外側方向 80°」とあるのは「外側方向 45°」とする。〕を損なわないように取り付けられなければならない。

(3) (略)

5 - 82 その他の灯火等の制限

5 - 82 - 1 装備要件

自動車には、5 - 57 から 5 - 81 までの灯火装置若しくは反射器又は指示装置と類似する等により他の交通の妨げとなるおそれのある次の灯火又は反射器を備えてはならない。(保安基準第 42 条関係、細目告示第 218 条第 1 項関係)

(1)～(4) (略)

(5) 自動車には、次に掲げる灯火を除き、点滅する灯火または光度が増減する灯火を備えてはならない。(細目告示第 218 条第 6 項)

～ (略)

(6)、(7) (略)

(8) (1) から の 2 まで及び に掲げる灯火((1) に掲げる灯火にあっては自動車の両側面の後面に備える赤色のもの限り、(1) の 4 に掲げる灯火にあっては自動車の後面に備えるものに限る。)は、前方を照射し、又は前方に表示するものであって

込む赤色の照明部を有する後方に表示する灯火と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたものは、この基準に適合するものとする。(細目告示第218条第9項関係)

(9)、(10) (略)

5 - 83 警音器

5 - 83 - 2 - 1 テスタ等による審査

(1) (略)

(2) 音の大きさが(1)に規定する範囲内におそれがあるときは、騒音計等を用いて次により計測するものとする。(細目告示第141条第3項関係)

騒音計等は、使用開始前に十分暖機し、暖機後に校正を行う。

~ (略)

5 - 83 - 2 - 2 視認等による審査

警音器の警報音発生装置は、警音器の性能を確保できるものとして音色、音量等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、警音器の警報音発生装置の音は、連続するものであり、かつ、音の大きさ及び音色が一定なものでなければならない。この場合において、次に掲げる警音器の警報音発生装置は、この基準に適合しないものとする。(保安基準第43条第2項関係、細目告示第219条第1項関係)

~ (略)

5 - 90 窓ふき器等

5 - 90 - 1 装備要件

(1) 自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びびそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。)の前面ガラスには、前面ガラスの直前の視野を確保できるものとして、視野の確保に係る性能等に関し、5 - 90 - 2 (1)の基準に適合する自動式の窓ふき器を備えなければならない。(保安基準第45条第1項関係)

(2) (1)の規定により窓ふき器を備えなければならない自動車(大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度20km/h未満の自動車を除く。)には、前面ガラスの外側が汚染された場合又は前面ガラスに水滴等により著しい曇りが生じた場合において、前面ガラスの直前の視野を確保でき、かつ、安全な運行を妨げないものとして、視野の確保に係る性能等に関し、5 - 90 - 2 (3)の基準に適合する洗浄液噴射装置及びデフロスタ(前面ガラスの水滴等の曇りを除去するための装置をいう。以下同じ。)を備えなければならない。ただし、車室と車体外とを屋根、窓ガラス等の隔壁により仕切ることのできない自動車にあつては、デフロスタは備えることを要しない。(保安基準第45条第2項関係)

はならない。この場合において、指定自動車等に備えられた側面に回り込む赤色の照明部を有する後方に表示する灯火と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたものは、この基準に適合するものとする。(細目告示第218条第9項関係)

(9)、(10) (略)

5 - 83 警音器

5 - 83 - 2 - 1 テスタ等による審査

(1) (略)

(2) 音の大きさが(1)に規定する範囲内におそれがあるときは、騒音計等を用いて次により計測するものとする。(細目告示第141条第3項関係)

騒音計等は、使用開始前に十分暖機し、暖機後に校正を行う。

~ (略)

5 - 83 - 2 - 2 視認等による審査

警音器の警報音発生装置は、警音器の性能を確保できるものとして音色、音量等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、警音器の警報音発生装置の音は、連続するものであり、かつ、音の大きさ及び音色が一定なものでなければならぬ。この場合において、次に掲げる警音器の警報音発生装置は、この基準に適合しないものとする。(保安基準第43条第2項関係、細目告示第219条第1項関係)

~ (略)

5 - 90 窓ふき器等

5 - 90 - 1 装備要件

(1) 自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びびそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。)の前面ガラスには、前面ガラスの直前の視野を確保できるものとして、視野の確保に係る性能等に関し、5 - 90 - 2 - 1 (1)の基準に適合する自動式の窓ふき器を備えなければならない。(保安基準第45条第1項関係)

(2) (1)の規定により窓ふき器を備えなければならない自動車(大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度20km/h未満の自動車を除く。)には、前面ガラスの外側が汚染された場合又は前面ガラスに水滴等により著しい曇りが生じた場合において、前面ガラスの直前の視野を確保でき、かつ、安全な運行を妨げないものとして、視野の確保に係る性能等に関し、5 - 90 - 2 - 1 (3)の基準に適合する洗浄液噴射装置及びデフロスタ(前面ガラスの水滴等の曇りを除去するための装置をいう。以下同じ。)を備えなければならない。ただし、車室と車体外とを屋根、窓ガラス等の隔壁により仕切ることのできない自動車にあつては、デフロスタは備えることを要しない。(保安基準第45条第2項関係)

- 5 - 96 緊急自動車
- 5 - 96 - 2 性能要件
- 5 - 96 - 2 - 1 テスタ等による審査

(1) (略)

(2) 緊急自動車の備えるサイレンの音の大きさが(1)に規定する範囲内におそれがあるときは、騒音計等を用いて次により計測するものとする。(細目告示第231条第2号関係)

ア 騒音計等は、使用開始前に十分暖機し、暖機後に校正を行う。

イ～オ (略)

カ 計測値の取扱いは、次のとおりとする。

(ア) (略)

(イ) 2回の計測値の差が2dBを超える場合には、計測値を無効とする。ただし、いずれの計測値も(1)に規定する範囲内にない場合には有効とする。

(ウ)、(エ) (略)

附 則(平成17年11月9日検査法人規程第10号)

この規程は、平成17年11月9日から施行する。

- 5 - 96 緊急自動車
- 5 - 96 - 2 性能要件
- 5 - 96 - 2 - 1 テスタ等による審査

(1) (略)

(2) 緊急自動車の備えるサイレンの音の大きさが(1)に規定する範囲内におそれがあるときは、騒音計等を用いて次により計測するものとする。(細目告示第231条第2号関係)

ア 騒音計等は、使用開始前に十分暖機し、暖機後に校正を行う。

イ～オ (略)

カ 計測値の取扱いは、次のとおりとする。

(ア) (略)

(イ) 2回の計測値の差が2dBを超える場合には、計測値を無効とする。ただし、いずれの計測値も(1)に規定する範囲内にある場合には有効とする。

(ウ)、(エ) (略)

適用表 新旧対照表

新

4 - 50 排気管からの排出ガス発散防止性能

4 - 50 - 4 適用関係の整理

4 - 50 - 12 従前規定の適用

軽油を燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車(車両重量が 1,265kg 以下のものに限る。)であって、平成 19 年 8 月 31 日以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であって、平成 17 年 10 月 1 日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、次の適用表の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、4 - 50 - 1 - 1 の規定の適用にあつては同表の無負荷急加速黒煙規制の値、4 - 50 - 1 - 2 (1) の規定の適用にあつては同表のモード規制値の欄に掲げる値及び 4 - 50 - 1 - 2 (1) の規定の適用にあつてはディーゼル 4 モード欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

適用表 軽油を燃料とする車両重量が 1,265kg 以下の乗車定員が 10 人以下である乗用自動車

区 分					4 - 50 - 1 - 2 (1) _ア関係						4-50-1-2(1) 関係		4 - 50 - 1 - 1 関係		
規制年	識別記号	適用時期			測定モード (単位)	モード規制値					適用関係 告示根拠	ディーゼル 4 モード (%)	適用関係 告示根拠	無負荷急加速黒煙規制値 (%)	適用関係 告示根拠
		新 型 生産車	継 続 生産車	輸 入 車		CO	HC	NOx	PM	備考					
なし	なし	昭 54.3.31 以前	昭 55.2.29 以前	昭 56.3.31 以前	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	50	40 項
昭 54	K	昭 54.4.1	昭 55.3.1	昭 56.4.1	6 (ppm)	980	670	450	同上		17 項	同上	同上	同上	同上
57	N	昭 57.1.1	昭 57.12.1	昭 59.4.1	同上	980	670	390	同上	直噴式	20 項	同上	同上	同上	同上
61	Q	昭 61.10.1	昭 62.9.1	昭 63.4.1	10 (g/km)	2.70	0.62	0.98	同上	MT	28 項	同上	同上	同上	同上
		昭 62.10.1	昭 63.9.1	平 1.4.1	同上	2.70	0.62	0.98	同上	AT					
平 2	X	平 2.12.1	平 3.11.1	平 5.4.1	同上	2.70	0.62	0.72	同上		30 項	同上	同上	同上	同上
3	X	平 3.11.1	同上	同上	10・15 (g/km)	2.70	0.62	0.72	同上		37 項	同上	同上	同上	同上
6	KD	平 6.10.1	平 7.9.1	平 8.4.1	同上	2.70	0.62	0.72	0.34		43 項	同上	同上	40	46 項
9	KE HA DA WA DB WB DC WC	平 9.10.1	平 11.7.1	平 12.4.1	同上	2.70	0.62	0.55	0.14		62 項	同上	同上	25	同上
14	KM HT TF XF LF YF UF ZF	平 14.10.1	平 16.9.1	平 16.9.1	同上	0.98	0.24	0.43	0.11		76 項	25	1 項	同上	同上
17	ACB ADB BCB BDB CCB CDB DCB DDB	平 17.10.1	平 19.9.1	平 19.9.1	10・15 モード ×0.88 + 11 モード ×0.12/4.083 (g/km)	0.84	0.032	0.19	0.017	HC については NMHC とする。		同上		同上	

注 1 ~ 5 (略)

4 - 50 - 13 従前規定の適用

軽油を燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車(車両重量が 1,265kg を超えるものに限る。)であって、平成 19 年 8 月 31 日以前に製作されたもの(平成 17 年 10 月 1 日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、次の適用表 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、4 - 50 - 1 - 1 の規定の適用にあつては同表の無負荷急加速黒煙規制の値、4 - 50 - 1 - 2(1) の規定の適用にあつては同表のモード規制値の欄に掲げる値及び 4 - 50 - 1 - 2(1) の規定の適用にあつてはディーゼル 4 モード欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

適用表 軽油を燃料とする車両重量が 1,265kg を超える乗車定員が 10 人以下である乗用自動車

区 分					4 - 50 - 1 - 2(1) イ関係							4-50-1-2(1) 関係		4 - 50 - 1 - 1 関係	
規制年	識別記号	適用時期			測定モード(単位)	モード規制値					適用関係告示根拠	ディーゼル 4 モード (%)	適用関係告示根拠	無負荷急加速黒煙規制値 (%)	適用関係告示根拠
		新 型 生産車	継 続 生産車	輸入車		CO	HC	NOx	PM	備考					
なし	なし	昭 54.3.31 以前	昭 55.2.29 以前	昭 56.3.31 以前	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	50	40 項
昭 54	K	昭 54.4.1	昭 55.3.1	昭 56.4.1	6 (ppm)	980	670	450	同上		17 項	同上	同上	同上	同上
						980	670	700	同上	直噴式					
57	N	昭 57.1.1	昭 57.12.1	昭 59.4.1	同上	980	670	390	同上		20 項	同上	同上	同上	同上
						980	670	610	同上	直噴式					
61	Q	昭 61.10.1	昭 62.9.1	昭 63.4.1	10 (g/km)	2.70	0.62	1.26	同上	MT	30 項	同上	同上	同上	同上
		昭 62.10.1	昭 63.9.1	平 1.4.1	同上	2.70	0.62	1.26	同上	AT					
平 3	Q	平 3.11.1	平 3.11.1	平 5.4.1	10・15(g/km)	2.70	0.62	1.26	同上		30 項 31 項	同上	同上	同上	同上
4	Y	平 4.10.1	平 5.9.1	平 6.4.1	同上	2.70	0.62	0.84	同上		37 項	同上	同上	同上	同上
6	KD	平 6.10.1	平 7.9.1	平 8.4.1	同上	2.70	0.62	0.84	0.34		47 項	同上	同上	40	46 項
10	KH HD DK WK DL WL DM WM	平 10.10.1	平 11.9.1	平 12.4.1	同上	2.70	0.62	0.55	0.14		62 項	同上	同上	25	同上
14	KN TG XG LG YG UG ZG	平 14.10.1	平 16.9.1	平 16.9.1	同上	0.98	0.24	0.45	0.11		76 項	25	1 項	同上	同上
17	ACC ADC BCC BDC CCC CDC DCC DDC	平 17.10.1	平 19.9.1	平 19.9.1	10・15 モード × 0.88 + 11 モード × 0.12/4.083 (g/km)	0.84	0.032	0.20	0.019	HC については NMHC とする。		同上		同上	

注 1 ~ 5 (略)

4 - 50 - 14 従前規定の適用

軽油を燃料とする車両総重量が 1.7t 以下の普通自動車及び小型自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。)であって、平成 19 年 8 月 31 日以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であって、平成 17 年 10 月 1 日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、次の適用表の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、4 - 50 - 1 - 1 の規定の適用にあつては同表の無負荷急加速黒煙規制の値、4 - 50 - 1 - 2(1) の規定の適用にあつては同表のモード規制値の欄に掲げる値及び 4 - 50 - 1 - 2 の規定の適用にあつてはディーゼル 4 モード欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

適用表 軽油を燃料とする車両総重量が 1.7t 以下である自動車(乗車定員が 10 人以下である乗用自動車を除く。)

区 分					4 - 50 - 1 - 2(1) ウ関係						4-50-1-2(1) 関係		4 - 50 - 1 - 1 関係		
規制年	識別記号	適用時期			測定モード (単位)	モード規制値					適用関係 告示根拠	ディーゼル 4 モード (%)	適用関係 告示 根拠	無負荷 急加速 黒煙規 制値 (%)	適用関係 告示根拠
		新 型 生産車	継 続 生産車	輸 入 車		CO	HC	NOx	PM	備考					
なし	なし	昭 54.3.31 以前	昭 55.2.29 以前	昭 56.3.31 以前	なし	なし	なし	なし	なし		なし	なし	なし	50	36 項
昭 54	K	昭 54.4.1	昭 55.3.1	昭 56.4.1	6 (ppm)	980	670	450	同上		17 項	同上	同上	同上	同上
						980	670	700	同上	直噴式					
57	N	昭 57.10.1	昭 58.9.1	昭 59.4.1	同上	980	670	390	同上		18 項	同上	同上	同上	同上
						980	670	700	同上	直噴式					
58	P	昭 58.8.1	昭 59.7.1	昭 60.4.1	同上	980	670	390	同上		22 項	同上	同上	同上	同上
						980	670	610	同上	直噴式					
63	S	昭 63.12.1	平 1.11.1	平 3.4.1	10 (g/km)	2.70	0.62	1.26	同上		30 項	同上	同上	同上	同上
平 3	S	平 3.11.1	平 3.11.1	平 5.4.1	10・15 (g/k)	2.70	0.62	1.26	同上		33 項	同上	同上	同上	同上
5	KA	平 5.10.1	平 6.9.1	平 7.4.1	同上	2.70	0.62	0.84	0.34		43 項	同上	同上	40	46 項
9	KE HA DA WA DB WB DC WC	平 9.10.1	平 11.7.1	平 12.4.1	同上	2.70	0.62	0.55	0.14		62 項	同上	同上	25	同上
14	KP HW TH XH LH YH UH ZH	平 14.10.1	平 16.9.1	平 16.9.1	同上	0.98	0.24	0.43	0.11		76 項	25	1 項	同上	同上
17	ACE ADE BCE BDE CCE CDE DCE DDE	平 17.10.1	平 19.9.1	平 19.9.1	10・15 モー ド×0.88 + 11 モード × 0.12/4.083 (g/km)	0.84	0.032	0.19	0.017	HC につ ては NMHC とする。		同上		同上	

注 1 ~ 3 (略)

4 - 50 - 15 従前規定の適用

軽油を燃料とする車両総重量が 1.7t を超え 2.5t 以下の普通自動車及び小型自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。)であって、平成 19 年 8 月 31 日以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であって、平成 17 年 10 月 1 日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、次の適用表の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、4 - 50 - 1 - 1 の規定の適用にあつては同表の無負荷急加速黒煙規制値、4 - 50 - 1 - 2(1) の規定の適用にあつては同表のモード規制値の欄に掲げる値及び 4 - 50 - 1 - 2 の規定の適用にあつてはディーゼル 4 モード欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。
適用表 軽油を燃料とする車両総重量が 1.7t を超えて 2.5t 以下である自動車(乗車定員が 10 人以下である乗用自動車を除く。)

区 分					4 - 50 - 1 - 2(1) 工関係						4-50-1-2(1) 関係		4 - 50 - 7 - 1 - 1 関係		
規制年	識別号	適用時期			測定モード (単位)	モード規制値					適用関係 告示根拠	ディーゼル 4 モード (%)	適用関係 告示根拠	無負荷急加速 黒煙規制値 (%)	適用関係 告示根拠
		新 型 生産車	継 続 生産車	輸 入 車		CO	HC	NOx	PM	備考					
なし	なし	昭 54.3.31 以前	昭 55.2.29 以前	昭 56.3.31 以前	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	50	36 項
昭 54	K	昭 54.4.1	昭 55.3.1	昭 56.4.1	6 (ppm)	980	670	450	同上	直噴式	17 項	同上	同上	同上	同上
						980	670	700	同上						
57	N	昭 57.10.1	昭 58.9.1	昭 59.4.1	同上	980	670	390	同上	直噴式	18 項	同上	同上	同上	同上
						980	670	700	同上						
58	P	昭 58.8.1	昭 59.7.1	昭 60.4.1	同上	980	670	390	同上	直噴式	22 項	同上	同上	同上	同上
						980	670	610	同上						
63	S	昭 63.12.1	平 1.11.1	平 3.4.1	同上	980	670	350	同上	直噴式	34 項	同上	同上	同上	同上
						980	670	500	同上						
平 5	KB	平 5.10.1	平 6.9.1	平 7.4.1	10・15 (g/km)	2.70	0.62	1.82	0.43		43 項	同上	同上	40	46 項
9	KF HB DD WD DE WE DF WF	平 9.10.1	平 11.7.1	平 12.4.1	同上	2.70	0.62	0.97	0.18	MT	47 項	同上	同上	25	同上
						2.70	0.62	0.97	0.43	AT					
10	KJ HE DN WN DP WP DQ WQ	平 10.10.1	平 11.9.1	同上	同上	2.70	0.62	0.97	0.18		67 項	同上	同上	同上	同上
15	KQ HX TJ XJ LJ YJ UJ ZJ	平 15.10.1	平 16.9.1	平 16.9.1	同上	0.98	0.24	0.68	0.12		76 項	25	1 項	同上	同上
17	ACF ADF BCF BDF CCF CDF DCF DDF	平 17.10.1	平 19.9.1	平 19.9.1	10・15 モード× 0.88 + 11 モード× 0.12/4.083 (g/km)	0.84	0.032	0.33	0.020	HC については NMHC とする。		同上		同上	

注 1 ~ 3 (略)

4 - 50 - 16 従前規定の適用

軽油を燃料とする車両総重量が 2.5t を超え 3.5t 以下の普通自動車及び小型自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。)であって、平成 19 年 8 月 31 日以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であって、平成 17 年 10 月 1 日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、次の適用表 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、4 - 50 - 1 - 1 の規定の適用にあつては同表の無負荷急加速黒煙規制の値、4 - 50 - 1 - 2 (1) の規定の適用にあつては同表のモード規制値の欄に掲げる値及び 4 - 50 - 1 - 2 の規定の適用にあつてはディーゼル 4 モード欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

適用表 軽油を燃料とする車両総重量が 2.5t を超えて 3.5t 以下である自動車(乗車定員が 10 人以下である乗用自動車を除く。)

区 分					4 - 50 - 1 - 2 (1) 工関係						4-50-1-2(1) 関係		4 - 50 1 - 1 関係		
規制年	識別記号	適用時期			測定モード(単位)	モード規制値					適用関係告示根拠	ディーゼル 4 モード (%)	適用関係告示根拠	無負荷急加速黒煙規制値 (%)	適用関係告示根拠
		新 型 生産車	継 続 生産車	輸 入 車		CO	HC	NOx	PM	備考					
なし	なし	昭 54.3.31 以前	昭 55.2.29 以前	昭 56.3.31 以前	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	50	36 項
昭 54	K	昭 54.4.1	昭 55.3.1	昭 56.4.1	6 (ppm)	980	670	450	同上		17 項	同上	同上	同上	同上
57	N	昭 57.10	昭 58.9.1	昭 59.4.1	同上	980	670	390	同上	直噴式	18 項	同上	同上	同上	同上
58	P	昭 58.8.1	昭 59.7.1	昭 60.4.1	同上	980	670	390	同上	直噴式	22 項	同上	同上	同上	同上
63	S	昭 63.12	平 1.11.1	平 3.4.1	同上	980	670	390	同上	直噴式を除く。	25 項	同上	同上	同上	同上
平 1	U	平 1.10.1	平 2.9.1	平 3.4.1	同上	980	670	350	同上	直噴式	38 項	同上	同上	同上	同上
2	W	平 2.10.1	平 3.9.1	平 4.4.1	同上	980	670	350	同上	直噴式	38 項	同上	同上	同上	同上
6	KC	平 6.10.1	平 7.9.1	平 8.4.1	13 (g/kW)	9.20	3.80	6.80	0.96		44 項	同上	同上	40	50 項 56 項
9	KG HC DG WG DH DJ WJ	平 9.10.1	平 11.7.1	平 12.4.1	同上	9.20	3.80	5.80	0.49		68 項	同上	同上	25	同上
15	KR TK XK LK YK UK ZK	平 15.10.1	平 16.9.1	平 16.9.1	同上	3.46	1.47	4.42	0.35	車両総重量 12t 以下	77 項	25	1 項	同上	同上
17	ACF ADF BCF BDF CCF CDF DCF DDF	平 17.10.1	平 19.9.1	平 19.9.1	10・15 モード × 0.88 + 11 モード × 0.12/4.083 (g/km)	0.84 ²	0.03 ³	0.3	0.020	HC については NMHC とする。		同上		同上	

注 1 ~ 3 (略)

4 - 50 - 17 従前規定の適用

軽油を燃料とする車両総重量が3.5tを超える普通自動車及び小型自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。)であって、平成19年8月31日以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であって、車両総重量が12t以下であるものについては平成17年10月1日以降に、車両総重量が12tを超えるものについては平成16年10月1日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、次の適用表の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、4-50-1-1の規定の適用にあつては同表の無負荷急加速黒煙規制値、4-50-1-2(1)の規定の適用にあつては同表のモード規制値の欄に掲げる値及び4-50-1-2の規定の適用にあつてはディーゼル4モード欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

適用表 軽油を燃料とする車両総重量が3.5tを超える自動車(乗車定員が10人以下である乗用自動車を除く。)

規制年	識別記号	区 分			4-50-1-2(1) 関係							4-50-1-2(1) 関係		4-50-1-1 関係	
		適用時期			測定モード(単位)	モード規制値					適用関係告示根拠	ディーゼル4モード(%)	適用関係告示根拠	無負荷急加速黒煙規制値(%)	適用関係告示根拠
		新型生産車	継続生産車	輸入車		CO	HC	NOx	PM	備考					
なし	なし	昭54.3.31以前	昭55.2.29以前	昭56.3.31以前	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	50	36項
昭54	K	昭54.4.1	昭55.3.1	昭56.4.1	6 (ppm)	980	670	450	同上		17項	同上	同上	同上	同上
						980	670	700	同上	直噴式					
57	N	昭57.10	昭58.9.1	昭59.4.1	同上	980	670	390	同上		18項	同上	同上	同上	同上
						980	670	700	同上	直噴式					
58	P	昭58.8.1	昭59.7.1	昭60.4.1	同上	980	670	390	同上		22項	同上	同上	同上	同上
						980	670	610	同上	直噴式					
平1	U	平1.10.1	平2.9.1	平3.4.1	同上	980	670	390	同上		27項	同上	同上	同上	同上
						980	670	610	同上	直噴式					
2	W	平2.10.1	平3.9.1	平4.4.1	同上	980	670	350	同上		38項	同上	同上	同上	同上
						980	670	520	同上	直噴式					
6	KC	平6.10.1	平7.9.1	平8.4.1	13 (g/kW)	9.20	3.80	6.80	0.96		48項	同上	同上	40	50項 56項
						9.20	3.80	7.80	0.96	直噴式					
10	KK HF DR WR DS WS DT WT	平10.10	平11.9.1	平12.4.1	同上	9.20	3.80	5.80	0.49	車両総重量12t以下	68項	同上	同上	25	同上
11	KL KM HM DU WU DV WV DW WW	平11.10	平12.9.1	平13.4.1	同上	9.20	3.80	5.80	0.49	車両総重量12t超	69項	同上	同上	同上	同上
15	KR HY TL XL LL YL UL ZL PA VA PB VB PC VC PD VD PE VE PF VF	平15.10	平16.9.1	平16.9.1	同上	3.46	1.47	4.42	0.35	車両総重量12t以下	77項	25	1項	同上	同上

	PG VG PH VH																	
16	KS HZ TM XM LM YM UM ZM PJ VJ PK VK PL VL PM VM PN VN PP VP PQ VQ PR VR	平 16.10	平 17.9.1	平 17.9.1	同上	3.46	1.47	4.42	0.35	車両総重量 12t 超	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
17	ACG ADG BCG BDG CCG CDG DCG DDG	平 17.10.1	平 19.9.1	平 19.9.1	JE05 (g/kWh)	2.95	0.23	2.70	0.036	HC については、MHCとする。		同上		同上				
注 1 ~ 3 (略)																		

4 - 50 排気管からの排出ガス発散防止性能

4 - 50 - 4 適用関係の整理

4 - 50 - 12 従前規定の適用

軽油を燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車(車両重量が 1,265kg 以下のものに限る。)であって、平成 19 年 8 月 31 日以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であって、平成 14 年 10 月 1 日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、次の適用表の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、4 - 50 - 1 - 1 の規定の適用にあつては同表の無負荷急加速黒煙規制の値、4 - 50 - 1 - 2 (1) の規定の適用にあつては同表のモード規制値の欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

適用表 軽油を燃料とする車両重量が 1,265kg 以下の乗車定員が 10 人以下である乗用自動車

区 分					4 - 50 - 1 - 2 (1) ア関係						4 - 50 - 1 - 1 関係		
規制年	識別記号	適用時期			測定モード (単位)	モード規制値					適用関係告示根拠	無負荷急加速黒煙規制値 (%)	適用関係告示根拠
		新 型 生産車	継 続 生産車	輸 入 車		CO	HC	NOx	PM	備考			
なし	なし	昭 54.3.31 以前	昭 55.2.29 以前	昭 56.3.31 以前	なし	なし	なし	なし	なし		なし	50	40 項
昭 54	K	昭 54.4.1	昭 55.3.1	昭 56.4.1	6 (ppm)	980	670	450	同上		17 項	同上	同上
						980	670	700	同上	直噴式			
57	N	昭 57.1.1	昭 57.12.1	昭 59.4.1	同上	980	670	390	同上		20 項	同上	同上
						980	670	610	同上	直噴式			
61	Q	昭 61.10.1	昭 62.9.1	昭 63.4.1	10 (g/km)	2.70	0.62	0.98	同上	MT	28 項	同上	同上
		昭 62.10.1	昭 63.9.1	平 1.4.1	同上	2.70	0.62	0.98	同上	AT			
平 2	X	平 2.12.1	平 3.11.1	平 5.4.1	同上	2.70	0.62	0.72	同上		30 項	同上	同上
3	X	平 3.11.1	同上	同上	10・15 (g/km)	2.70	0.62	0.72	同上		37 項	同上	同上
6	KD	平 6.10.1	平 7.9.1	平 8.4.1	同上	2.70	0.62	0.72	0.34		43 項	40	46 項
9	KE HA DA WA DB WB DC WC	平 9.10.1	平 11.7.1	平 12.4.1	同上	2.70	0.62	0.55	0.14		62 項	25	
14	KM HT TF XF LF YF UF ZF	平 14.10.1	平 16.9.1	平 16.9.1	同上	0.98	0.24	0.43	0.11		76 項	同上	
17	ACB ADB BCB BDB CCB CDB DCB DDB	平 17.10.1	平 19.9.1	平 19.9.1	10・15 モード × 0.88 + 11 モード × 0.12 / 4.083 (g/km)	0.84	0.032	0.19	0.017	HC については NMHC とする。		同上	

注 1 ~ 5 (略)

4 - 50 - 13 従前規定の適用

軽油を燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車(車両重量が 1,265kg を超えるものに限る。)であって、平成 14 年 10 月 1 日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、次の適用表の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、4 - 50 - 1 - 1 の規定の適用にあつては同表の無負荷急加速黒煙規制の値、4 - 50 - 1 - 2(1) の規定の適用にあつては同表のモード規制値の欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

適用表 軽油を燃料とする車両重量が 1,265kg を超える乗車定員が 10 人以下である乗用自動車

区 分					4 - 50 - 1 - 2(1) イ関係						4 - 50 - 1 - 1 関係		
規制年	識別記号	適用時期			測定モード (単位)	モード規制値					適用関係告示根拠	無負荷急加速黒煙規制値 (%)	適用関係告示根拠
		新型生産車	継続生産車	輸入車		CO	HC	NOx	PM	備考			
なし	なし	昭 54.3.31 以前	昭 55.2.29 以前	昭 56.3.31 以前	なし	なし	なし	なし	なし		なし	50	40 項
昭 54	K	昭 54.4.1	昭 55.3.1	昭 56.4.1	6 (ppm)	980	670	450	同上		17 項	同上	同上
						980	670	700	同上	直噴式			
57	N	昭 57.1.1	昭 57.12.1	昭 59.4.1	同上	980	670	390	同上		20 項	同上	同上
						980	670	610	同上	直噴式			
61	Q	昭 61.10.1	昭 62.9.1	昭 63.4.1	10 (g/km)	2.70	0.62	1.26	同上	MT	30 項	同上	同上
		昭 62.10.1	昭 63.9.1	平 1.4.1	同上	2.70	0.62	1.26	同上	AT			
平 3	Q	平 3.11.1	平 3.11.1	平 5.4.1	10・15(g/km)	2.70	0.62	1.26	同上		30 項 31 項	同上	同上
4	Y	平 4.10.1	平 5.9.1	平 6.4.1	同上	2.70	0.62	0.84	同上		37 項	同上	同上
6	KD	平 6.10.1	平 7.9.1	平 8.4.1	同上	2.70	0.62	0.84	0.34		47 項	40	46 項
10	KH HD DK WK DL WL DM WM	平 10.10.1	平 11.9.1	平 12.4.1	同上	2.70	0.62	0.55	0.14		62 項	25	
14	KN TG XG LG YG UG ZG	平 14.10.1	平 16.9.1	平 16.9.1	同上	0.98	0.24	0.45	0.11		76 項	同上	
17	ACC ADC BCC BDC CCC CDC DCC DDC	平 17.10.1	平 19.9.1	平 19.9.1	10・15 モード × 0.88 + 11 モード × 0.12/4.083 (g/km)	0.84	0.032	0.20	0.019	HC については NMHC とする。		同上	

注 1 ~ 5 (略)

4 - 50 - 14 従前規定の適用

軽油を燃料とする車両総重量が 1.7t 以下の普通自動車及び小型自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。)であって、平成 19 年 8 月 31 日以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であって、平成 14 年 10 月 1 日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、次の適用表の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、4 - 50 - 1 - 1 の規定の適用にあつては同表の無負荷急加速黒煙規制の値、4 - 50 - 1 - 2(1) の規定の適用にあつては同表のモード規制値の欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

適用表 軽油を燃料とする車両総重量が 1.7t 以下である自動車(乗車定員が 10 人以下である乗用自動車を除く。)

区 分					4 - 50 - 1 - 2(1) ウ関係						4 - 50 - 1 - 1 関係		
規制年	識別記号	適用時期			測定モード (単位)	モード規制値					適用関係告示根拠	無負荷急加速黒煙規制値 (%)	適用関係告示根拠
		新型生産車	継続生産車	輸入車		CO	HC	NOx	PM	備考			
なし	なし	昭 54.3.31 以前	昭 55.2.29 以前	昭 56.3.31 以前	なし	なし	なし	なし	なし		なし	50	36 項
昭 54	K	昭 54.4.1	昭 55.3.1	昭 56.4.1	6 (ppm)	980	670	450	同上		17 項	同上	同上
						980	670	700	同上	直噴式			
57	N	昭 57.10.1	昭 58.9.1	昭 59.4.1	同上	980	670	390	同上		18 項	同上	同上
						980	670	700	同上	直噴式			
58	P	昭 58.8.1	昭 59.7.1	昭 60.4.1	同上	980	670	390	同上		22 項	同上	同上
						980	670	610	同上	直噴式			
63	S	昭 63.12.1	平 1.11.1	平 3.4.1	10 (g/km)	2.70	0.62	1.26	同上		30 項	同上	同上
平 3	S	平 3.11.1	平 3.11.1	平 5.4.1	10・15 (g/km)	2.70	0.62	1.26	同上		33 項	同上	同上
5	KA	平 5.10.1	平 6.9.1	平 7.4.1	同上	2.70	0.62	0.84	0.34		43 項	40	46 項
9	KE HA DA WA DB WB DC WC	平 9.10.1	平 11.7.1	平 12.4.1	同上	2.70	0.62	0.55	0.14		62 項	25	
14	KP HW TH XH LH YH UH ZH	平 14.10.1	平 16.9.1	平 16.9.1	同上	0.98	0.24	0.43	0.11		76 項	同上	
17	ACE ADE BCE BDE CCE CDE DCE DDE	平 17.10.1	平 19.9.1	平 19.9.1	10・15 モード × 0.88 + 11 モード × 0.12 / 4.083 (g/km)	0.84	0.032	0.19	0.017	HC については NMHC とする。		同上	

注 1 ~ 3 (略)

4 - 50 - 15 従前規定の適用

軽油を燃料とする車両総重量が 1.7t を超え 2.5t 以下の普通自動車及び小型自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。)であって、平成 19 年 8 月 31 日以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であって、平成 15 年 10 月 1 日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、次の適用表 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、4 - 50 - 1 - 1 規定の適用にあつては同表の無負荷急加速黒煙規制値の値、4 - 50 - 1 - 2(1) の規定の適用にあつては同表のモード規制値の欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

適用表 軽油を燃料とする車両総重量が 1.7t を超えて 2.5t 以下である自動車(乗車定員が 10 人以下である乗用自動車を除く。)

区 分					4 - 50 - 1 - 2(1) 工関係						4 - 50 - 7 - 1 - 1 関係		
規制年	識別記号	適用時期			測定モード (単位)	モード規制値					適用関係告示根拠	無負荷急加速黒煙規制値 (%)	適用関係告示根拠
		新型生産車	継続生産車	輸入車		CO	HC	NOx	PM	備考			
なし	なし	昭 54.3.31 以前	昭 55.2.29 以前	昭 56.3.31 以前	なし	なし	なし	なし	なし		なし	50	36 項
昭 54	K	昭 54.4.1	昭 55.3.1	昭 56.4.1	6 (ppm)	980	670	450	同上		17 項	同上	同上
						980	670	700	同上	直噴式			
57	N	昭 57.10.1	昭 58.9.1	昭 59.4.1	同上	980	670	390	同上		18 項	同上	同上
						980	670	700	同上	直噴式			
58	P	昭 58.8.1	昭 59.7.1	昭 60.4.1	同上	980	670	390	同上		22 項	同上	同上
						980	670	610	同上	直噴式			
63	S	昭 63.12.1	平 1.11.1	平 3.4.1	同上	980	670	350	同上		34 項	同上	同上
						980	670	500	同上	直噴式			
平 5	KB	平 5.10.1	平 6.9.1	平 7.4.1	10・15(g/km)	2.70	0.62	1.82	0.43		43 項	40	46 項
9	KF HB DD WD DE WE DF WF	平 9.10.1	平 11.7.1	平 12.4.1	同上	2.70	0.62	0.97	0.18	MT	47 項	25	
						2.70	0.62	0.97	0.43	AT			
10	KJ HE DN WN DP WP DQ WQ	平 10.10.1	平 11.9.1	同上	同上	2.70	0.62	0.97	0.18		67 項	同上	
15	KQ HX TJ XJ LJ YJ UJ ZJ	平 15.10.1	平 16.9.1	平 16.9.1	同上	0.98	0.24	0.68	0.12		76 項	同上	
17	ACF ADF BCF BDF CCF CDF DCF DDF	平 17.10.1	平 19.9.1	平 19.9.1	10・15 モード × 0.88 + 11 モード × 0.12/4.083 (g/km)	0.84	0.032	0.33	0.020	HC については NMHC とする。		同上	

注 1 ~ 3 (略)

4 - 50 - 16 従前規定の適用

軽油を燃料とする車両総重量が 2.5t を超え 3.5t 以下の普通自動車及び小型自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。)であって、平成 19 年 8 月 31 日以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であって、平成 15 年 10 月 1 日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、次の適用表 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、4 - 50 - 1 - 1 の規定の適用にあつては同表の無負荷急加速黒煙規制の値、4 - 50 - 1 - 2(1) の規定の適用にあつては同表のモード規制値の欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

適用表 軽油を燃料とする車両総重量が 2.5t を超えて 3.5t 以下である自動車(乗車定員が 10 人以下である乗用自動車を除く。)

区 分					4 - 50 - 1 - 2(1) 工関係						4 - 50 1 - 1 関係		
規制年	識別記号	適用時期			測定モード (単位)	モード規制値					適用関係告示根拠	無負荷急加速黒煙規制値 (%)	適用関係告示根拠
		新 型 生 産 車	継 続 生 産 車	輸 入 車		CO	HC	NOx	PM	備考			
なし	なし	昭 54.3.31 以前	昭 55.2.29 以前	昭 56.3.31 以前	なし	なし	なし	なし	なし		なし	50	36 項
昭 54	K	昭 54.4.1	昭 55.3.1	昭 56.4.1	6 (ppm)	980	670	450	同上		17 項	同上	同上
57	N	昭 57.10.1	昭 58.9.1	昭 59.4.1	同上	980	670	700	同上	直噴式	18 項	同上	同上
58	P	昭 58.8.1	昭 59.7.1	昭 60.4.1	同上	980	670	390	同上		22 項	同上	同上
63	S	昭 63.12.1	平 1.11.1	平 3.4.1	同上	980	670	610	同上	直噴式を除く。	25 項	同上	同上
平 1	U	平 1.10.1	平 2.9.1	平 3.4.1	同上	980	670	350	同上		38 項	同上	同上
2	W	平 2.10.1	平 3.9.1	平 4.4.1	同上	980	670	520	同上	直噴式	38 項	同上	同上
6	KC	平 6.10.1	平 7.9.1	平 8.4.1	13 (g/kWh)	9.20	3.80	6.80	0.96		44 項	40	50 項 56 項
9	KG HC DG WG DH WH DJ WJ	平 9.10.1	平 11.7.1	平 12.4.1	同上	9.20	3.80	5.80	0.49		68 項	25	
15	KR TK XK LK YK UK ZK	平 15.10.1	平 16.9.1	平 16.9.1	同上	3.46	1.47	4.42	0.35	車両総重量 12t 以下	77 項	同上	
17	ACF ADF BCF BDF CCF CDF DCF DDF	平 17.10.1	平 19.9.1	平 19.9.1	10・15 モード × 0.88 + 11 モード × 0.12/4.083 (g/km)	0.84	0.32	0.33	0.20	HC については NMHC とする。		同上	

注 1 ~ 3 (略)

4 - 50 - 17 従前規定の適用

軽油を燃料とする車両総重量が3.5tを超える普通自動車及び小型自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。)であって、平成19年8月31日以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であって、車両総重量が12t以下であるものについては平成15年10月1日以降に、車両総重量が12tを超えるものについては平成16年10月1日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、次の適用表の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、4-50-1-1の規定の適用にあつては同表の無負荷急加速黒煙規制値、4-50-1-2(1)の規定の適用にあつては同表のモード規制値の欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

適用表 軽油を燃料とする車両総重量が3.5tを超える自動車(乗車定員が10人以下である乗用自動車を除く。)

区 分					4 - 50 - 1 - 2 (1) 関係							4 - 50 1 - 1 関係	
規制年	識別記号	適用時期			測定モード (単位)	モード規制値					適用関係告示根拠	無負荷急加速黒煙規制値 (%)	適用関係告示根拠
		新 型 生 産 車	継 続 生 産 車	輸 入 車		CO	HC	NOx	PM	備考			
なし	なし	昭54.3.31以前	昭55.2.29以前	昭56.3.31以前	なし	なし	なし	なし	なし		なし	50	36項
昭54	K	昭54.4.1	昭55.3.1	昭56.4.1	6 (ppm)	980	670	450	同上		17項	同上	同上
						980	670	700	同上	直噴式			
57	N	昭57.10.1	昭58.9.1	昭59.4.1	同上	980	670	390	同上		18項	同上	同上
						980	670	700	同上	直噴式			
58	P	昭58.8.1	昭59.7.1	昭60.4.1	同上	980	670	390	同上		22項	同上	同上
						980	670	610	同上	直噴式			
平1	U	平1.10.1	平2.9.1	平3.4.1	同上	980	670	390	同上		27項	同上	同上
						980	670	610	同上	直噴式			
2	W	平2.10.1	平3.9.1	平4.4.1	同上	980	670	350	同上		38項	同上	同上
						980	670	520	同上	直噴式			
6	KC	平6.10.1	平7.9.1	平8.4.1	13 (g/kWh)	9.20	3.80	6.80	0.96		48項	40	50項 56項
						9.20	3.80	7.80	0.96	直噴式			
10	KK HF DR WR DS WS DT WT	平10.10.1	平11.9.1	平12.4.1	同上	9.20	3.80	5.80	0.49	車両総重量12t以下	68項	25	
11	KL KM HM DU WU DV WV DW WW	平11.10.1	平12.9.1	平13.4.1	同上	9.20	3.80	5.80	0.49	車両総重量12t超	69項	同上	
15	KR HY TL XL LL YL UL ZL PA VA PB VB PC VC PD VD PE VE PF VF PG VG PH VH	平15.10.1	平16.9.1	平16.9.1	同上	3.46	1.47	4.42	0.35	車両総重量12t以下	77項	同上	

16	KS HZ TM XM LM YM UM ZM PJ VJ PK VK PL VL PM VM PN VN PP VP PQ VQ PR VR	平 16.10.1	平 17.9.1	平 17.9.1	同上	3.46	1.47	4.42	0.35	車両総重量2t 超	同上	同上
17	ACG ADG BCG BDG CCG CDG DCG DDG	平 17.10.1	平 19.9.1	平 19.9.1	JE05 (g/kWh)	2.95	0.23	2.70	0.036	HCについては、 MHC とする。		同上

注1～3 (略)